独評発第0828012号 平成21年8月28日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長 近藤 達也 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会 委員長 井原 哲



独立行政法人医薬品医療機器総合機構の平成20年度事業年度に係る 業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成20年度事業年度に係る業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。





# 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の平成20年度の業務実績の評価結果

平成21年8月21日厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成20年度業務実績について

## (1) 評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「総合機構」という。)は、認可 法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医 薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われてい た医療機器の同一性調査業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人と して発足したものである。

今年度の総合機構の業務実績の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標(平成16年度~20年度)の最終年度(平成20年4月~21年3月)の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等、当委員会が実施した国民からの意見募集に寄せられた意見も踏まえ、評価を実施した。

なお、総合機構については、欧米に比べて審査及び安全対策に従事する人員の 少なさが指摘されており、欧米に比べて新医薬品及び新医療機器が上市されるの に数年遅れている、いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消及び安全対 策体制の強化のために平成19年度から第二期中期目標期間にかけて増員が認め られ、体制強化が図られているところであることを特記しておきたい。

# (2) 平成20年度業務実績全般の評価

総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行うことを通じて、国民保健の向上に貢献することを目的としており、これらの事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

平成20年度においては、増員計画を受けて増員が図られているところであるが、同時に、審査の迅速化等のために研修の充実による質の向上や各国規制当局及び国際機関との連携を強化していくため、新たにレギュラトリーサイエンス推進部、国際部を発足させ、新薬審査第5部を新設する等体制の強化も図られている。特に国際活動においては、「世界のPMDA」を目指し、総合機構の使命を対外的に明確に伝えるために「PMDAの理念」を策定したり、積極的な国際活動を推進するための基本方針として「PMDA国際戦略」を策定する等国際社会との連携を視野に入れた様々な方策を打ち出している。

また、平成19年度に引き続き、総合機構の業務運営に関する連絡調整を行う 「幹部会」、「総合機構改革本部」、「審査等業務進行管理委員会」、「リスク 管理委員会」等、理事長が業務の進捗状況を直接把握し、必要な指示を行う場の 設置及び機構の全般の連絡調整の強化を行うことにより、理事長のトップマネジ メントによる組織体制が確立されている。さらに、学識経験者等による審議機関 である「運営評議会」等を定期的に開催するなど、効率的かつ機動的な業務運営 や、業務の公正性、透明性の確保等のための取組が有効に機能しており、中期計 画に照らし十分な成果を上げている。

課題となっていた人員不足については、専門性の高い有能な人材の確保が進み、新薬審査部門を中心に増員が行われたが、平成18年度末に認められた平成19年度から3カ年での236名の増員については、計画よりも遅れ気味のため、引き続き、積極的な公募による人材の確保に努めるとともに、職員の資質や能力の向上を図るため、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施し、人員体制のより一層の充実・強化がなされていくことを期待する。

財務状況については、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施したり、業務の効率化等により、経費の削減も図られた。その結果、一般管理費及び事業費の経費節減については、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成20年度予算から欠員分の人件費を除いた額と比較して、それぞれ4.8%減、6.6%減と、平成19年度に引き続き、中期計画を大きく上回る実績を上げることができたことは評価する。

なお、当期純利益16.7億円(当初見込み利益1.3億円)は、救済給付金の支給が当初見込みよりも少なかったことから発生した副作用救済勘定と感染救済勘定の当期純利益計17.1億円が主たる要因であり、自助努力とは言えない利益であることを踏まえれば、総合機構の高い自己評価は妥当ではないと考える。

人件費に関しては、医薬品の承認審査等を担当する優秀な人材を確保するに当たって、給与水準の高い製薬企業等と競合関係にあるという特殊事情は理解できるが、対国家公務員指数が104.4と高いため、平成19年度から人事評価制度や国家公務員の給与構造改革を踏まえた新給与制度を導入するなど見直しが進められているが、対国家公務員指数を100に近づけるよう更なる努力が必要である。

個別の各業務のうち、副作用救済給付業務については、請求件数の増加にもかかわらず、標準的事務処理期間8ヶ月以内の達成率について、中期計画で掲げた60%を上回る74.3%という高い水準を維持していることは高く評価する。今後は、救済制度を必要としている人たちのために、標準的事務処理期間6カ月以内を60%以上という第二期中期計画で掲げた目標を達成できるよう、更なる効率的な事務処理を期待する。

審査等業務については、より有効でより安全な医薬品及び医療機器をより早く国民に提供するという目標の達成に向け、審査の迅速化に向けた体制の整備が着実に進展しつつあるが、未だ発展途上である。承認審査の事務処理期間について、新医療機器の優先審査品目については計画した審査事務処理期間の目標を上回ったが、新医薬品全体及び優先審査品目並びに医療機器全体は、計画した審査事務処理期間の目標を下回った。研修体制の整備、治験相談対応体制の拡充、国際共同治験への注力等が行われていることにより、将来の審査の迅速化に向けて着々と基盤整備が図られているが、早い体制整備の確立と一層の努力を行う必要がある。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」としてリスクマネジメントの機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、医薬品等の安全対策に有効な新手法として、統計解析手法の1つであるデータマイニング手法の導入に向けた検討が続けられており、平成20年度においては、同手法を活用するための業務支援システムの開発が完了し、「予測予防型」の取組の充実に向けた新事業が着実に展開されている。また、企業や医療関係者並びに患者や一般消費者に対する医薬品等の安全性情報の提供についても、「医薬品医療機器情報配信サービス」の実施、「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載、収集されたヒヤリ・ハット情報の分析結果の総合機構医療安全情報としてホームページへの掲載など、サービスの向上に取り組んでおり、掲載数、アクセス数ともに着実に伸びていることから、適切に運営されていると評価する。

これらを踏まえると、中期目標の最終年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体として総合機構の設立目的に資するものであり、一定の評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。 また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

### 2. 具体的な評価内容

- (1)業務運営の効率化に関する措置について
  - ① 目標管理による業務運営・トップマネジメント

目標管理制度の意義・必要性について新任者研修等により職員に周知徹底を図り、業務計画表に沿った業務運営、中間報告ヒアリングを実施して進捗管理を行うなど、目標管理制度が有効に機能している。また、総合機構の業務運営に関する連絡調整を行う「幹部会」、改革の方向等について検討を行う「総合機構改革本部」、医薬品等の審査等業務の進捗状況の把握、進行管理の改善を検討する「審査等業務進行管理委員会」、総合機構内のリスク管理に関するモニタリングを行

うための「リスク管理委員会」等を開催し、トップマネジメント体制の確立のための取組が更に進められ、業務運営の効率化、迅速化が図られた。また、「世界のPMDA」を目指し、総合機構の使命を対外的に明確に伝えるために平成20年9月に「PMDAの理念」を策定したり、第2期中期目標期間における広報活動の基本方針として「PMDA広報戦略」、同じく国際活動の基本方針として「PMDA国際戦略」を策定するなど、積極的な事業展開が行われていることを評価する。

# ② 人事に関する事項及びセキュリティの確保

平成19年度に導入した人事評価制度を引き続き実施し、平成20年度にはその結果を昇給や賞与に反映させており、着実に実施されていることを評価する。 また、「研修委員会」を開催し、委員会で定めた基本方針や研修年度計画に沿って系統的な研修が行われ、職員の能力や質の向上が図られている。

また、製薬企業等の職歴を有する者には採用後5年間の業務の従事制限を規定 し、採用時において、それらを遵守する誓約書を求めるなど、製薬企業等との不 適切な関係が疑われないよう厳格な人事管理がなされていることも評価する。

I Dカードによる入退室管理システムの運用、情報データのバックアップデータの遠隔地保管、電子メールの暗号化によるセキュリティの向上化を図るシステム(セキュアメール)の利用拡大など、セキュリティ面でも目標を達成していると認められ、評価する。

# (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

### ① 国民に対するサービスの向上

総合機構来訪者等が意見・要望・苦情等を容易に伝えられるようにするため、 平成18年11月よりFAXによる受付を開始し、更に平成19年6月からは総 合機構ホームページ上からの受付を開始し、平成20年度においても引き続き実 施されている。また、地方の薬剤師会や全国薬害被害者団体連絡協議会等が主催 するイベントにおいて総合機構の業務についてPRすると同時に医薬品や医療機 器に関する正しい知識・情報の普及に努めていることを評価する。さらに平成 20年度は第2期中期目標期間における総合機構の広報活動の基本方針として 「PMDA広報戦略」を策定したことにより、今後更に積極的な情報発信が行わ れることを期待する。

### ② 審議機関の設置等による透明性の確保

総合機構の全体の業務について審議するため、学識経験者等を構成員として設置された運営評議会及びその下に設置された救済業務委員会と審査・安全業務委

員会については、平成20年度は計9回開催されており、総合機構の業務の報告、委員からの提言等が行われた。各会議は全て公開され、その議事録及び資料が総合機構のホームページで積極的に公表されている。特に、運営評議会及び審査・安全業務委員会では企業出身者の就業状況について報告がなされ、特定の企業の利益が業務に反映されることのないよう配慮がなされており、業務の公正性、透明性が確保されていると評価する。また、平成19年度に策定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年度はサーバ統合・データベース統合等の要件定義を行い、システム最適化が着実に進められていることや、標準業務手順書(SOP)を実情に合わせてその都度改正作業を行うなど、効率的な業務運営が図られていることも評価する。

### (3) 財務内容の改善等について

### ① 各種経費節減等

法人全体として、平成20年度は、当初の見込みとして1.3億円の利益計上のところ、当期純利益16.7億円を計上した。これは副作用救済勘定と感染救済勘定から発生している当期純利益17.1億円が主たる要因であり、審査等勘定は赤字である。審査等勘定の赤字は、安全対策等事業に係るシステム改修等を行うことを当初の予算から組んでいたものであり運営上の問題ではないが、審査事業の繰越欠損金の解消については引き続き検討する必要がある。一方、「随意契約見直し計画」に基づいて、平成20年度見直し対象契約を全て一般競争入札に移行したことや業務の効率化等により、一般管理費及び事業費の節減に努め、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成20年度予算から欠員分の人件費を除いた額と比較して、一般管理費は4.8%、事業費は6.6%の節減を行い、目標を大きく上回る効率的な予算執行を達成していることは高く評価する。今後も引き続き、更なる一般競争入札の促進等により、経費節減につなげていくことを期待する。

人件費についても、平成19年度に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度による支給を実施し、平成17年度の期初の人件費から3%の削減を折り込んだ人件費の上限額以上の削減を達成しているが、対国家公務員指数は、地域・学歴を勘案しても104.4と高い水準にあり、医薬品の承認審査等のために優秀な人材の確保が不可欠であることも理解できるが、更なる努力を期待したい。

### ② 拠出金の徴収及び管理

平成20年度において、副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は100%となっており、中期計画における目標値99.0%以上を達成し

ている。また、安全対策等拠出金の収納率は、中期計画において、中期目標期間終了時までに他の拠出金と同様の収納率を目指すこととされているが、平成19年度は97.6%だったところが、平成20年度は99.0%となり、中期計画における目標値を達成した。以上のように、拠出金の徴収及び管理については、十分な成果を上げたと評価する。

### (4) 各業務の評価について

### ① 健康被害救済給付業務

副作用救済給付業務については、情報提供の拡充及び見直しや広報活動の積極的実施等により、相談件数、ホームページのアクセス件数ともに、中期目標終了時の目標値及び平成19年度の実績値を上回っており、特に相談件数に関しては、平成19年度の7,257件から17,296件と倍以上の伸びを見せており、救済制度の普及に努めていることは高く評価する。

また、救済給付の決定件数(処理件数)は、設立当初から、事務処理をより迅速に進めた結果、支給・不支給の決定件数は平成19年度が855件であったのに対し、平成20年度は919件と着実に増加している。これにより救済給付の標準的事務処理期間の達成率は、中期計画における目標値60%を上回る74.3%となり、処理対象件数が増加している中で高い達成率を維持している。今後は、第二期中期計画で掲げている標準的事務処理期間6ヶ月以内の達成率60%以上を達成することを期待する。

医薬品による被害実態調査については、平成18年4月に設置した「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究班」において、平成19年度の調査研究実績をとりまとめ、平成20年12月開催の救済業務委員会に報告のうえ、ホームページで公表している。今後は、その結果を救済事業にどのように反映させるか分析・検討を行う必要があると考える。

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び受託 給付業務、また平成19年度に始まった特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝 固第IX因子製剤によるC型肝炎感染患者に対する給付業務等については、個人情 報に配慮し、委託契約の内容に基づき適切に事業が実施されており、引き続き、 当該業務が適切に実施されることを期待する。

### ② 審查等業務

新医薬品の承認件数は、平成19年度が81件であったのに対し、平成20年度においては79件とやや減少したが、新医薬品の審査事務処理期間(総合機構及び厚生労働省における審査期間)の中央値は、平成19年度が11.6月であったのに対し、平成20年度においては9.0月と短くなっている。

新医薬品の審査事務処理期間の達成率については、中期計画において、平成16年4月以降の申請に係る審査事務処理期間(12ヶ月)を中期目標期間中を通じて70%、中期目標期間終了時に80%を確保することが目標値として掲げられているが、平成20年度の達成率は70%と平成19年度の60%から10%増加させたものの、目標値は下回った。

その他の標準的事務処理期間の遵守については、後発医療用医薬品(12ヶ月)、 一般用医薬品(10ヶ月)、医薬部外品(6ヶ月)の達成率がそれぞれ、83%、 94%、93%となっており、高い水準で遵守されている。

これらのことと併せて、平成19年度から認められた増員により、新任者の指導、研修にも注力し、将来の審査の迅速化に向けての基盤整備が行われたことは評価するが、更なる審査の迅速化の実現及び体制の充実強化が望まれる。

新医療機器の承認件数は、平成19年度が26件であったのに対し、平成20年度においては16件と減少している。

また、新医療機器の審査事務処理期間の中央値は、平成19年度が8.6月であったのに対し、平成20年度においては8.9月と長くなっている。

さらに、新医療機器の審査事務処理期間の達成率は、平成16年4月以降の申請に係る審査事務処理期間(12ヶ月)について、平成20年度に90%を確保することが目標値として掲げられているが、新医療機器全体としては75%であり、目標を下回った。ただし、優先審査品目に限れば審査事務処理期間9ヶ月の確保目標70%に対し、75%を達成できた。新医薬品同様、増員により、新任者の指導、研修にも注力し、将来の審査の迅速化に向けての基盤整備が行われたことは評価するが、更なる審査の迅速化と体制の充実強化が望まれる。

治験相談については、平成20年度の相談対応件数は、平成19年度の302件を上回る338件であった。平成19年度は治験相談の需要すべてに応じられなかったが、平成20年度に約420件の処理能力を確保するという中期計画を達成し、平成20年度は全ての申請のあった治験相談に対応することができたことは、総審査期間の短縮につながるものであり、高く評価する。

審査等業務及び安全対策業務の質の向上については、平成20年度から新薬審査部門を中心にケーススタディ等を盛り込んだ新研修プログラムを本格実施し、その一環として技術系職員にはメンター制度を実施しており、業務の質の向上に寄与していると評価する。また、GMP調査体制の強化、外部専門家の活用や海外規制当局との連携強化なども質の向上に寄与していると評価する。

適正な治験の普及等については、新技術を応用した製品に係る国の評価指針等の作成に協力するとともに、医療機関に対するGCP実地調査数について平成19年度と比べて1.5倍に増加させるなど、適正な治験の普及等に取り組んでいると評価する。

審査等業務及び安全対策業務の透明化の推進については、 平成20年度は、医薬品医療機器情報提供ホームページにおいて、副作用・不具合報告のラインリストによる公開を引き続き行い、新規データの迅速な掲載(コンテンツ受領2日以内)を行っており、その結果、平成19年度の28%増の約6.4億回のアクセスが行われている。また、医薬品医療機器情報配信サービス(プッシュ型メール配信サービス)の登録者数も平成19年度末と比べて73%増と取組みが着実に行われていることを評価する。

### ③ 安全対策業務

予測予防型の新しい安全対策として期待が大きいデータマイニング手法については、同手法の導入のためのシステム開発が完了した。これにより、今後、医薬品副作用報告から、安全性に関するシグナルをより早期に網羅的に把握できるようになることが期待される。また、医薬品の副作用・感染症等情報の電送化率は、主な未実施企業に対して、電送化導入を働きかけたり、講演会等で督励に努めたりした効果により、中期計画における目標値80%以上を上回る92.3%を達成したことを評価する。

企業、医療関係者への安全性情報の提供については、企業からの各種相談は、 医薬品で559件、医療機器で283件、医療安全で172件といずれも平成 19年度の実績を上回っている(平成19年度はそれぞれ486件、260件、 166件)。医療機関への情報提供においても、これまでの医療用医薬品、医療 機器、一般用医薬品の添付文書に関する情報の更なる充実を図るとともに平成 20年度から体外診断用医薬品の添付文書の公開も開始した。また、前述のプッ シュメールの登録数が飛躍的に伸びていることも併せて、企業や医療関係者への 安全性情報の提供について成果を上げていると評価する。

患者、一般消費者への安全性情報の提供については、患者や一般消費者を対象とした消費者くすり相談を12,533件、医療機器相談を902件行い、件数が年々増加している。また、患者等が医療用医薬品を正しく理解するとともに重大な副作用の早期発見等に供することを目的とする「患者向医薬品ガイド」の作成支援を実施し、平成20年度末までに1,958品目の公表を行っており、これらの業務により、患者等に対する安全性情報の提供についても成果を上げていると評価する。

国民が安心して医薬品や医療機器を使用できるようにするためには、審査等業務とともに、安全対策業務の一層の推進が必要不可欠であり、今後とも厚生労働省と連携し、その着実な進展が図られることを期待している。

(5)「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の 視点」(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会)等への対応に ついて

### ① 財務状況について

1億円以上の当期総利益を計上した勘定は、副作用被害救済勘定及び感染救済 勘定であるが、救済給付金の支給額が見込みを下回ったことがその主な要因であ り、業務運営については適切に実施されていると評価する。

また、上記2勘定は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第31条第4項に基づき、独立行政法人通則法第44条第1項ただし書き、第3項及び第4項の規定は適用しないため、目的積立金としての整理は行われていない。

運営費交付金の未執行が生じた理由は、主に厚生労働省の求めに応じて行うG MP査察において査察回数が少なかったことによるもので、業務運営に関して問題はないと評価する。

### ② 人件費管理について

平成20年度における総合機構職員の対国家公務員指数は、122.2となっており、これは、総合機構が東京都千代田区に所在していることや高学歴者の比率が高い等が理由としてあげられるが、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数も依然104.4と国家公務員と比べて高い給与水準となっている。しかし、平成19年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた新給与制度を導入し、将来に向けて対国家公務員指数を100に近づける取組を行っている。

総人件費改革については、平成19年度から21年度までの3カ年で236人の増員が認められた経緯があり、増員の人数に応じて基準額の補正が行われるが、1人当たりの単価で比較して平成17年度比6%減を達成しており、取組みは順調に行われていると評価する。

福利厚生費については、有志の職員で構成する同好会への補助、食事券利用の一部補助及び福利厚生代行サービスが平成20年度をもって廃止された。その結果、平成20年度中に策定した平成21年度予算は、20年度決算と比較して約6割減の11.5百万円となっており、必要な見直しが行われたと評価する。

### ③ 契約について

契約に係る規程類、体制については、総務省からの要請を受けて、入札の公告期間、公告方法及び総合評価落札方式を会計規程に明文化するなど見直しを行い、「総合評価落札方式・企画競争・公募における契約手順書」が作成された。それらに沿って、競争性・透明性の確保の観点から必要な審査を行っていると評価する。

### ④ 内部統制について

内部統制については、部長以上で組織する幹部会を始め、理事長の経営判断がより迅速に業務運営に反映できる組織体制が整備されている。また、リスク管理、コンプライアンス、内部通報制度等について研修等で職員に周知している。内部監査においても、業務が関係法令に従って適正かつ効率的に運営されているかを始め、会計経理の適正性、物品の保管状況、就業制限の遵守状況などがチェックされており、内部統制が取れていると評価する。

### ⑤ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

総合機構の使命を対外的に明確に伝えるとともに職員が目標に向かって邁進する誓いとして「PMDAの理念」が策定された。また、第2期中期目標期間における広報活動全般と国際活動全般の基本方針として、それぞれ「PMDA広報戦略」と「PMDA国際戦略」が策定され、積極的な情報発信及び国際活動を推進することとしており、積極的な事業展開を計画していることを評価する。

### ⑥ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事の 行った財務諸表の検討点及び業務運営上の検討点についての説明を受け、これら 検討点も踏まえて(個別評価事項)について評価を行った。

### (7) 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成21年7月8日から8月7日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を踏まえて(個別評価事項)について評価を行った。

医薬品医療機器総合機構 平成20年度業務実績評価シート

中 期 目 標	中期計画	平成.20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。 以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期 目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月ま での5年間とする。			
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国 民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措 置	第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	PMDAは、平成13年に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を受けて、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター(以下、「旧審査センター」という。)と医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(以下「旧医薬品機構」という。)及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合し、独立行政法人医薬品医療機器総合機
通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に 関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサ ービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、 法人全体に係る目標は次のとおりとする。	通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に 関する目標を達成するためにとるべき措置及び同項第 2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 は次のとおりとする。		構法に基づいて平成16年4月1日に設立され、業務を開始した。 PMDAは、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健 勝被害に対して、迅速な救済を図り(健康被害救済)、医薬品や医療 機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認まで を一貫した体制で指導・審査し(承認審査)、市販後における安全性 に関する情報の収集、分析、提供を行う(安全対策)ことにより、 国民保健の向上に貢献することを目的としている。
			なお、PMDAは、国民の健康の保持増進に役立つ医薬品や医療機器の基礎的研究開発を振興する(研究開発振興)ことも目的の一つとしていたが、規制部門と研究振興部門を分離し、PMDAを審査、安全対策及び健康被害救済の業務に専念させるため、平成17年4月より、研究開発振興業務は独立行政法人医薬基盤研究所に移管した。
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	
ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立するとと もに、業務管理のあり方及び業務の実施方法につい て、外部評価などによる確認を行い、業務運営の改 善を図ること。	ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするととも に、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問題点 の抽出及びその改善に努める。	ア・年度計画に基づき、各部、各課の業務計画表を作成し、目標管理による業務運営を行う。	〇 目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務 計画表の作成を可能とするため、 (1) 平成20年4月及び10月の新任者研修において、目標管理制度 の意義等について説明し、新任者への周知・理解を図った。
			(2) 平成19年度業務計画表(確定版)及び目標管理制度に関する 資料をグループウェアへ掲載し、職員への周知を図った。
	•		(3) 各部において作成した平成20年度業務計画表の上半期の進捗 状況について、中間報告ヒアリングを実施するとともに、幹部 から指摘のあった事項については、12月の幹部会において、報 告を行った。
			•.
	・業務全般にわたる戦略立案機能とともにリスク管理、チェック機能などの業務管理体制を強化するとともに、理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制の構築を図る。	・理事長が直接、業務の進捗状況を把握し、必要な 指示を行うため、幹部会、財務管理委員会等におい て業務の進捗状況の報告、問題点等の議論を行い内 部統制の強化を図るとともに、業務運営の効率化・ 迅速化を図る。	① 3つの組織を統合して設立されたPMDAの業務運営の連絡調整が 円滑に行えるようにするため、部長級以上で組織する「幹部会」 を機構発足時に設けたが、平成20年度においても引き続き、週1 回、定期的に開催し、重要な方針の確認、業務の連絡調整等を行った(平成20年度46回開催)。
			② PMDAの改革の方向等について検討する理事長を本部長とした「総合機構改革本部」において、第2期中期計画について検討し、最終案をとりまとめた。(平成20年度2回開催)。
			③ 情報システム管理等対策本部の下に設置された「情報システム 投資決定会議」において、引き続き、情報システムの新規開発及 び改修への投資の妥当性について、費用対効果、技術的困難度等 から総合的に判断し、理事長の経営判断の下、計画的かつ効率的 な投資案件を選定した(平成20年度2回開催)。

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			④ 健全な財務運営及び適切な業務が行われるよう定期的に財務状況を把握するため、理事長を委員長とした「財務管理委員会」を開催し、月毎の審査部門別審査手数料の申請状況及び収支分析について報告したほか、拠出金の申告額についても報告を行った(平成20年度12回開催)。
			⑤ 医薬品及び医療機器の審査・治験相談に係る進捗状況を把握するため、理事長を委員長とした「審査等業務進行管理委員会」を開催(平成20年度4回開催)し、審査等業務に係る進行管理を徹底した。
			⑥ 「日本のPMDA」から「世界のPMDA」へとの目標に向かって道を切り拓くために、PMDAの使命を対外的に明確に伝えるとともに、職員が心を一つにしてこの目標に向かって日々邁進する誓いとして、平成20年9月に「PMDAの理念」を策定し、ホームページに掲載を行った。
		・機構発足後の業務の運営状況、機構を取り巻く状況の変化、総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」(平成18年12月25日。以下「約日科学技術会議の意見具申」という。)及び「中郷日科期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成19年度に得ることとされた独立行政法人の見恵とせての	① 日本製薬工業協会、米国研究製薬工業協会 (PhRMA) 及び欧州製薬団体連合会(BFPIA)との意見交換会を2回(平成20年7月及び12月)開催するとともに、医療機器及び体外診断用医薬品関係についても、平成19年2月に設置された実務レベル合同作業部会(旧タスクフォース)を5回開催した。また、実務レベル合同作業部会の元に設置した6つのWGについて、合計58回開催した。
		いて」(平成19年12月24日行政改革推進本部 決定。以下「組織・業務の見直し」という。)を踏 まえつつ、第2期中期目標別間において、今後の審 査・安全業務の増加や専門性の高度化に的確に対応 し、我が国が終米と並ぶ三極として国際的な役割を 担える体制を構築できるよう、今後の業務の改善及 び組織体制の在り方について検討を進め、結論を得 て、第2期中期計画に反映させる。	② 第2期中期計画の策定のために、ステアリング・コミッティー (経営幹部よりなる中期計画策定の為の検討の場)を開催するとともに、関係各部に各部の現状把握及び課題認識のためにWGの開催を促した。 また、10月以降各部との調整及び本省協議を行ったうえで、1月29日の機構改革本部において第2期中期計画最終案をとりまとめ、理事会の承認を経て運営評議会及び独法評価委員会への提出を行った。
		・組織・業務の見直しにおける指摘「次期中期目標期間中において、他の場所への移転も含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。」を踏まえ、必要な検討を進める。	○ 移転を含めた事務所確保については、民間コンサルタント会社の協力を得て、申請者の利便性、厚生労働省との緊密な連携の必要性及び人員増によるスペースの確保の必要性を踏まえ、より効果的かつ効率的な事業運営の観点から、他の場所への移転を含めた検討を行った。(引き続き検討中)
		・今後の機構の国際業務の方向性を明らかにする 「総合機構国際戦略」を策定する。	○ 第2期中期目標期間におけるPMDA全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進める観点から、当該期間における国際活動全般の基本方針として「PMDA国際戦略」(平成21年2月6日)を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。
		・業務運営の効率化を図るとともに、不正、誤謬の 発生を防止するため、計画的に内部監査を実施する。	○ 情報システムの管理状況、契約の状況、現預金・物品の保管状況及び就業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。
		・リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を毎 月開催し、リスク管理区分ごとのリスク管理状況に 対するモニタリング機能を強化する。また、予防策 の進捗状況等を把握するとともに、リスク発生時の 対応等について機構役職員に周知徹底を図る。	リスク管理委員会を設置・運営しており、平成20年度においては1 2回開催し、文書・情報管理の適正な実施について、類分プローを見直す 等の検討を行った。
			② リスク管理規程等については、グループウェアに掲載するとと もに、平成18年度に引き続き、新任者研修において、職員への説 明を行い、周知を図った。
			③ 火災、地震等の災害リスクに対応するため、「消防計画」「自衛 消防隊編成表」を内部用ホームページに掲載し、役職員への周知 を図るとともに、実地消防訓練を実施した。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成 20 年度の業務の実績
		スに関する研修を実施するとともに、内部通報制度	報制度実施要領」を掲載している。 ② 平成21年3月11日に、主に管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施した。

評価の視点等

[数値目標]

「評価の視点」

○特になし

【評価項目1 目標管理による業務運営・トップマネジメント】自己評定

Α

評 定

(委員会の評定理由)

機能していることなどが目標を上回っていると評価する。

際戦略の策定が行われ、役職員のイニシアティブを評価する。

### (理由及び特記事項)

○ PMDAにおいては、これまでに整備した体制を更に発展させ、目標管理 制度に基づく事業の遂行、理事長のトップマネジメントによる組織体制 の確立、業務管理体制の整備等を進めるとともに、新たな課題に対する 検討を行うなど、効率的かつ組織的な業務運営について、十分な成果を 上げたものと考える。

(各委員の評定理由) 理事長のトップマネジメントが浸透している。幹部会、総合機構改革本部、

「幹部会」「総合機構改革本部」等各種委員会が適切に図られ、理事長判断

を迅速に業務に反映する体制を構築し、運営されていること、目標管理制度が

また、第2期中期目標期間に向けて、総合機構としての理念や広報戦略、国

職員に周知され、業務計画表に沿った業務運営、進捗管理が 行われ、有効に

- 等の開催を評価。 幹部会等、要となる会議が適切に図られている。民間から専門家の理事長の トップマネジメントに期待する。
- 機構としての理念や戦略の策定周知が行われていると思われる。
- 目標管理制度を職員に周知徹底して、各種委員会を通じて理事長判断を迅速 に業務に反映する体制を構築し、運営している。
- 努力されている。
- 計画上必要とされる業務を実施したと認められる。

- 職員に対し、 度計画の目標を具体化した業務計画表を作成できるようにするため、研 修を実施するとともに、以下のとおり、各部・各課において、業務計画 表を作成し、進捗管理を行った。
  - 幹部による各部の業務計画表ヒアリングを実施し、各部の業務計画 に対して必要な指示を行うことにより、組織全体の意思統一を図った。 各業務については、業務計画表に基づき、計画(業務)の進捗状況 や実施上の課題のチェックを行うことで改善を図りながら、計画的に 業務を実施することができた。
  - さらに、次年度の年度計画策定にも活かした。
- 理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制としてこれ までに整備した「幹部会」、「総合機構改革本部」又は「審査等業務進行 管理委員会」を開催するほか、PMDA内のリスク管理に関するモニタリン グを行うための「リスク管理委員会」及び定期的に財務状況を把握する ための「財務管理委員会」を毎月1回開催し、組織内における重要案件 の動きが逐次理事長に届く体制をより強化することで、理事長の経営判 断がより迅速に反映できるようになったものと考える。
- 昨年度策定された「業務・システム最適化計画」に基づき要件定義を 行った。また、「情報システム投資決定会議」において昨年より引き続き 新規開発・改修の投資の妥当性を総合的に判断し選定した。製薬業界団 体とは、意見交換会を定期的に開催し、また、医療機器及び体外診断用 医薬品関係業界それぞれにおいても、実務レベル合同作業部会(旧タス クフォース)及び実務レベル合同作業部会のもとに設置したWGの活動

このように、関係機関の意見等を踏まえつつ第2期中期計画の策定も 視野に入れ、今後の業務の改善等について、具体的な検討を実施し、最 終案をとりまとめた。

### (その他意見)

主要業務の一つである医薬品や機器の審査事務処理期間にかかる新医薬品な ど全体の最終目標に対する達成度が未達など、目標管理による業務運営、トッ プマネジメントは十分とは言いがたいと思慮。

### 〇各部門毎に業務計画表が作成されているか。また、それにより業務の進捗状 実績:〇

況を日常的に管理し、問題点の抽出及びその改善が図られているか。 戦略立案機能、リスク管理機能、チェック機能などの業務管理体制や理事長 の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制が構築され、有効に機能 しているか。

Lのように機構全体として、「PLAN」「DO」「CHECK」「ACT」という形で の目標管理制度による業務改善の流れを作ることができた。

- 総合科学技術会議の意見具申に基づき、専門性の高い人材を確保するための方策として、企業出身者に関する従事制限の一部綴和を行った。 それと合わせて、公正性・透明性を確保するための措置として、運営 評議会における「企業出身者の配置状況」の報告内容を立らに拡充し、 これまで部門単位で報告していた配置部門について部単位で報告すること及び理事長直轄の監査室において定期的にルールの遵守状況のチェックを行い、その結果を半期ごとに運営評議会に報告している。
- 「経済財政改革の基本指針2007」の方針を略まえた「中期目標期間終 了時の組織・業務の見直し」及び「独立行政法人整理合理化計画」の内 容に沿って、組織・業務全般の見直しを進めた。
- また、リスク管理についても、これまで整備した体制等について、役職員への周知を図ったこと等により、戦略立案機能、リスク管理機能、チェック機能などの業務管理体制を整備・実施できたものと考える。
- PMDAの業務運営の連絡調整が円滑に行えるようにするため、部長以上で組織する「幹部会」(週1回開催)、PMDA内のリスク管理・法令遵守等を図るために設置された「リスク管理委員会」(月1回開催)、定期的に財務状況を把握するために設置された「財務管理委員会」(月1回開催)等を定期的に開催し、理事長の経営判断がより迅速に業務運営に反映できる組織体制を整備している。
- PMDAの業務が関係法令に従い適正かつ効率的、効果的に運営されているか、また、会計経理の適正が確保されているか等の観点から、情報システムの管理状況、契約の状況、現預金、物品の保管状況及び就業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。
- 内部通報制度の周知のため、新任者研修において説明するとともに、 内部用ホームページに「内部通報実施要領」を掲載している。
- 主に管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施した。
- 学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品 等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」を 設置・開催し、利益相反や就業制限等に関する議題等の審議を通じて、 業務の公正性・透明性等を確保した。
- 「日本のPMDA」から「世界のPMDA」へとの目標に向かって道を切り拓くために、PMDAの使命を対外的に明確に伝えるとともに、職員が心を一つにして、この目標に向かって日々邁進する誓いとして平成20年9月に「PMDAの理念」を策定した。
- 国民のニーズを勘案し、国際的な視点も織り込んだ上で体系的に進める観点から、第2期中期目標期間における広報活動全般の基本方針として、「PMDA広報戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な情報発信を推進することにより、国民に対するサービスの向上を図ることとした。
- PMDA全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に 進める観点から、第2期中期目標期間における国際活動全般の基本方針 として「PMDA国際戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動 を推進することとした。

○ 内部統制(政・独委評価の視点)・内部統制に係る取組状況

○ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価 (政・独委評価の視点) ・業務改善のための役職員のイニシアティブ等の取組状況

,	中期目標	中 期 計 画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
	(1) 効率的かつ機動的な業務運営 ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立する とともに、業務管理のあり方及び業務の実施方 法について、外部評価などによる確認を行い、 業務運営の改善を図ること。	・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として 審議機関を設置し、業務内容や運営体制への提言や 改善策を求めることにより、業務の効率化に役立て るとともに、業務の公正性、透明性を確保する。	・運営評議会等において、平成19年10月から施行した就業制限ルールの見直しに伴う新たな公正性・透明性を確保するための措置を含め、機構の業務状況の報告を行い、業務の公正性、透明性を確保するとともに、委員からの提言等を踏まえ、業務運営の改善・効率化を進める。	① PMDA全体の業務について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」及びその下に業務に関する専門的事項を審議するために設置された「救済業務委員会」と「審査・安全業務委員会」を開催した。
			さい以音・効平化を思いる。	(開催状況) ・運営評議会 平成20年6月20日(19年度業務報告、19年度決算報告、20年 度事業の重点事項、広報業務改革、企業出 身者の就業状況等)
				平成20年10月1日(会長の選出、19年度業務実績評価結果、 暫定評価結果、次期中期計画の論点、利益 相反規程等) 平成21年1月21日(20年度予算の変更) 平成21年2月6日(11月末までの主な事業実績及び下半期事 業の重点事項、第2期中期計画案、拠出金
				率案、業方書の改正、国際戦略等) 平成21年3月16日(第2期中期計画、21年度計画(案)、21 年度予算(案)、専門委員の寄附金等受政状 況、20年度予算の変更等) ・救済業務委員会
				平成20年6月16日(「特定フェブリノゲン製剤等によるC型肝 ・
				<ul><li>績及び今後の取組み、次期中期計画の論点、 感染拠出金率の再計算等)</li><li>・審査・安全業務委員会 平成20年6月10日(19年度業務報告、20年度計画、広報業務</li></ul>
				改革、企業出身者の就業状況等) 平成20年12月17日(委員長の選出、10月末までの主な事業実 績及び今後の取組み、次期中期計画の論点、 利益相反規程、ベンチャー支援のための相 談事業等)
٠				② 20年度中に開催された各運営評議会及び審査・安全業務委員会 において、企業出身者の就業状況について報告を行うとともに、 運営評議会及び各業務委員会の議事録、資料等をホームページ上 に公表した。
				③ 特定救済勘定の特定救済給付金について、支給額が見込みより 増加したことから、平成21年1月21日付けの持ち回り開催及び平 成21年3月16日開催の第4回運営評議会において支出予算額の変 更に伴う平成20年皮予算の変更についての審議を行い、平成20年 度計画の変更を行った。
				④ 「運営評議会」、「救済業務委員会」及び「審査・安全業務委員会」の各委員については、平成20年度に任期満了を迎えたため、改選手続きを行い(「救済業務委員会」の公募による専門委員も含む。)、平成21年10月1日開催の「第2回運営評議会」以降新たな委員機成により行っている。
		・状況に応じた弾力的な人事配置と外部専門家など の有効活用による効率的な業務運営体制を構築す る。	・ 聯力的な対応が特に必要とされる部署においては、課制をとらず、グループ制を活用する。	○ 弾力的な対応が特に必要とされる審査 (調査) 部門において、 グループ制を採用し、部長の下に審査 (調査) 役を置き、審査 (調査) 役が各審査 (調査) チームを統括する体制を継続した。

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
		・各業務について、必要な外部専門家の選定・委嘱 を行い、有効活用する。	① 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的が重要事項について外部専門家から意見を聴くため、平成16年度より外部の専門家に対し、当PMDA専門委員としての委嘱手続きを行っている。(平成21年3月31日現在914名)
			② 医薬品の副作用及び生物由来製品の感染等による健康被害のお済に関しても、判定申出前調査業務を支援するため、平成19年度に引き続き、各分野の外部の専門家に対し、PMDA専門委員としての委嘱手続きを行った。(平成21年3月31日現在62名)
			③ 専門委員に対する協議に関しては、利益相反規定として、「医事品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する違」(平520年12月25日)を策定し、これに基づき、承認審査及び安全対策に係る専門協議等を依頼した専門委員の寄附金・契約金等の受取状況について、運営評議会に報告を行った。
	i	************************************	
		・業務の遂行にあたり、必要となる法律・経営・システム等の専門的知識について、弁護士・経営コンサルタント等を活用する。	<ul><li></li></ul>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・業務運営における危機管理を徹底するため、それ ぞれの状況に応じた緊急時における対応マニュアル を順次、作成する。	・各種のリスクを把握し、それに対応したマニュア ルについて、必要に応じ見直し、充実を図る。	○ 19年度に改正を行ったリスク管理対応マニュアルの役職員への 周知徹底を図るとともに、リスク管理委員会において文書・情報管理の適正な実施について、業務フローを見直す等の検討を行った。
業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とすること。	イ・各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常 勤職員を活用し、常勤職員数の抑制を図る。	イ・審査等業務をはじめとする各業務について、必要 に応じ、新たな標準業務手順書を整備するとともに、 既存の標準業務手順書についても内容を逐次見直 し、非常勤職員の更なる活用を図る。	○ 主要業務であり、必要性の高いものから、順次、標準業務手順 書(SOP)を作成し、必要に応じて改正作業を行っている。また、 SOPが作成されたことにより、定型的な業務については、非常勤助 員等を活用している。
	・各種の文書情報については、可能な限り電子媒体 を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料及び 情報の収集が近に公共等が可能しなるようデータス	・各種の文書情報の体系的整理及び保管、情報の収 集並びに分析等が可能となるよう、機器の整備及び 情報のデータベース化を推進するとともに、必要に	① 引き続き、ホームページに本省及びPMDA発の通知等について、 順次、掲載を行っている。
	情報の収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。	情報のデータペース化を推進するとともに、必要に 応じてシステムの整備、外部データベースの利用等 最適な利用環境を検討し、業務の効率化を図る。	② 「業務・システム最適化計画」について、最適化実施の第1 階であるサーバ統合・データベース統合等の要件定義を行い、最適化実施の第2段階である審査系統合新システム構築に向けての足がかりとした。
			③ 人事・給与システムの一部改修を行い、人事及び給与事務の 率化を図った。
			④ 救済給付業務の電話相談を記録し、データベース化する相談スードシステムを導入し、業務の効率化を図った。また、既存の情報システムにも適宜、改修を加え、業務の効率化を図った。
			⑤ 16年4月以降に報告された副作用及び不具合に関しては、その全てをラインリストとして公表するよう、公表用データベースを基備した。
		·	
•.			
1			

中期目標	中期計画	. 平成20年度計画	平 成 20	年度の業務の実績
ウ 機構の共通的な情報システム管理業務及び審査業務等の見直しを踏まえ、機構全体のシステム構成及び調達方式の見直しの検討を行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。このため、対象となるシステムの刷新可能性調査等を平成18年度中に実施し、これらを踏まえ、平成19年度中に業務・システム最適化計画を策定し、公表すること。さらに、平成20年度には最適化計画に基づいた業務を実施すること。	ウ 機構の共通的な情報システム管理業務、審査業 等の見直しを踏まえ、医薬品医療機器総合機構共見 LANシステム、医薬品等新申請・審査システム及 びこれらに関連するシステムの構成及び調造力式の 見直しの検討を行うことにより、システムコストの 削減、システム調達における透明性の確保及び業務 運営の合理化を図るため、体制整備を行い、上記 ステムに係るシステム監査及び刷新可能性調査を 成18年度中に実施し、公表をのに異常を ステム最適化計画を策定し、公表を中に業務を ステム最適化計画を策定し、公表を 、最適化計画の円滑な推進により、業務の効率 化・合理化を図る。	間 適化計画に基づく最適化されたシステムは するため、次期システム開発の第一段階 定義を実施する。また、開発の影響まえ、コストの削減、システム調達の透明性の 務運営の効率化を図る。	構成を実現 10補佐の協力の下、要 である要件 査員等の増員に伴い、 を選挙することで、Pk 確保及び業 段階としてサーバの統 審査系統合システムの	した業務・システム最適化計画について、C 件定義業務を実施した。その検討の中で審 業務の効率化に資するシステムを根本から DA内の意思統一が図られ、最適化実施第1 合・データベースの統合、第2段階として 開発を行うこととなり、業務・システム最 反映したものに改訂した。
評価の視点等 【評価項目2 審議機関の設置による	透明性の確保】 自己評定	A	評 定 A	
<ul><li>[数値目標]</li><li>○特になし</li></ul>	ループ制の構築、標準業務 19年度に策定した業務・シ	効に機能するとともに、審査部門におけるグ 手順書 (SOP) の整備、データベース化の推進、 ステム最適化計画に基づく最適化実施の第1段 合等の要件定義等を行っており、業務運営上 考える。	平成19年度に策定した「業務・シータベースの統合を図るなど、効率また、「運営評議会」やその下の会」等を公開で開催し、その議事で務の透明性が確保されており、目標	「救済業務委員会」、「審査・安全業務委員   表及び資料をホームページで公表するなど業
<ul><li>[評価の視点]</li><li>○幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議内容や運営体制への提書や改善策が業務の効率化、公立てられているか。</li></ul>	☆正性、透明性確保に役 ○ PMDA全体の業務について医療関係者、関係業界の代表等を受けた方専門的では、務に関する・安全業務を設して審査を登出を表している。 ※正性、透明性確保にも、企業とは、企工性を関からの意見をは、企業のから、これまでのいても、運営評議会及びいても、運営評議会及び	表、消費者の代表及び医薬品等による健康被 り構成する「運営評議会」並びにその下に業 議するために設置された「救済業務委員会」 会」をそれぞれ開催した。 各委員からの意見等について、業務の効率化	配置状況を含む)などをホームペー・SOPの整備、データベース化な 「運営財務会」「救済業務委員会 し、データベース化を評価。 ・計画上必要とされる業務を実施し (その他意見) ・審査機関の位置付けや内容が更に 外部評価を適切に行っているとま	など、透明性向上への取り組みがみられる。 」「審査・安全業務委員会」の有効性を公開 したと認められる。
		し、各会議の議事録、資料等をホームページ 業務の公正性、透明性確保に寄与している。 」参照)		
○外部評価の仕組み、グループ制等が構築され、有効に	〇 「運営評議会」及び「業	務委員会」による外部評価は、救済業務、審 営の改善につながり、有効に機能している。 ②」参照)		
	査(調査)役が各審査(調査)役が各審査(調査) り引き続き業務を行ってお に対応できるよう部を超え	では、部長の下に審査(調査)役を置き、審 (査) チームの業務を統括するグループ制により、また、各審査 (調査) チームの業務状況 て弾力的に審査 (調査) 員を配置することに 効率的な運営を進めている。		
<ul><li>○業務マニュアルが整備され、定型的作業は非常勤職員なっているか。</li></ul>	〇 主要業務について、順次 逐次見直し、充実を図った	、標準業務手順書(SOP)を作成、必要に応じ 。なお、SOPの作成により、各種申請、報告の 断が可能なものなど定型的業務については、 る。	:	

○各業務における文書情報の電子化・データベース化により、体系的な情報の | 実績:○ 整理・保管によるデータの有効活用が図られているか。 〇 共用LANシステムを活用した文書の電子媒体による共有化、医薬品の承 器情報等のデータベース化、部門間のシステム連携の推進等を図り、業 務の効率化を進めている。 ○ 平成19年度に策定・公表された業務・システム最適化計画において、 医薬品の審査系システムを中心とした情報の一元管理を進めることと し、第1段階であるデータベースの統合等の要件定義を行った。 ○システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運 実績:○ ○ 精密な仕様書を作成することにより、一般競争入札の促進を実施した。 その結果、多数の案件で落札率が低下し、大幅なシステムコスト削減を 営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。 実現した。
また、昨年度に引き続き「情報システム投資決定会議」において、各 システムの開発・改修等の妥当性判断を行い、最適な投資案件に予算配 分することができた。 ○業務の見直し並びにシステムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19 実績:○ 年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速 ○ 平成18年度に実施した刷新可能性調査及び平成19年度に実施したシス やかにその計画を実施したか。 テム監査の結果を踏まえ業務・システム最適化計画を策定し、平成20年

3月28日に公表した。平成20年度は、計画の実施段階としてサーバ統合・データベース統合等の要件定義を行った。

# (2) 業務運営の効率化に伴う経費筋減等

### 中期目標

ア 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期 間終了時までに、一般管理費(退職手当を除く。)に ついては、平成15年度と比べて15%程度の額を 節減すること。なお、法律改正や制度の見直し等に 伴い平成16年度から発生する一般管理費について は、平成16年度と比べて12%程度の額を、また、 改正薬事法が平成17年度に施行されることに伴い 平成17年度から発生する一般管理費については、 平成17年度と比べて9%程度の額を節減すること。 さらに、総合科学技術会議の意見具申「科学技術の 振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革につ いて」(平成18年12月25日。以下「総合科学技 術会議の意見具申」という。) に基づき、承認審査の 迅速化に取り組むことに伴い平成19年度から発生 する一般管理費については、平成19年度と比べて 3%程度の額を削減すること。

イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期 間終了時までに、事業費(給付関係経費及び事業創 設等に伴い発生する単年度経費を除く。)については、 平成15年度と比べて5%程度の額を節減すること。 なお、法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年 度から発生する事業費については、平成16年度と 比べて4%程度の額を、また、改正薬事法が平成1 7年度に施行されることに伴い平成17年度から発 生する事業費については、平成17年度と比べて3 %程度の額を節減すること。さらに、総合科学技術 会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り 組むことに伴い平成19年度から発生する事業費に ついては、平成19年度と比べて1%程度の額を削 減すること。

### 中期計画

### (2)業務運営の効率化に伴う経費節減等

- ア 不断の業務改善及び効率的運営に努めるととも に、給与水準の見直し等による人件費の抑制や調達 コストの縮減等により、一般管理費(退職手当を除 く。) に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了 時において以下の節減額を見込んだものとする。
  - ①平成15年度と比べて15%程度の額 ②法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度 から発生する一般管理費については、平成16 年度と比べて12%程度の額
  - ③改正薬事法が平成17年度に施行されることに 伴い発生する一般管理費については、平成17 年度と比べて9%程度の額
  - ④総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興 及び成果の社会への還元に向けた制度改正につ いて」(平成18年12月25日。以下「総合 科学技術会議の意見具申」という。) に基づき、 承認審査の迅速化に取り組むことに伴い平成1 9年度から発生する一般管理費については、平 成19年度と比べて3%程度の額

### 平成20年度計画

- (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等
- ア・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成19年 4月に導入した給与体系を着実に実施する。
- ・中期目標期間の最終の事業年度にあたる平成20 年度においては、過去4年の実績等を踏まえ、着実 な経費節減策を講じ、一般管理費節減目標の達成を 図る。
- 調達コストの削減のため、平成19年12月に策 定した随意契約の見直し計画に沿って、一般競争入 札を促進することとし、一般競争入札を行う場合に おいては、真に競争性、透明性が確保される方法に より実施することとする。

・業務の効率化を着実に図るとともに、個別事業費 については、随意契約の見直し計画による一般競争 入札を促進し、節減目標の達成を図る。なお、一般 競争入札を行う場合においては、真に競争性、透明 性が確保される方法により実施することとする。

① 平成19年4月に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与構 造改革等を踏まえた新しい給与制度による支給を着実に実施した。

平成 20 年度の業務の実績

- 一般管理費の平成20年度予算は、15年度と比べて15%程 度の節減を見込んだ額に、平成16年度及び平成17年度の新規 増員経費等についてそれぞれ12%、9%程度の節減額を見込ん だ額を加え、更に平成18年12月に出された総合科学技術会議 の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い平 成19年度から発生する一般管理費について3%程度の節減額を見 込んだ額及び平成20年度から発生する一般管理費予算を加えた 合計額とした。
- ③ この予算を踏まえ、一層の一般管理費の節減に努めるため、事 務庁費等の執行に当たっては、平成19年12月に策定し公表し た「随意契約見直し計画」に基づき一般競争入札を促進するとと もに、平成19年度に引き続き、コピー用紙を始めとした消耗品 や増員に伴う什器の購入及びパソコン等の賃貸借契約等において 調達コストの削減を図った。

これらの結果、平成20年度効率化対象額約6,535百万円に対し、 決算額は約6,039百万円、その差額は496百万円となった。この差 額から欠員人件費分約182百万円を除くと実質の削減額は314百万 円となり、効率化対象予算額に対しては、4.8%の節減を図ること ができた。

- ① 事業費の平成20年度予算は、一般管理費の考え方と同様に 15年度と比べて5%程度の節減を見込んだ額に、平成16年度及 び平成17年度の制度改正等による新規事業費についてそれぞれ 4%、3%程度の節減額を見込んだ額を加え、更に総合科学技術 会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴 い平成19年度から発生する事業費について1%程度の削減を見込ん だ額及び平成20年度から発生する事業費を加えた合計額とした。
- ② この予算を踏まえ、より一層の事業費の節減を図るため、一般 管理費と同様に「随意契約見直し計画」に基づき一般競争入札を 促進するとともに、各業務の財源となる手数料収入・拠出金収入 等の収益化動向を見ながら、必要な事業を確保しつつ、執行管理 を着実に行った。

これらの結果、平成20年度の効率化対象事業予算約3,049百万 円に対し、決算額は約2,777百万円となり、その差額は272百万円 となった。この差額から、GMP海外実地調査費等が当初見込み より相当少なかったことにより不用となった70百万円を除くと、 実質の削減額は202百万円となり、効率化対象予算額に対し、6.6 %の節減を図ることができた。

- ③ なお、「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度見直し対象 案件については、一般管理費・事業費ともに全て一般競争入札に移 行したほか、契約全般にわたって入札化を促進した結果、企画競 争・公募を含む競争性のある契約方式の割合が、前年度に比べ 13.5%増となった。
- ④ 平成21年3月、「独立行政法人における契約の適正化について (依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡) を踏まえ、会計規程の見直しを行った。

電子化の推進等の業務の効率化を図ることによ り、事業費(給付関係経費及び事業創設等に伴い発 生する単年度経費を除く。) に係る中期計画予算に ついては、中期目標期間の終了時において以下のと おり節減額を見込んだものとすること。 ①平成15年度と比べて5%程度の額

- ②法律改正や制度の見直し等に伴い平成16年度 から発生する事業費については、平成16年度 と比べて4%程度の額
- ③改正薬事法が平成17年度に施行されることに 伴い発生する事業費については、平成17年度 と比べて3%程度の額
- ④総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審 査の迅速化に取り組むことに伴い平成19年度 から発生する事業費については、平成19年度 と比べて1%程度の額

中期目標	中 期 計 圃	平成 20年度計画	平成 20 年度の業務の実績
ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、業務の効率化を推進すること。(拠出金の徴収及び管理は、No.4)	「ウ・現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出金に関する納入業者、許可品目等各種の情報をデータベース化して活用することにより、納入業者及び申告品目のもれの防止、さらには拠出金及び未納業者の管理等を図る。	「ウ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出 金の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算の ための拠出金率の見直しに関する事務において、 拠出金徴収管理システムを活用することにより、 効率的な徴収・管理業務を行う。	
	・また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算 システムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようにする。	・副作用拠出金及び感染拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99 %以上とする。	
	・データは蓄積して財政再計算における拠出金率 の検討に活用する等業務の効率化を図る。	安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指す。	
	・副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99% 以上とする。	・各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図る ため、	
	※過去5年間の副作用拠出金の収納率の平均 は、約99%	① 薬局医薬品製造販売業者の多数が加入して いる(社)日本薬剤師会に当該薬局に係る拠 出金の収納業務を委託	
	・安全対策等拠出金については、制度の普及を図るとともに納入業者の管理を徹底し、中期目標期間終了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指すものとする。 (拠出金の徴収及び管理は、No.4)	② 安全対策等拠出金については、納付義務者 の円滑な納付を促すため、制度の理解と周知 を図る。また、拠出金の納付・申告のための 手引きを作成し、全納付義務者に配布。 ③ 納付義務者の利便性を図り、また、迅速な	
	•	資金移動を行うため、収納委託銀行及び郵便 局による金融収納システムを活用した徴収を 行う。	
		(拠出金の徴収及び管理は、No.4)	·
エ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進める中で、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う!	エ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24 日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行う。当該中期目標期間の最終年度までの間においても、3%以上の削減を行う。併せて、	エ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24 日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、人件費 の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革 を踏まえ平成19年4月から導入した給与体系を着 実に実施する。なお、給与水準に関して、国民の理 解が得られるよう留意する。	平成19年4月に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度等により、平成20年度の人件費については、約6.6%の削減(対平成17年度1人あたり人件費)を図ることができた。     PMDAの給与水準について国民の理解を得るため、平成19年度の
こと。これを実現するため、現中期目標期間の最終 年度までの間においても、必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給	国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見 直しを行う。 ※「中期目標 第2(2)エに基づく取組を始	7,7 14 5.10 6.5 5 12.12.7 6 9	役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、 その結果をホームページに掲載し公表した。
与体系の見直しを進めること。	める期初の人件費」とは、582人×17年 度一人当たりの人件費。ただし、当該目標の 最終年度までの間においては、484人× 17年度一人当たり人件費		・総人件費改革の取り組み状況
	19		年 度 (基準年度) 平成18年度 平成19年度 平成20年度
			―人当たり人件受単価 @ 8,280.9 @ 8,056.5 @ 8,051.6 @ 7,787.3
	·.	· :	平円         千円         千円         千円           人件要削減率         △ 2.7 %         △ 2.8 %         △ 5.0 %
	·		(一人当たり人件賢) 人件聲削速率(補正信)
		·	(一人当たり人件費)
			※ 補正値とは、人事院勤告相当分を除いて計算した値である。
	•		

.

1

評価の視点等 [数値目標] ○20年度時点において、一般管理費を15年度比で15%程度削減すること。 ○20年度時点において、事業費を15年度比で5%程度削減すること。 ○20年度時点において、人件費を17年度比で3%程度削減すること。 「評価の視点」 〇一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に 向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。

【評価項目3 各種経費節減】

自己評定

À

評 定

管理費、事業費ともに節減目標を上回る削減を達成した。

だ高いので、更なる人件費の見直しが必要である。

(理由及び特記事項)

○ 一般管理費及び事業費の節減並びに「行政改革の重要方針」を踏まえ た人件費の削減を着実に実施するなど、業務運営上経費節減に十分な成 果を上げたものと考える。

- 〇 平成20年度における一般管理費の実績額は、6,039百万円とな り、平成20年度時点での平成15年度比15%程度の削減等を折り込 んだ効率化対象計画額(6,587百万円)以上の削減を達成した。
- 平成20年度における事業費の実績額は、2、777百万円となり、 平成20年度時点での平成15年度比5%程度の削減等を折り込んだ効 率化対象計画額(3,060百万円)以上の削減を達成した。
- 平成20年度における人件費の実績額は、3,371百万円となり 平成20年度末時点における平成17年度の期初の人件費から3%の削 減を折り込んだ人件費の上限額(3,478百万円)以上の削減を達成

実績:〇

- 一般管理費及び事業費の削減については、19年度まで毎年、予算上の 削減目標値を超える節減を図ってきたところであり、第一期中期計画期 間最終年度となる20年度においても、毎月の財務管理委員会等において 収支状況を検証するなど、年度計画予算を適切に管理することにより、 中期計画に掲げる目標値の達成が図られたところである。
- 平成19年12月21日にホームページ上で公表した「随意契約見直 し計画」に基づく平成20年度見直し対象案件全てについて、一般競争 入札に移行した。
- 中期目標期間終了時の目標値達成のため、人件費については、平成1 9年4月に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与機造改革等を踏 まえた新しい給与制度による支給を着実に実施した。また物件費につい では、「随意契約見直し計画」の方針に基づき、平成19年度に引き続き、 コピー用紙を始めとした消耗品等や増員に伴う什器の購入及びパソコン 等の賃貸借契約等も競争に付することにより、節減を図った。
- 事業費の節減についても、一般管理費同様に策定した「随意契約見直 し計画」に基づき一般競争入札を促進するなどして節減努力を継続する とともに、事業の執行管理も着実に実施した。
- これらの取組みにより、年度計画予算対比で、一般管理費にあっては 4.8%、事業費にあっては6.6%とそれぞれ同予算を下回る額で、必要な 事業及び事務執行ができたものと考える。
- ○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要 実績:○ な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。

○ 平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡「独立行政法人 における契約の適正化について(依頼)」を踏まえ、平成21年3月、入 札の公告期間、公告方法及び総合評価落札方式を会計規程に明文化する など見直しを行うとともに、「総合評価落札方式・企画競争・公募におけ る契約手順警」を作成した。

○ 実施担当部が作成した行政決裁において、随意契約理由、契約相手方。 契約金額等を、競争契約については、競争性・透明性の確保の観点から 入札の参加条件等の審査を行っている。

(各委員の評定理由)

(委員会の評定理由)

・ 数値目標、特に一般管理費及び人件費について最終目標を小幅ではなく確実 に上回ったと評価でき、事業費についても効率化対象額の峻別のもと、事業実 施に支障のないものにつき削減をしたと評価できる。

平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づいて、平成20年度 見直し対象契約を全て一般競争に移行したことや業務の効率化等により、一般

人件費の削減についても努力は評価できるが、国家公務員の基準と比べて未

・ 一般管理費は3,0%削減を盛り込んだH20年度予算額比からさらに 4. 8%削減を達成した。 事業費は、同じく1%削減を盛り込んだH20年度予算比からさらに6. 6%節減を達成。

削減目標より削減。人事評価制度を評価。

目標値を上回る削減を達成している。

随意契約見直し計画や人件費の削減等の努力が評価できる。但し、給与のレ ベル(国家公務員の基準に比べて)が高いので、一律には難しいかと思われる が、さらなる人件費の見直しが可能ではないか。

自己評価のとおり

○「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状 | 実績:○ 況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度見直し対象13件につ いては、全て一般競争入札に移行したほか、契約全般にわたって入札化 を促進した結果、企画競争・公募を含む競争性のある契約方式が66件 から101件に増加し、その割合が、前年度に比べ13.5%増(33. 5%→47.0%)となった。

なお、随意契約の金額が平成19年度の27.76億円から平成20 年度の27.97億円と増加している理由は、増員に伴う事務所借上面 積の増等によるものである。

○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価 実績:○ が行われているか。(政・独委評価の視点)

○ 契約にあたっては、実施担当部が作成した行政決裁において、競争性 ・透明性の確保の観点から入札の参加条件等の審査を行っている。

〇一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24 | 実績:〇 日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を 行うための取組を進めたか。

中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みとして、平成19年 4月に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえ た新しい給与制度等により、平成20年度における人件費については、 約6.6%の削減(対平成17年度一人当たり人件費)を図った。

○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを |実績:○ 進めたか。

○ 給与制度については、平成19年度に人事評価制度を導入するととも に、国家公務員の給与構造改革を踏まえた中高年齢屬給与の俸給水準を 引き下げ、給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設 ける等新たな給与制度を導入しているところであり、平成20年度はこ の新給与制度を着実に実施した。

なお、諸手当についても、ほぼ国と同様の内容、同水準としている。

(PMDA職員に支給される諸手当)

扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、初任給調 整手当、超過勤務手当、賞与(年2回)

※ PMDA職員に支給されるの扶養手当の月額は、配偶者16,000円、配偶者 以外8,000円等(国は、配偶者13,000円、配偶者以外6,500円等)として いるが、これは、国の期末手当の算出の基礎に扶養手当を含む仕組みと しているところ、PMDAでは賞与(国でいう期末手当及び勤勉手当に相当) について人事評価結果を反映させることから、その算定の基礎に扶養手 当を含めない仕組みとしているため、その影響額相当を毎月の扶養手当 の額に反映させている。

また、国の期末手当・勸勉手当については、築出の基礎となる俸給月 額(地域手当等を含む)に役職段階別加算額及び管理職加算額を加え、 支給割合を乗じているところ、PMDA職員の賞与は、人事評価結果を反映 させることから、俸給月額(地域手当を含む)に、職務等級別・人事評

価結果別の徴与係数を乗じている。

○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳 格なチェックが行われているか。(政・独委評価の視点)

● 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む) についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。

● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

実績:〇

・平成20年度のPMDA職員の給与水準については、国家公務員に支給され た給与と比較した対国家公務員指数が122.2となっており、国家公務員に 比し高い水準となっているが、検証の結果、

①PMDAは東京都千代田区に所在し、国(全国) との地域差があること ②住居手当の1人当たり支給額が高いこと (支給基準は国と同じ) (平均支給月額: PMDA 8,340円、国(行(一)) 3,769円)

③高学歴者の比率が高いこと

(大学卒以上の者の比率:PMDA 90.2%、国(行(一)) 49.1%) (うち大学院修了者の比率:PMDA 59.1%、国(行(一))4.1%)

などの定量的な理由がある。

また、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、104.4ととなってい るが、PMDAが必要とする人材は、主に医薬品被害救済業務、医薬品・医 療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員であ ることから、高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、 関連業務の経験者(企業出身者)などの優秀な人材の確保が不可欠であ

ること、その確保に当たっては製薬業界等と競合関係にあるが、業界の 給与水準は、当機構と比較してかなり高いと言われており相応な給与レ ベルにすることが必要なこと等から、PMDAの技術系職員の給与について は国の研究職相当の給与水準を保つこととしている。そのため、国家公 務員に比し高い給与水準となっている。 (参考)

大学院(修士)修了者の初任給(基本給)の額

- PMDA 21.5万円
- ・ 国(行(一)) 20.0万円
- 製薬企業 24.3万円 (業界紙による16社平均)
- 平成20年度PMDAでは、ドラッグラグの解消に向けた新薬審査人員の増 員を図っていることから対国家公務員指数が前年度に比べ若干上昇して おり、今後も新薬審査人員に加え、デバイスラグの解消に向けた医療機 器審査の人員及び安全対策の充実・強化に向けた人員の増員を予定して いることから、優秀な若手職員の増加が伴う増員を進めていく間にあっ ては、対国家公務員指数を減少させることは困難と見込まれるが、平成 19年度に導入した国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度 (中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与 について支給総額の総枠を設ける仕組みを導入)を着実に実施する等に より、将来的には、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を100に近づ けるように取り組む。
- 役職員の報酬・給与等について、透明性の確保を図る観点及び国民の 理解を得るため、これら国家公務員の給与と比較した給与水準や検証内 容等をPMDAのホームページに掲載した(「役職員の報酬・給与について」 平成19年度は平成20年6月30日、平成20年度は平成21年6月30日PMDAホー ムページ掲載)
- ○国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財 実績:○ 政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検 〇 平成20年度の支出予算の総額(16,718百万円)に占める国からの財政 証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)

  - 支出 (917百万円) の割合は、5.5%とPMDA予算の半分 (50%) 以下であ り、支出予算総額に占める国からの財政支出の割合の観点から給与水準 に与える影響はないと考える。
  - PMDA全体として累積欠損は生じていない(利益剰余金4,282百万円(平 成19年度決算額)) ことから、累積欠損の額の観点から給与水準に与える 影響はないと考える。
- ○総人件費改革について、取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか 実績:○ どうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、〇 平成20年度の総人件費については、3,372百万円 (平成19年度2,858百 . 今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。 (政・独委評価の視点)

- 万円)であり、対前年度18,0%増加しているが、PMDAでは、平成18年12 月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率 化のため審査人員について3年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、中期 計画において、常勤職員について平成21年度までに582人まで増員するこ ととしており、必要な増員を進めていく間、総人件費が増加していくこ とは、やむを得ないものと考えている。
- 総人件費改革の取組状況については、平成20年度の「役職員の報酬・ 給与等について」(平成21年6月30日ホームページ公表資料)における総 人件費改革の取組状況では、「基準年度(平成17年度)の非審査人員に係 る実績額(総人件費から審査経理区分の人件費を除いた額をいう。以下 同じ。)を基準額として、非審査人員に係る実績額」を記載しており、基 準年度(平成17年度) 545,454千円に対し、欠員補充、労使協定見直しに よる超過勤務手当の支給対象の拡大等により、平成18年度585,425千円、 平成19年度609,545千円と増加したものの、平成20年度は607,436千円と 減少(対前年度)に転じた。なお、人件費削減率(補正値)は10.7%(対 平成17年度)となっているが、PMDAでは増員を進めていることから、総 人件費改革の取組においては、平成22年度(総人件費改革の取組の最終 年度)における人件費の実績額の確定後において、基準額の補正を行う こととしており、最終年度の削減率と同じ方法で算出した削減率は次表 のとおりである。

なお、平成22年度の基準額の補正の方法は次のとおりである。 ·基準額 = 平成17年度人件費÷平成17年度人数×平成22年度人数

### 総人件署改革の取り組み状況

年 度	17年度 (基準年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一人当たり人件資単価	@ 8,280.9 千円	② 8,056.5 平円	@ 8,051.6 千円	@ 7,787.3 千円
人件費削減率 , (一人当たり入件費)		△ 2.7 %	△ 2.8 %	△ 6.0 %
人件費削減率(補正値) (一人当たり人件費)	/	△ 2.7 %	△ 3,3 %	△ 6,5 %

※、補正値とは、人事院勧告相当分を除いて計算した値である。

○ 平成20年度においては、平成19年度の人事評価制度及び国家公務員の 給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度(中高年齢層給与の俸給水準 を引き下げ給与カーブのフラット可等を図った。) の導入や新規採用にあ たっては若い者(給与の低い者)を採用する等により、人件費削減率(補 正値)は、△6.6%となり、平成20年度までの削減目標(3%)を達成し

○福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国 実績:○ 民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

(政・独委評価の視点)

乗帳: ○ 国等からの要請を踏まえ、有志の職員で設置する文化、スポーツ等の同好会に対する補助、食事券利用の一部補助及び福利厚生代行サービス (職員の旅行に対する補助、育児サービスの利用補助、英会話教室等の利用補助等) について、平成20年度をもって廃止した。 平成21年度福利厚生予算の計上にあたっては、当該経費を見直し・削減したことから、約16.5百万円の減額が図られた。 (アポウケア・海200万円 アルン10万円で高額 11.5万万円)

(平成20年度決算額28百万円、平成21年度予算額11.5百万円)

中 期 目 標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)	((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)	((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)	·
ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金 の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、 業務の効率化を推進すること。	ウ・現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修 し、新規業務である感染拠出金及び安全対策等拠出 金に関する納入業者、許可品目等各種の情報をデー タベース化して活用することにより、納入業者及び 申告品目のもれの防止、さらには拠出金及び未納業 者の管理等を図る。	ウ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金 の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算のため の拠出金率の見直しに関する事務において、拠出金 徴収管理システムを活用することにより、効率的な 徴収・管理業務を行う。	<ul> <li>即告・納付義務者の徴収金管理等を支援する拠出金徴収管理システムにおける新規承認品目(医薬品・医療機器)や入金情報等の基礎データの自動処理により、算定基礎取引額の算出や未納データ処理などの徴収管理業務を効率的に行った。</li> <li>② 各拠出金の申告時に提出される算定基礎取引額等の申告データを拠出金徴収管理システムに入力し、審査事務の迅速化、未納業</li> </ul>
	・また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の計算システムを構築することにより拠出金申告額のチェックが容易になるようにする。	*	者への催促事務の簡素化を図り、収納率の向上に資するとともに、 財政再計算の基礎データとした。
,	・データは蓄積して財政再計算における拠出金率の 検討に活用する等業務の効率化を図る。	. •	•
	・副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とする。 ※過去5年間の副作用拠出金の収納率の平均は、 約99%	・副作用拠出金及び感染拠出金の未納業者に対し、 電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上 とする。	○ 副作用拠出金の収納率は99.6% (3,730百万円:752業者/753業者、8,015薬局/8,047薬局) 感染拠出金の収納率は100% (620百万円:96業者/96業者)
		・安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書 による督促を行い、副作用及び感染拠出金と同様の 収納率を目指す。	<ul><li>安全対策等拠出金の収納率は99.0%(1,292百万円:3,053業者/3,129業者、8,013薬局/8,047薬局)</li></ul>
	・安全対策等拠出金については、制度の普及を図る とともに納入業者の管理を徹底し、中期目標期間終 了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率 を目指すものとする。	・各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、 ① 薬局医薬品製造販売業者の多数が加入している(社)日本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納業務を委託	○ 薬局医薬品製造販売業者からの拠出金収納業務については、(社) 日本薬剤師会と収納業務委託契約を締結し、収納事務の効率化、 収納率の向上を図った。 ( 収納率は、 副作用拠出金 99.6% ( 8,015薬局/ 8,047薬局) 安全対策等拠出金 99.6% ( 8,013薬局/ 8,047薬局)
		② 安全対策等拠出金については、納付義務者の 円滑な納付を促すため、制度の理解と周知を図 る。また、拠出金の納付・申告のための手引き を作成し、全納付義務者に配布。	〇 安全対策等拠出金については、以下の取り組みを行い、関係者への周知を図った。 ・ 医薬品及び医療機器関係業界団体への周知協力依頼・各種翻演会等を通じての協力の要請(チラシの配布の実施)・ホームページ上での周知・ 関係業界紙への広告掲載を平成20年7月に実施。 ・ 平成20年6月に「申告・納付の手引」を作成し、納付対象者へ送
			付(12,000部) ・平成20年12月及び平成21年2月には、未納者に対し催促の手紙 を送付した。

					*		-				
中期目標		中期計画	<u> </u>	区 成 20 年 度 計	画 .	平 成	t · 2 0 有	F 度 の	業務の	実 績	
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				【平成20年度各拠	出金收納英績】		
						K	分	対象者 (件)	納付者数 (件)	収納率 (%)	拠出金額 (百万円)
•		-		•			<b>则造贩壳</b> 桊	753	752	99.9%	3, 72
			·			100 作用	栗 周	8, 047	8, 015	99.6%	
				•		100 EL 100	3+	8, 800	8, 767	99. 6%	3, 73
÷ •						磁染热出金	则造版光桨	96	. 96	100%	62
							医家典拟造氧光素	659	657	99. 7%	521
			•	•			医米利坦克达明克莱	2, 273	, 2, 199	96.7%	19
						安全対策等	出來品 - 医院提到				
•		٠.				1AU DE 182	與 版	8, 047	197	2001 2001	56
						. *	3+	11, 176	11,066	99.0%	1, 29
			金移町	義務者の利便性を図り、ま かを行うため、収納委託銀行 ≧融収納システムを活用した	↑及び郵便周に	○ 拠出金の納 便局)と収納 とともに、迅	委託契約を	と締結し、翁	h付義務者の	金事務セン: )利便性を確	ター (郵 確保 する 
評価の視点等 【評価項目4 拠出金の作	数収及び管理】	自己評定	. A		評 定	A				-	
		っており、十分 また、安全文 講演会等を通し 「申担任の側別 納率は99.0%。	事項) 金及び感染拠出金の収納率は 合な成果を上げたものと考え 対策等拠出金については、業り 対策等拠出金については、業り の手引き」の作成・配布等を 度に対する認識の浸透を図る となり、副作用及び感染拠出 中期計画で掲げている副作用	る。 界団体に対する依頼及び説明 及び関連業界紙への広告掲り 行うなど、納付義務者等の ことにより、平成20年度の 1金の数値目標である99%と	安全学校 を	)年度において、 等拠出金の収納国 目標値であったが )%、安全対策等	率を副作用 ジ、実績値 等拠出金で ンベルで行: 達成。	拠出金及びがは、副作用を は、副作用を 99.0%。	感染拠出金と 処出金で99 と高いレベノ	<ul><li>一同様の収約</li><li>6%、原</li></ul>	内率とす 感染拠出

### [数値目標]

- 〇副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とすること。
- ○安全対策等拠出金については、中期目標期間終了時までに、副作用及び感染 拠出金と同様の収納率を目指すものとする。
- 「評価の視点」
- ○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務を効率的に行う ため、中期計画に掲げる各種取組みが着実に進められ、その結果として副作 用・感染拠出金の収納率について、99%以上の達成となっているか。
- ○また、安全対策等拠出金の収納率についても、同様の目標値の達成を目指す 実績:○ ため、当該拠出金の制度普及、納付義務者の管理の徹底に向けた取組みが講 〇 安全対策等拠出金については、業界団体に対する依頼及び説明、議演 じられているか。

率を目指すという目標を達成した。

- 平成20年度の副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は 100%であり、ともに中期計画の99%を達成している。(業務実績P.16表 ・ 【平成20年度各拠出金収納実績】参照)
- 安全対策等拠出金については、平成20年度の収納率は99.0%であり、 副作用及び感染拠出金と同様の収納率を達成することができた。(業務実 續P. 15及UP. 16表【平成20年度各拠出金収納実績】参照)

実績:○ ○ 未納業者に対しては、PMDAから直接電話・郵便はがき等により催促を 行い、その結果として、副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の 収納率は100%となっており、目標を達成している。(業務実績P.16表 【平 成20年度各拠出金収納実績】参照)

会等を通じた協力要請、ホームページ及び関連業界紙への広告掲載、「申 告・納付の手引」の作成・配布などを行った。さらに、薬局医薬品製造販 売業者を除く全未納業者に対する納付のお願いの文書を発送し、また、 納付しない者については電話等での納付の依頼を行った。その他未納業 者に直接赴き拠出金制度の説明と納付の催促を行ったことにより、納付 義務者等の当該拠出金の制度に対する一層の認識の浸透を図った結果、 平成20年度の収納率を99.0%とすることができた。(業務実績P.15及びP.16表【平成20年度各拠出金収納実績】参照)

- 9.9.6%、100%、99%と達成した。数値目標は、最終目標を確実に上回り、評価の視点の各細目については、す べて達成されていると評価できる。
- 評価できる。
- 自己評価のとおり。
- 目標に達している。

### (具体的取り組み)

- ・拠出金申告額のチェックを容易にするため、各拠出金ごとに、算定基 〇 拠出金徴収管理システムに算定基礎取引額等の申告データを入力し、 礎取引額の計算システムを構築しているか
- 金率の検討に活用しているか
- PRD版り組みが ・現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、感染拠出金及び安 全対策拠出金に関する情報をデータベース化して活用しているか における新規承認品目(医薬品・医療機器)や入金情報等の基礎データ の自動処理により、算定基礎取引額の算出や未納データ処理などの徴収 管理業務を効率的に行った。(業務実績P.15①参照)
  - 審査事務の効率化、未納業者への催促事務の簡素化及び収納率の向上を 図った。(業務実績P.15②参照)
- ・業務の効率化を図るため、データを蓄積して財政再計算における拠出 〇 拠出金懲収管理システムに入力した算定基礎取引額等の申告データを 金率の検討に活用しているか 蓄積し、財政再計算における拠出金率の検討に活用できるようにした。(業 務実績P. 15②参照)

			J
中期目標	中 期 計 画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	(3) 国民に対するサービスの向上	
国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	・一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の 充実強化を図る。	・一般消費者・国民からの相談や苦情に対応するために設置した一般相談窓口の円滑な運用を図ることにより、受け付けた意見を業務改善に繋げられるようにする。 また、審査や安全業務に対する関係者からの要望等に対しても、適切に対応するとともに、受け付けた意見を業務改善に繋げるようにする。	<ul> <li>① PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応方針」に基づき、一般相談窓口を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るため、平成19年度に引き続き、昼休みを含めた対応を実施している。</li> <li>② 平成19年度に引き続き、相談事例を踏まえたFAQの整備を図るとともに、専門性を有する相談を除き、一般相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。</li> </ul>
		. 4.	③ 平成20年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、 月平均218.5件であった。
			照会・相     苦     情     意見・要     その他     合計       相談件数     2,522     1     99     0     2,622
·			
			④ PMDA来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにするとともに、客せられた意見等を業務運営の改善のための参考として活用するため、ご意見縮を設置しているが、平成18年11月から開始したFAXによる受付に加え、平成19年6月からは、PMDAホームページ上からの受付を開始し、PMDAに対する意見・要望を容易に発信できるようにし、平成20年度においても引き続き実施した。
			⑤ 申請者から新医薬品、新医療機器及び改良医療機器の審査進捗 状況に関する間い合わせがあった場合には、担当部長による面談 を実施し、次の審査段階までのおよその見込み期間等を説明する 取り扱いを行っており、平成20年度において、新医薬品は165件、 新医療機器及び改良医療機器は3件であった。
			⑥ また、申請者からPMDAにおける審査等業務及び安全対策業務に 関する不服申立て等が行われた場合には、担当部長(再度の不服 申立て等の場合は、審査センター長又は安全管理監)が直接検討 を行い、15勤務日以内に回答する仕組みを設けている。
		・機構の活動内容等を周知するための広報戦略を策定し、それに基づく取組を実施する。	① 外部有識者及びPMDA幹部からなるPMDA広報戦略検討会を立ち上げ、合計3回の議論を踏まえ、第2期中期目標期間におけるPMDA全体の広報について、国民のニーズを謝案し、国際的な視点も織り込んだ上で体系的に進める観点から、当該期間における広報活動全般の基本方針として「PMDA広報戦略」(平成20年7月11日)を策定し、当該戦略に沿った積極的な情報発信を推進することにより、国民に対するサービスの向上を図ることとした。
			② 記者懇談会を実施し、マスコミ関係者に対してPMDAの広報を実施した。
	・業務内容及びその成果について、本機構のホームページにおいて適宜、公表するとともに、広報誌においても公表する。	・業務内容及びその成果について、機構のホームページ及び機構パンフレットにおいて、できる限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。	① PMDAの業務実績等については、平成19年度の業務実績をとりまとめた「平成19事業年度業務報告」を作成し、平成20年6月開催の運営評議会資料として活用するとともに、同年7月の独法評価委員会(平成19年度の業務実績評価時)の参考資料として提出した。同年8月には冊子化し、関係機関等へ配布するとともに、同内容をホームページに掲載した。また、平成20年12月には、平成20年10月末までの主な業務実績を作成し、ホームページに掲載した。

中 期 目 標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			② 製造販売承認申請書記載事項チェックリストやQMS調査申請など、申請に必要な手続きやその流れ及び必要書類については、順次ホームページに掲載を行った。
		・機構業務の透明性を高めるとともに、国民等が利 用しやすいものとするため、ホームページの掲載内	① 運営評議会等で使用した資料及び議事録について、ホームページに順次掲載を行い、会議の様子に関する情報提供を行った。
		容や英文ホームページの充実を図る。	② PMDAの給与水準について国民の理解を得るため、平成19年度の 役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、 その結果をホームページに掲載し公表した。
		・地域密着型の広報活動を実施するなどし、機構の 業務や活動に関する情報を能動的に発信するととも に、医薬品や医療機器に関する正しい知識・情報の 普及を進める。	① 4薬剤師会(高知県・栃木県・群馬県高崎支部・神奈川県)へ 業務案内パンフレット・救済制度案内パンフレットを送付した。 また、藤沢市薬剤師会主催のイベントに企画調整部長が出席し、P MDAのPRを市民向けに行った。
			② 全国薬害被害者団体連絡協議会が主催した第10回薬害根絶フォーラムにおいて、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。
		・情報公開法令に基づき、法人文書の開示請求処理 を適切に行う。	① 開示決定等を遅滞なく行い、必要に応じて第三者意見照会を行った(平成20年度請求件数367件)。
			② 過年度に情報公開・個人情報保護審査会(以下、本項及び次項において「審査会」という。) に諮問した異議申立て8件のうち、6件については、審査会の答申に基づき、開示決定を行い、残る2件については、審査会にて審議が行われているところである。
			③ 平成20年度に異議申立てが1件あり、その申立てについて審査会に諮問を行った。
	・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。	・外部監査、内部業務監査や会計監査を適正に実施 し、その結果を公表する。	① 監事監査及び内部監査(個人情報管理状況及び入札・契約の状況)について、監査報告書をホームページに掲載した。就業制限 監査については、監査結果を運営評議会等で報告し、当該会議資料をホームページに掲載した。
			② PMDA監事監査規程に基づき、定期監査を実施した。PMDAの業務が関係法令に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されているか、また、会計経理の適正が確保されているか等の観点から、平成19年度の決算及び業務運営について監査を実施し、監査結果(監査結果報告書)をホームページに掲載した。
	・支出面の透明性を確保するため、審査手数料及び 拠出金の使途等、財務状況についても公表する。	・財務状況を年次報告として公表する。また、財務 情報について、できる限り一覧性のある形で公表す る。	① 平成19事業年度決算については、ホームページ及び事業所に備え付けるとともに(平成20年9月)、官報公告(平成20年10月)において公表した。また、平成20事業年度予算についても平成20年4月にホームページで公表した。
			② 契約関係の入札公告について、ホームページ上に掲載することにより、公示期間を適切に確保し広く公平に情報提供を行い、一般競争入札の促進にも寄与した。
		・契約締結状況を公表するとともに、随意契約見直 し計画に基づく取組状況についても公表し、フォロ ーアップを行う。	○ 19年度の随意契約見直し計画のフォローアップについて、平成20年7月にホームページで公表した。また、平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」について、平成21年3月にホームページで公表した。

評価の視点等 【評価項目5 相談体制の整備、業務内容の公表等】 自己評定 評 定 Α (理由及び特記事項) (委員会の評定理由) ○ PMDAホームページ等における一般消費者による意見等の受付、全国薬 新たに相談をホームページからも行えるようにしたなど一般消費者からの相 審被害者団体連絡協議会が主催の第10回薬剤根絶フォーラムにおいて、 談を積極的に受け付けている。また、「PMDA広報戦略」を策定し、第2期 中期目標期間における広報の基本方針を策定したり、外部監査及び内部監査の 出張くすり相談等を行うとともに、PMDAにおける広報活動全般の基本方 針である「PMDA広報戦略」を策定し、国民に対するサービスの向上が図 結果を公表するなど、積極的な情報発信を推進しており、目標を上回っている られている。また、外部監査や内部監査等の実施及びそれらの結果の公 と評価する。 表が遅滞なく計画的に実施されており、十分な成果を上げたものと考え (各委員の評定理由) ・・一般消費者の相談も積極的に受け付けている。外部監査や内部監査も実施し、 [数値目標] 公表もするなど、評価したい。 ホームページ等による、「PMDA広報戦略」の策定を評価。 〇特になし 相談をホームページから行えるのは利便性が高い。PMDA広報戦略や国際 「評価の視点〕 戦略をさらに充実し、治験を日本で行える環境の積極的な広報を充実させて頂 〇一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及び 実績:〇 きたい。 その成果のホームページ、広報誌等による公表などにより、国民が利用しや ○ PMDA来訪者が機構に対する意見・要望・苦情等を発信できるようにす 数値目標はないが、評価の視点に対応する実績は、必要十分なものと評価で すいものになっているか。 るとともに、寄せられた意見等を業務運営の改善のための参考として活 きる。 用するため、PMDAの総合受付に「ご意見箱」を設置している。 相談件数は横ばい傾向。PMDA広報戦略を策定し、外部及び内部監査結果 平成19年6月からは、「ご意見箱」の設置・運用に加え、PMDAホームペ が公表されている。目標をほぼ違成と判断する。 ージにおいても意見の受付を行う新たな取組みを開始し、一般消費者や 評価できる。 関係企業等からの相談により積極的に対応できる体制を整え、平成20年 ・より一層の充実と、相談内容の公表を期待する。 度においても引き続き実施した。(業務実績P18.④参照) ○ 4 薬剤師会(高知県・栃木県・群馬県高崎支部・神奈川県)へ業務案内 パンフレット・救済制度案内パンフレットを送付した。また、藤沢市薬 剤師会主催のイベントに企画調整部長が出席し、PMDAのPRを市民向けに 行った。 ○ 全国薬害被害者団体連絡協議会が主催した第10回薬害根絶フォーラ ムにおいて、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談 を行った。 ○ PMDAの業務内容及びその成果について、「平成19事業年度業務報告」を 作成した上で、ホームページに掲載するとともに、冊子の配付等も行い、 国民がその情報を利用しやすいものとした。また、運営評議会・業務委 員会の議事内容、規程類、PMDAの管理職の職名・氏名等について、幅広 くホームページで情報を提供している。 ○ 一般国民からの相談、苦情等を受け付ける窓口として、平成19年度に 引き続き、昼休み時間も含めた一般相談窓口を運用した。 ○外部監査の実施に加え、計画的な内部監査が実施され、その結果が公表され 実績:○ ているか。また、審査手数料及び安全対策等拠出金について区分経理が規定 〇 平成19事業年度決算について、外部監査法人による会計監査を実施 され、それらの使途等、財務状況について公表されているか。 した。これにより、PMDAが公表する財務諸表等の表示内容の信頼性を確 保した。 ○ 監事監査及び内部監査については、平成20年度監査計画を策定し 計画的、効率的な監査を実施し、監査報告書等をホームページに掲載し ○ 上記のように、平成20年度においては、計画的な各監査の実施によ り、業務運営及びその内容の透明性、信頼性を確保し、国民へのサービ ス向上を図った。 ○ また、平成19事業年度決算について、主務大臣の承認後、遅滞なく、 官報公告・ホームページで公表するとともに、また、事務所備え付けと して、総務部受付においても関係資料を公開している。 ○ さらに、平成19年12月に策定公表した「随意契約の見直し計画」 に沿った取組みを進めるために、ホームページ上に入札公告等を行った 結果、新規参入業者数が増加している。

		·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民 に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民 に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民 に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	
1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	1 健康被害救済給付業務	健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及
健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被 審教済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以 下「救済制度」という。)をより多くの方々に周知し、 適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生 物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられ た方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要 である。 このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。	健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度(以下「救済制度」という。)をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置をとることとする。		び生物由来製品感染等被害救済制度をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うため、以下の措置を詳じた。
(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見値し	(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る 目標を達成するためにとるべき措置	(1)制度に関する情報提供の拡充及び見直しに係る 目標を達成するためにとるべき措置	
ア 制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度運営の透明化を図ること。	ア 平成16年度中にホームページ等において、給付 事例、業務統計等の公表を行う。	ア・ホームページ等において、給付事例、業務統計等 の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者 に対し、給付実態の理解と教済制度の周知を図る。 なお、公表に当たっては、個人情報に配慮して行 うものとする。	○ 救済制度に係る支給・不支給事例については、個人情報に配慮し、平成19年度第4四半期までに決定された分について、ホームページで公表した。また、業務統計については、平成20年度の業務実績等を同様にホームページに掲載する予定である。
イ 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案 を減らし、業務の効率化を図ること。	イ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善等、情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。	イ・パンフレット、請求手引きについては、医師や患者等にとって、使いやすく、かつ、分かりやすくした内容に改善する。また、インターネットを通じた情報提供の実施方法についても、同様の観点から、見直しをする。	① 健康被害救済制度を医師や患者等にとって分かりやすく解説した冊子「ご存知ですか?健康被害救済制度」の記載内容を見直すとともに、ホームページに冊子(PDF形式)及び冊子を要約した動画を配信しより使いやすくした。
			② 副作用救済に関する診断書等の様式、記載要領の見直しを行うとともに、感染救済に関する診断書の記載要領を作成し、医師等にとって記入しやすくなるよう改善を図った。
	・平成16年度中に、請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようにする。	・請求書の書式等のダウンロードサイトについて、 医師や患者等にとって、より使いやすく、かつ、分 かりやすくした内容に改善する。	○ 相談窓口において、ホームページからダウンロードにより請求 用紙等が入手できることの周知に努めるとともに、見直しや作成 した様式や記載要領を適切にホームページに掲載した。
	・ホームページの掲載内容をより充実し、ホームページへのアクセス件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。	・ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、ホームページへのアクセス件数を平成15年度と比べて20%程度増加させる。	○ ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、アクセス件数は67,711件(対平成15年度比90%増)となった。
			平成15 平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 平成15 年 度 年 度 年 度 年 度 年 度 年 度 年 度
	·		HP7/9tス   35,726   41,947   37,655   51,810   63,843   67,711   90%増
(2) 制度間知のための広報活動の積極的実施	(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施に係る 目標を達成するためにとるべき措置	(2)制度周知のための広報活動の積極的実施に係る 目標を達成するためにとるべき措置	
救済制度を幅広く園民に周知すること。	・救済制度について、効果的な広報を検討し、積極 的に実施する。	・教済制度について、広告会社等を活用するなど、 効果的な広報を検討し、実施する。	○ 広告会社等を活用し、健康被害救済制度を分かりやすく解説した「ご存知ですか?健康被害救済制度」の冊子による広報(日本医師会雑誌(約17万部)・日本薬剤師会雑誌(約10万部)に同梱、冊子を要約した動画及び冊子をPDF形式にしPMDAホームページより配信)、薬科大学、薬学部、臨床研修病院、看護師養成施設等に冊子及びDVDの配付を実施した。また、外部専門家の意見を踏まえつつ、企画競争を行い、新聞、交通(電車)、ラジオCMによる広報を実施した。

中期目標	中 期 計 画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
	・新聞広報等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き救済制度の周知を図る。	・新聞、ホームページ、パンフレット等の媒体を活用し、より多くの方に対し、教済制度の周知を図る。	○ 個別広報として、関係団体の協力を得て 7) 日本製薬団体連合会発行の医薬品安全対策情報誌 (23万部) に制度概要を掲載し、全医療機関に配布した。 (1) 全国の薬剤師会の協力により、制度紹介パンフレットを薬局 に約92万4千部配布した。
			か) 全国の日本赤十字社血液センター(47都道府県血液センター) の協力により、制度紹介パンフレットを医療機関に約2万3千 部配布した。     立) (社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」に制度概要を掲載した。
	・医療関係者に対し制度の普及や理解を得ることに 努める。	・医療に関する専門誌を活用した広報を実施する。	○ 感染救済制度については専門誌6誌、またHIV感染者等の受託給 付業務に関しても、専門誌5誌に広報を実施した。
		・医療従事者が制度に関する理解をより深められるようにするため、効果的な周知広報を検討し、実施する。	① 日本病院学会他4学会のプログラム・抄録集に制度を掲載した。 ② 医学会等(日本皮膚科学会総会、日本輸血・細胞治療学会総会、日本神経学会総会他)に参画し、8ヶ所で教済制度についてパンフレット配布・発表等を行った。
			③ 予防接種従事者研修会(全国8カ所)、医療安全支援センター実践研修(全国4カ所)等の研修会・講習会等に直接赴いて救済制度の説明を行った。
			④ 「第22回日本エイズ学会学術集会・総会」において救済制度全 般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。
(3) 相談窓口の拡充	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取. るべき措置	(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置	
相談窓口を拡充し、救済制度の給付手続きに関する 相談を広く受け付ける体制を充実させること。	・相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。	- 相談窓口に専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用救済給付や感染救済給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を充実させる。また、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する。	○ 相談窓口に配置した専任の職員によるフリーダイヤル(平成17年7月導入)を活用した相談が行われているところであるが、携帯電話や公衆電話からもフリーダイヤルが利用できる(平成20年4月導入)ようにして、利用者にとって制度や給付手続きに関する相談がしやすい体制の下、相談業務を実施した。また、相談マニュアルについては、必要に応じて、適宜、改善また、相談マニュアルについては、必要に応じて、適宜、改善
	・このように体制を充実させる中で、年間相談件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。	・相談体制の充実と効果的な広報を行うことにより 年間相談件数を平成15年度と比べて20%程度増加させる。	している。  〇 制度の普及について積極的な広報活動を行うことにより、相談 件数は、平成15年度と比較して224%増の17,296件となった。
			平成15 平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 平成15 年 度 年 度 年 度 年 度 年 度 年 度 年 度
			相 談 5,338 3,911 4,307 6,427 7,257 17,296 224%増
		- 22 -	

評価の視点等

【評価項目6 救済制度の情報提供、相談体制の充実】

自己評定

S

(委員会の評定理由)

評 定

- 〇ホームページのアクセス件数を中期目標終了時までに、15年度比で20% 〇 平成20年度のホームページアクセス件数は67,711件で、平成15年度の 程度増加させること。
- ○相談窓口における年間相談件数を中期目標終了時までに、1.5年度比で201○ 平成20年度の相談件数は17,296件で、平成15年度の相談件数5,338件と %程度増加させること。

## [評価の視点]

- 〇ホームページ等において給付事例、業務統計等が公表されているか。
- ○ホームページへのアクセス件数について中期計画に掲げる目標値(対平成 15年度20%程度の増加)の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進 展しているか。

(具体的取り組み)

- ・パンフレット、請求手引きを改善する。
- 請求書の書式等のダウンロードを可能にする。
- ○救済制度を幅広く国民に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取 実績:○ 組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。
  - (具体的取り組み)
  - 効果的広報の検討及び実施
  - ・新聞等の媒体を活用した救済制度の周知
  - ・専門誌を活用した医療関係者に対する制度の普及

- ○年間相談件数について、中期計画に掲げる目標値(対15年度比20%程度 | 実績:○ の増加) の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか (具体的取り組み)
  - ・相談窓口に対する専任職員の配置
  - 相談マニュアルの作成
  - ・昼休みの相談対応

(理由及び特記事項)

- ホームページへのアクセス件数、年間相談件数はともに中期計画に掲 げた目標を大幅に上回っており、救済制度の普及については、十分な成 果を上げたものと考える。
- アクセス件数35,726件と比べ90%増加している。(業務実績P.21表参照)
- 比べ224%増加している。(業務実績P.22表参照)

実績:〇

○ 平成19年度第4四半期までに決定した支給・不支給事例の情報につい てホームページに掲載し、業務統計についても、平成20年度上半期分を 適切な時期に状況を公表した。(業務実績P.21「一番上の〇」参照)

○ 健康被害救済制度を分かりやすく解説した冊子「ご存知ですか?健康 被害救済制度」の記載内容を見直すとともに、副作用救済に関する診断 書等の見直し、感染救済に関する診断書の記載要領を作成した。また、 ホームページ等で相談窓口のフリーダイヤル番号及び請求書の書式等が ダウンロードできるURLを掲載し、周知に努めた。広報活動を強化するこ とにより、ホームページへのアクセス件数は対平成15年度と比べると90 %増となり、年度計画の目標(20%増)を上回った。(業務実績P.21①、 ②「二番目、三番目の〇」参照)

○ 平成20年度においては新たに、薬科大学、薬学部、臨床研修病院、看 護師養成施設等に冊子及びDVDを配付するとともに、外部専門家の意 見を踏まえつつ、新聞・交通(電車)・ラジオCMによる広報を実施し、 相談窓口のフリーダイヤルについては携帯電話や公衆電話からの利用も 出来るようにした。また、従前より行っている冊子を要約した動画等の 配信や個別広報を実施し、さらなる制度普及を図った。なお、個別広報としては、日本製薬団体連合会発行の医薬品安全対策情報誌への掲載、 (社) 日本薬剤師会の協力による制度紹介のパンフレットの薬局への配 布、日本赤十字社血液センターの協力による制度紹介のパンフレットの 医療機関への配布、(社)日本薬剤師会発行の「お薬手帳」への掲載など 関係団体の協力を得た広報を実施した。また、医療専門誌への掲載を行 うとともに、日本病院学会他4学会のプログラム、抄録集に制度掲載や 医学会等に参画し、8ヶ所で救済制度についてパンフレット配布・発表 等を行った。さらに、各種研修会等へ直接赴き医療関係者等に対する制 度普及を図った。(業務実績P.21「一番下の〇」及びP.22参照)

○ 専任の職員によるフリーダイヤルを活用した相談体制の下、相談業務 を実施しており、平成20年度の相談件数は平成15年度と比べれば、224% 増加した。平成20年度の相談件数17,296件の内訳のうち、制度照会にか かる相談件数が平成15年度3,326件に対し平成20年度6,545件(平成15年 度比97%増)と増加しているが、これは、冊子等の広報によってフリー ダイヤルが知られるようになったこと、また、平成20年4月からは携帯 電話や公衆電話からもフリーダイヤルが利用できるようにした他、製薬 業界の自主申し合わせによって、一般用医薬品の外衛に救済制度の関い 合わせ先が記載されたこと等により、制度照会にかかる電話による相談 件数が増加したものと考えられる。

このように、相談件数やホームページへのアクセス件数の大幅増に寄 与した取組みも含めて、国民への救済制度の普及への必要な対応を行う ことができた。(業務実績P.22〇及び表参照)

を記載するなど積極的な広報活動により、平成15年度比で相談件数は224 %増、ホームページアクセス件数は90%増と目標値20%増を大幅に上回っ たことから目標を上回ったと評価する。 なお、その増加は、国民の薬使用に対する意識や不安の高まりによることも

公衆電話や携帯電話からもアクセス可能にしたり、OTCの外箱に電話番号

考えられ、制度自体の周知もより一層図る必要がある。

(各委員の評定理由)

- 相談件数は224%増、HPアクセス件数は90%増と目標を大幅に上回る 実績を達成。
- 達成目標率を大幅に上回る。
- 広報活動の充実が図られ、携帯電話等からもアクセス可能ということは利便 性が高い。
- 数値目標は、いずれも最終目標を大幅に上回り、評価の視点の各細目につい ては、すべて達成されていると評価できる。
- 広報活動を積極的に行い、相談件数も増加していることから評価。しかしS ほどではない。
- · OTCの外箱に電話番号が記載されるようになったので、認知度が上昇し たかと思われる。しかし、実際の救済対象となるのは入院加療以上であること 等国民へ制度自体の周知徹底を図ってほしい。
- 件数が増加しているといるという事は、利便性もあるが、国民の意識の高ま り、不安(薬使用に関する)の高まりもあると思われる。したがってSとまで は言えない。

### 中期目標 中期計画 平成 20 年度計画 平成20年度の業務の実績 (4) 情報のデータベース化による一元管理に係る目 (4) 情報のデータベース化による一元管理 (4) 情報のデータベース化による一元管理に係る目 標を達成するためにとるべき措置 標を達成するためにとるべき措置 救済給付業務に関する情報のデータベースをより使 いやすいものに改修すること等により業務の効率化の ・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や ・副作用救済給付業務や感染救済給付業務に関する ① 副作用救済業務及び感染救済業務では、事務の効率化を図るた 推進を図ること。 健康被害に関する情報のデータベースをより使いや 情報、特に原因薬や副作用疾病名等に関する情報の め、既存のデータベースを改修し、タイムクロック管理や統計・ データベースへのデータ蓄積を進めるとともに、蓄 すいものに改修する。 検索機能等を強化した。 積されたデータを様々な角度から分析し、統計的な ・新たに始まる感染救済給付業務については、副作 解析により、副作用発症の傾向や相関関係を探るこ |② 原因薬や副作用疾病名等に関する情報について、酱積されたデ 用救済給付業務のシステムを活用し、効率的なシス 一夕を様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用発症の とができるシステムの構築作業を進める。 傾向や相関関係を探ることが出来る「救済給付データーベース統 テムを構築する。 合・解析システム」の第2次開発が平成21年3月に終了した。 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理 (5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理 に係る目標を達成するためにとるべき措置 に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。 ア 請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の請 ア・請求事案の迅速な処理を図るため、厚生労働大臣 副作用専門調査員を配置し、①請求案件の事実関係調査、②症 求を受け、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関す に医学的事項に関する判定を申し出るに当た 例経過概要表作成、③調査報告書の作成の各業務を行い、平成20 る判定を申し出るに当たり、請求内容の事実関係を り、次の文書を厚生労働大臣に提出する。 年度計画に掲げた各種文書を厚生労働大臣に提出した。 調査・整理する。 ① 提出された診断書等の検討を行い、資料が必 ※ 副作用救済では請求件数926件、支給・不支給決定件数919件 要と認められる場合には、関係する医療機関 (うち782件支給決定)。感染救済では請求件数13件、支給・不 や製造販売業者に対して、その提出を求め、 支給決定件数11件(うち6件支給決定)。 得られた回答文書 ② 提出された診断書等を活用し、時系列に作成 した症例経過概要表 ③ 救済給付の請求内容について、提出された資 直生学働名(塞基-食品低生素議会) 料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調 被害判定部金(年6回開催)を二部会開 沓・整理した調査報告書 判定の申出(講査報告) 1 月 判定の通知 轮付籍状 『(後) 医苯基医療機器総合機構 資料データ要求 ①事前的委及び外部専門家との直接に 給付額求者 よる研究報告の充案 資料データ提出 (2)データペース等果務処理システムの整 個による効率化 ③情報提供の拡充と広報等の制度関約 数料データ要求 資料データ要求 医療機関 標準的事務処理期間(厚生労働省における医学的 ○ 請求事案の迅速な処理をより一層進めるために、厚生労働省と イ・請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理 イ・請求から支給・不支給決定までの標準的事務処理 期間(厚生労働省における医学的薬学的判定を行う 調整を行い、標準的事務処理期間8ヶ月のうち、医学的薬学的判 薬学的判定を行う期間を含む。) 内に支給・不支給決 期間(厚生労働省における医学的薬学的判定を行う 定を行う同省との時間配分を、同省2ヶ月機構6ヶ月とし、適切 定できる件数を増加させること。(ただし、医学的薬 期間を含む。)を8ヶ月とし、厚生労働省との連携 期間を含む。)を8ヶ月とし、年度内に決定した支 学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追 を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に行うとと な役割分担を行った。 給・不支給の総件数のうち60%以上を標準的事務 加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行 もに支給・不支給決定の事務処理方法を改善するこ 処理期間内に処理する。ただし、当該期間からは、 医学的薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に うことができなかった等の期間については除く。) とにより、中期目標期間終了時までに、標準的事務 処理期間内に支給・不支給を決定する件数を全請求 対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務 処理を行うことができなかった期間等については除 件数の60%以上とする。 くものとする。 ○ 支給・不支給を決定する件数のうち、標準的事務処理期間内に ・ただし、医学的薬学的判断等のため、請求者、医 ・救済給付業務の処理体制の強化を図るとともに、 決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大 療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要と 厚生労働大臣の迅速な判定を求め、標準的事務処理 され、事務処理を行うことができなかった等の期間 期間内の支給・不支給の決定件数の増加を図る。 幅に上回る74.3%となった。 については除くものとする。

·															
中期	目	<u></u>	期 計 画		址	成 20 年	度計 画		平	成 20	年 度	の業	務の	実 績	
					・支給・不 効率化を図る	に給決定に係る事 ための方策を厚	務処理につい 生労働省とも	ハて、迅速 倹討する。	<ul><li>○ 診断書、</li><li>について厚</li></ul>						
			•						,	1	副作用被	害救済の	実 績 】		
								,	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		.=	•						請求件數	+	769件	780件	788件	908件	925件
		-		٠				5-	決定件数	+	633件	1,035件	845件	855件	919件
•				•					取下げ件数(内数	· - · · ·	1 (4	4 (#	0 (4	2 #	1 (4
									処理中件数*		956件 14.5%	681件 12.7%	624/ <del>4</del> 65.3%	67.7件	584件
									処理期間 (中央値)	<del></del>	12.4月	11.2 F	6.6A	74.2%	74.3% 6.5月
	•	,									·		l	0.473	0.075
									* 「処理中件 **「達成率」 以内に処理	とは、当	該年度中	に決定さ		のうち、	8ヶ月
評価の視点等   【評価項目	7 業務の迅速な処理及び依	本制整備】	自己評定		3			評 定		A					
れているか。  ○請求事案の迅速な処理を 事実関係の調査・整理が に関する判定の申出に活用 ○標準的事務処理期間 (8)	3%以上とすること。 率化を図る観点から、原因 行われ、感染教済給付業務 図るため、医療機関や製造 圏切に行われ、厚生労働大門 されているか。	薬や健康被害に関する(システムとしても活用: システムとしても活用: 業者に対して請求内容に 医への医学的薬学的事 、	の 情さ の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	度合、かれた。 で、生物で、大学ので、大学ので、大学ので、大学ので、大学ので、大学ので、大学ので、大学の	成合ま がり値並24 び修 名、「F 外 ( 化支合た) で 事、)を「 整に 移中も共一	る (本)	理中15 給も大務副 てや 資産・24 引 事準を 期期% を上幅処作 統 36 所及 続 20 変 を して加短審 の索 デやス② 実 を処% 8にも して加短審 の索 デやス② 実 を処%	のてる (名・教・い目主年のてる (名・教・い目主年のでる) の の自受目、6因しを数評の形と 員2数を値はの原と標標己度を いってる (名・教・い目主年のである) がいません (1) これができます。	合付における。 全請求件数の また、件数の5 ら目標を上回	の信っ はの足票も大平加さい 憂ら加た 目ず度をてき度とめる 透りにと 標、、小いなの解評。 しいな解 の処生幅る数決釈価 ていかん の の生物を がいます。	上かす	」、 回のなにるがいし 目処 る努ど上数 (こなかと) 上数 ( こなか ) は ( での)	上迅 なわい まなわい まなわい まなわい はないの をないの あまれ に 変われ に ないの あまれ に で まない の あまれ に ないの あまれ に ないの あまれ に ないの あまれ は れ は れ は れ は ないの あまれ は れ は れ は れ は れ は れ は れ は れ は れ は れ は	4.努 達つる視文度断 が、の点の4. を3.が で値。4. を3. では、の点の4. でもる視文を表	をさいた 細 3見た

薬品医療機器総合機構			
中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進に 係る目標を達成するためにとるべき措置	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の 係る目標を達成するためにとるべき措置	推進に
機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務に おける給付事例を安全対策部門に適切に情報提供す ること。	機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務に おける給付事例については、個人情報に配慮しつつ 安全対策部門に適切に情報提供する。	機構内の各部門との連携を図り、特に救済 おいては、判定結果において得られた情報を 情報に配慮しつつ安全対策部門に適切に提供	、個人 関する支給・不支給決定情報を安全対策部門に提供した。
(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討	(7)被害実態等に関する調査の実施に関する検討に 係る目標を達成するためにとるべき措置	(7)被害実態等に関する調査の実施に関する 係る目標を達成するためにとるべき措置	検討に
保健福祉事業において、救済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施について検討し、その検討結果を踏まえ、調査を行うこと。	救済給付受給者の被害実態等に関する調査について、その内容、対象者等その実施方法について平成16年度中に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成17年度中に被害実態等に関する調査を行う。	医薬品の副作用による健康被害実態調査の を踏まえ、重篤で稀少な健康被害者に対する 向上策等を検討するための資料を得る調査研 を引き続き実施する。なお、医薬品の副作用 健康被害実施調査結果を踏まえて、要望の高 事項を中心に、引き続き関係者の意見を閉き 検討を行う。	QOL に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催した。 究事業 中成19年度調査研究事業の実績を取りまとめ、平成20年12月 による 25日開催の救済業務委員会に報告し、ホームページに必要した。 かった また、新たな保健福祉事業として、医薬品の副作用による健康
			【調査研究事業概要】 (1) 調査研究の目的 平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康被害態調査」(平成18年3月)の結果を踏まえ、障害者のための般施策では必ずしも支援が十分でないと考えられる重篤か希少な健康被害者のQOLの向上策及び必要なサービス提供のり方等を検討するための資料を得るために実施した。 (2) 調査研究対象者(平成20年度調査研究協力者61名)医薬品の副作用により重篤かつ希少な健康被害を受けた者(3) 調査項目の種別ア・生活状況調査関(本人形入用)A票(福祉サービスの利用状況についての調査)B票(社会活動を中心とした調査)C票(過去1年間の日常生活状況調査)イ・健康状態報告書(医師記入用)D票(調査研究事業用診断書)
評価の視点等 【評価項目8 部門間の連携及び被害実	経機調査の実施] 自己評定 A	, j	平 定 A
<ul> <li>「数値目標」 ○特になし 「評価の視点」 ○教済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつっ提供されているか。</li> <li>○教済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施に計を行い、平成17年度中に調査が行われたか。</li> </ul>	のQQU向上等のための調査研後の保健福祉事業を実施する成果を上げているものと考え成果を上げているものと考え成果を上げているものと考えの場合である。   「会議:○○○ 個人情報に配慮し、副作用を安全対策部門に提供した。」   「実績:○○○ 障害者のための一般施策で要素がつ着少な健康被害を受け、でいて、16年度申に検回をおかるが、でいる。   「の以前に対し、「のは、「の、」である。   「の、「の、」では、「の、」の、「の、、の、、の、、の、、の、、の、、の、、の、、の、、の、、の、、の、、の	被害実態調査の結果を踏まえ、健康被害者究事業を平成19年度に引き続き実施し、今ための検討が着実に進展しており、十分なる。  - 教済及び感染救済の支給・不支給決定情報(業務実績P.26上の○参照)  は必ずしも支援が十分でないと考えられるけられた方々の日常生活の様々な事者に係る。  EIの班金(平成20年7月28日)を開催し、  EIの班金(100年金(100年金(100年20年7月28日)を開催し、  - 100年金(100年金(100年20年7月28日)を開催し、  - 100年金(100年金(100年20年7月28日)を開催し、 - 100年金(100年金(100年20年7月28日)を開催し、 - 100年金(100年金(100年20年7月28日)を開催し、 - 100年金(100年20年7月28日)を開催し、 - 100年金(100年20年7月28日)を開催し、 - 100年金(100年20年7月28日)を開催し、 - 100年金(100年20年7月28日)を開催し、 - 100年20年20年20日 - 100年20日 - 1	長員会の評定理由) 個人情報に配慮した上で支給・不支給情報を安全対策部門に提供するこで、さらなる連携触化が図られ、より安全対策が向上し、目標を上回る成果上げたと評価する。「医薬品による重腐かつ希少な健康被害者に係る。以に必めの調査事業を実施し、事業実績をボームへつびについることも評価するが、今後はその結果を救済事業にどのように反映されか分析・検討を行う必要があると考える。  「会員の評定理由) 支給・不支給決定情報について安全対策部門に提供。医薬品による重篤かか少な健康被害者のQOL向上等を検討するための調査研究事業を引き続き、証明価の視点のうち、連携については実施されている。 評価の視点のうち、連携については実施されており、実態調査については、実態調査を着実に実施している。 評価できる。 評価できる実施。 目標を上回る実施という点が具体的に見あたらない。審査業務と安全対策、表別で表別で表別である。 とを会対策業務の中での副作用情報、国民からの相談等、各部門、各情報は、自標を上回る実施という点が具体的に見あたらない。審査業務と安全対策にまづき実施。 日標を上回る実施という点が具体的に見あたらない。審査業務と安全対策、情報は表別である。

				Y
は対する変形な影響を認知による日、7年表表の血液関による日、7年表表の血液関性は大変に集めませんと表現の一般では、1、19年の変形を影響を受け、	中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
よる日 I V 級励者等に対する支柱的性質的の表面に 者につて、 (利力を対する方と)。 あたって、 (利力を対する方と)。 者にある。 選別に素格を行う。 またり、 (本の) を表して、 (利力を対する人の) は、 (本の) を表して、 (利力を対する人の) を表して、 (本の) を表して、 (本の) を表して、 (本の) を表して、 (本の) を表して、 (本の) を表して、 (本の) を表します。 (本の) が、 (本の) を表して、 (本の) を表します。 (本の) が、 (本の) を表します。 (本の) が、 (本の) を表して、 (本の) とない (本の) を表して、 (本の) とない (本の) を表して、 (本の) とない (		に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達	に対する受託支払業務等の適切な実施に係る目標を達	
(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩質以内子 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩質以内子 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等以内子 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等以内子 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等以内子 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等以内子 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等以内子 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等に対する物質を (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等に対するが大変 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等に対する検で (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩解などのこととでき ・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩等に対する検で (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩解などのことでき ・ (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液緩緩解などのことでき ・ (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定上流液を (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定上流液を (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定上流液を (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定上流液を (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定上流液を (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定上流液を (10) 大変を (10)		よるHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に 当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内	よるHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に 当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内	成立したスモン患者に対し、健康管理手当及び症状の程度が症度 田で超重症者、超々重症者に該当する方々に対する介護費用の支 払いを行っている。また、症度の程度が症度田で重症者に該当す る方々に対して、昭和57事業年度以降、国から委託を受けて介護
文 払 第(千円) 1,621,745				平成20年度
(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定点板延期開放 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定点板延期開放 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性点板を指する給付業等 等の選切な実施 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性点板等を含むた対する給付業等 等の選切な実施 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性点板等を含むためたした。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性点板等を含むためたした。 (1) 特定フィブリノゲン製剤及び特性点板等を含むためたした。 (1) 特定フィブリノゲン製剤及び特性点板等を含むためたした。 (1) 特定フィブリノゲン製剤及び特性点板等を含むためたした。 (1) 特定フィブリノゲン製剤を含むためたした。 (1) 特定力が発力した。 (1) 特定力が発力した。 (1) 特定力が発力した。 (1) 特定力が発力した。 (1) 特定力が発力した。 (2) サインドルによる物能のとといたが発力した。 (3) サインドルによる物能のを含むためたした。 (4) 特定力が発力した。 (5) 対域を含むした。 (6) 特定力が発力した。 (7) フィブリイン製剤を含むした。 (8) 特定力が発力した。 (8) 特定力が発力した。 (8) 特定力が発力した。 (1) 特定力が発力した。 (2) 対域を含むが表力があるが表するが対域を含むが表力があるが表すを含むがよるが表が表があるが表が表が表があるが表があるが表が表があるが表があるが表があ			•	
(4) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業所 (5) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業所 (6) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (7) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (8) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主統製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主能製画業の (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主能製品を (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特性主能製品を (9) 特定では (9) 大きの (9) 大きの				27 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
(9) 特定フィブリノゲン製利及び特定血液影響者に対する給付業務等の適切に多にと考え、施工の大変に受け、血液型が高いによりを調味を受けたがに対した。この音楽を受けたがに対したイズを発音に対する発音を開発を受けたがに対した。この音楽を受けたがに対したイズを発音に対する発音を開発を受けたがに対したイズを発音に対する発音を開発を受けたがに対したイズを発音に対する発音を開発を関係を開発して、大変に変化の対象が成立したイズを発音に対する発音を開発を開発して、対象は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で				
② 東社総付業務は、財団法人を関係社所可の条託を受け、方式は対して、3つの事業を行うた。 (1) エイズ来原本に対する健康管理費用の支給「関係政府学業) (2) 教料上の利料が成立したエイズ発信者に対する健康管理費用の支給「関係政府学業) (3) 教料上の利料が成立して、エイズ発信者に対する発産者と聴いる場合と聴いる。 (4) 教料上の利料が成立していないエイズ発信者に対する発産者を聴いる場合と聴いる。 (5) 教料上の利料が成立していないエイズ発信者に対する発産者を聴いる場合と使いる。 (6) 教育との利料が成立していないエイズ発信者に対する発生を聴いる場合と使いる。 (7) 教育といない、エイズ発信者に対する発生を聴いる。 (8) 教料上の利料が成立していないエイズ発信者に対する発生を聴いる。 (9) 特定フィブリノゲン監測及び特定直接展開業区 (1) 特定教育業務に、裁判上の利解等が成立した特定で是肝炎の大静を等 イン・表別を記述了下げ(60分) (2) フルーダイヤルによる行機を終めるアドウル。 (3) アイヤルによるご配用検察経済を行う。 (4) 特別によるご配用検察経済を行う。 (5) 対すな対象を受けた、数計を対象に対する発行機能が正式が下(60分)を発展を行った。 (5) 特定フィブリノゲン監測及び特定直接展的など対すでは、一般で表別する経験を考し方と、発展を行った。 (5) 対域に表していまると対域に対すする経り表別では、対域と対域に対する経り表別を行った。 (6) 対域に表していまると対域を対象を行った。 (7) 対域に表していまると対域に対域に対する経りに対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対域に対していまると対域に対していまると対域に対域に対域に対していまると対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対		·		7.7
(2) 特定フィブリノゲン製利及び特定血液凝固第以区 子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する能力を指して、3の事業 を対して、3の事業 (3) 教料上の別解が成立していないエイズ発症者に対する発売者能療者 (5) 特定フィブリノゲン製利及び特定血液凝固第以区 子製剤によるC型肝炎感染検害者に対する能力疾 等 第 2 6,300 全 計 710 538,222  (5) 特定フィブリノゲン製利及び特定血液凝固第以区 子製剤によるC型肝炎感染体育する給付業等 等の流力を実施 等の流力を実施 特定では、2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				[ 月暖黄州(四岸月) 100, 241
(9) 特定フィブリノゲン製利及び特定血液凝固第以 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る自標を通放するためにとるべき 物定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る自標を通放するためにとるべき 物の適切な実施に係る自標を適成するためにとるべき 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る自標を通成するためにとるべき 対定すること。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る自標を通成するためにとるべき 対定することが表現を表現を表現しません。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 日子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る自標を通成するためにとるべき 対定 対定することが表現を表現を表現し、変更な影響を表現し、変更な影響を表現し、変更な影響を表現し、変更な影響を表現し、変更な影響を表現し、変更な影響を表現し、変更な影響を表現し、変更な影響を表現した。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 日子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に配慮し、適切に業務を行う。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 日本語では、自然を連抜するためによるでは、一般にあることを表現した。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 日本語では、自然を表現である。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 日本語では、自然を表現である。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 日本語では、自然を表現である。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 (9) 特定の型が表面液が表面が表面液を表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表				剤に混入したHIVにより健康被害を受けた方に対して、3つの事業を行った。
当等の絵付【受託絵付事業】    平成20年度   人数 (人) 支給額(千円)   一般 (人) 支給額(千円)   題 査 研 究 事業 587 320,122   健康管理支援事業 121 211,800   受 託給 付 事業 2 6,300   全 計 710   538,222   で表現形によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の適切な実施に係る自稼を適成するためにとるべき 情報   特定フィブリノゲン製剤及び特定血液経過解区   特定フィブリノゲン製剤及び特定血液経過解区   一部 で				(2) 裁判上の和解が成立したエイズ発症者に対する発症者健康管 理手当の支給【健康管理支援事業】
(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 因子製剤によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を追放するためにとるを 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を追放するために変わる。 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を追放するためにとるを 措置 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を追放するためにとるを 措置 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に発力目標を追成するためにとるを 措置 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 対に業務を行う。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるこ型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるこ型肝炎感染液素を含いまする給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 対した。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以口子が関係に対した。 (9) 特定を影客業務に、裁判上の利解等が成立した特定と型肝炎ウイア製剤によるこ型肝炎感染液を調音に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以口子が関係に対した。 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以口子が関係に対し、数別な業務を行った。 「対して、数別な異常を実施した、対して、数別な異常を表別な異常を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を			· .	
(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を適成するためにとるべき指数によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を適成するためにとるべき指数によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るE 関係を適成するためにとるべき指数の適切な実施に係るE 関係を適応するためにとるでき指数の適切な実施に係るE 関係を適応するためにとるでき指数の適切な実施に発えるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害をに対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害をでいたとのできるを発素を行った。  「特定教育業務格」、裁判上の和解等が成立した特定C型肝炎ウインの実施といる。  「他を教育業務を行う。」  「カースを対象を行う。」  「地域を対象を行う。」  「地域を対象を行う。」  「地域を対象を行う。」  「地域を対象を行う。」  「地域を対象を行う。」  「地域を対象を行う。」  「地域を対象を行う。」  「地域を対象を行った。  「中域20年度 136億322百万円(660人)」  「地域4数 3,607件			•	平成20年度
(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る自標を達成するためにとるべき情型 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る自標を達成するためにとるべき情型 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適適切な実施に係る自標を達成するためにとるべき情型 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切な実施に係る自標を達成するためにとるべき情型 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を変変がまるに対する給付業務等を変変がまるとの型肝炎感染被害者に対する給付業務等を変変がまるとの型肝炎感染被害者に対する給付業務等を変変がまるとの関係感染被害者に対する給付業務等を変変がまるとの関係を認いています。 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を変変がまること。 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第以因子製剤とは特定血液凝固第以因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変態によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  ① たれら異素をした。特定を対する給付業務を対する給付業務を変変がまること。  ② フリーダイヤルによる相談を記を設置し、給付金支給手続き等に関する相談業務を実施した。相談件数 3,607件				人数(人) 支給額(千円)
(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき情置  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき情置  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき情置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき情置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に実施すること。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変態に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変態に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤を関係を重要な必要性である。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤を対象を重要なするためにとるべき情質。  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤を対象を重要なが表熱である。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤によるC型肝炎感染を重要なが表情質。  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤によるC型肝炎の染血液凝固第IX 日本製剤によるC型肝炎感染を重要なが表情質。  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤を対象を対象を表し、一体に対象を情質。  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤を対象を表に対する給付業務等の変態に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤を対象を表に対する給付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する給付業務を表しませまな。  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 日本製剤を表に対する給付業務を表に対する給付業務を表に対する影性関係IX 日本製剤を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する熱付業務を表に対する影性の表に対する影響を表に対する。表に対する影響を表に対する影響を表に対する影響を表に対する影響を表に対する影響を表に対す				調 査 研 究 事 業 587 320,122
(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき 措置  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき 措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき 措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき 措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変態に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変態に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変態に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (1) 特定教育業務に、裁判上の和解等が成立した特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付業務等の変態に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (2) フリーダイヤルによる相談窓口を設置し、給付金支給手続き等に関する相談業務を実施した。 イルス感染者等に対する給付業務等の変態に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。				
(9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置  (9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  ① これら業務について、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切な業務を行った。  「) 特定教育業務に、裁判上の和解等が成立した特定C型肝炎ウイを製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  ② これら業務について、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切な業務を行った。  「) 特定教育業務に、裁判上の和解等が成立した特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  ② フリーダイヤルによる相談窓口を設置し、給付金支給手続き等に関する相談業務を実施した。相談件数 3,607件				
(9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施  (9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置  特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係るC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変施に当たっては、個人情報に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の変施に当たっては、個人情報に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。  (9)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき措置			,	音 計 (10) 538, 222
因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の適切な実施 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子 製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を 適切に実施すること。 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子 製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を 適切に実施すること。 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因 子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の変施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う。 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の変施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う。 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の変施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う。 因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の変施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う。 ② フリーダイヤルによる相談窓口を設置し、給付金支給手続き等 に関する相談業務を実施した。 相談件数 3,607件				③ これら業務について、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切な業務を行った。
製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を 適切に実施すること。 ・ 学の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適 切に業務を行う。 ・ で成20年度 136億32百万円(660人) 切に業務を行う。 ・ で関する相談窓口を設置し、給付金支給手続き等に関する相談業務を実施した。 相談件数 3,607件	因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務	因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき	因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき	
② フリーダイヤルによる相談窓口を設置し、給付金支給手続き等 に関する相談業務を実施した。 相談件数 3,607件	製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を	子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適	子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務 等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適	ルス感染者等に対し、給付金の支給業務を行った。
③ これらの業務については、個人情報に配慮し、適切に実施した。		≥11 − 7€ 200 € 11 √ 0	MICROSCII / o	
				③ これらの業務については、個人情報に配慮し、適切に実施した。

	中期目標	中	期計	画 .	平	成 20 年	度 計 匯	ű T	平成20	年 度 の 業 務	の 実 績
		,							•		•
									•	平成19年度	平成20年度
				,	· ·			·	受給者数	108	660
								· .	(うち追加受給者数)	(0)	(4)
									給 付 額	2, 360, 000	13, 632, 000
	•			٠.					.(うち追加給付額)	(0)	(68, 000)
									相談件数	16, 814	3, 607
		,							※平成20年1月16日	日より事業実施	
評価の視点等	【評価項目9 スモン患者及び血液製剤 に対する受託支払業務等の実施】	flによるH I V感染者等	自己評別	Ē	A ·			評定	Á		
[数値目標] ○ 数値にない ・ でののででは、 ・ でのののでは、 ・ でののでは、 ・ でののでは、 ・ でのでは、 ・ でのでは、 ・ でのでは、 ・ でのでは、 ・ でのでは、 ・ でいるでは、 ・ でいるでは、 でいる。 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でし。 でいる。 でいるでも、		5 H I V感染者等に対す 委託契約の内容に基づ	○ 特務 特務 るも	及び特記事項) 託支払業務、受託給付き 配慮し、前2事業につい では法律に基づき のと考える。 ご 大支払業務及び受託給 対容に基づき支払対象者				(各委員の評 ・ 各事業を ・ 目標に対 ・ 計画上必 ・ 成果は遠	、業務、受託給付業務及びが大幅に増えたに増えたにもかから行しており、目標を上回定理由) 一次で理由) でででは、では一次では連択でしている実施率は達成されている。 できることできるときなった。 できることできるときない。	わらず、個人情報にっていると評価する いる。 ている。 たと認められる。	世間になから、海りな
┃ ┃ 〇特定フィブリ	リノゲン製剤及び特定血液凝固第1X因子類 する給付業務について、個人情報に配廊し	製剤によるC型肝炎感染	実績:( 〇 特) を行	5 0 42 C - 3 2C 50 (3R4)33	国人情報に配慮し、	適切かつ迅	速に支給業務				

	,		10
中 期 目 標	中期計画	平 成 20 年 度 計 画	平成20年度の業務の実績
2 審査等業務及び安全対策業務	2 審査等業務及び安全対策業務	2 審査等業務及び安全対策業務	
審査等業務及び安全対策業務については、国民が、 国際的水準にある医薬品・医療機器を安心しては、国民が、 国際的水準にある医薬品・医療機器を安心しては、国民が、 ことく安全に医療現また。 展別を連正に使用、発生もに、保健衛を行い、保 機器が適正に使用、発生時の的確・迅速な対応を上い、 係務等生の防止、発生時の的確・迅速な対応をつい、果 を薬品・医療機器がその使命をより長期にわたった 医薬品・とができるようにすることが重要である。 たすことような考え方を踏まえ、もに、 できるようにすることが重要である。 を対策の体制を強化するととが重要である。 を対策の体制を強化するととと。 連携し、以下の目標を達成すること。 また、総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審 査の迅速化に取り組むこと。	審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国民が、国民が、国民が、国民が、国民が、国民が、国民が、国民が、国民が		審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器をより早く安全に医療現場に届けるともに、医薬品・医療機器が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速文が応を行い、医薬品・医療機器がその使命をより長期にかたって果たす金と方販後安がある。このため、相談・客査と市販後安立ともに実施する必要がある。このため、相談・なせ、中期計画や本財産強化するとともに、これらを有機的に連携させ、中期計画や平成20年度計画の目標を達成することを目指し、以下の業務を実施した。
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置	
ア 国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的でかつ安全な医薬品・医療機器の便益を速やかに享受し、その恩恵を最大限に得ることができるよう確保すること。また、このような迅速化による製薬企業等の恩恵も確保すること。	ア・国民や医療関係者のニーズを把握するため、学会 や医療関係者等との対話を実施するとともに、ニー ズ調査を実施する。	ア・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療 関係者との対話を実施する。	① 医療関係者のニーズを把握するため、国内外の学会等への参加 を通じて、積極的に医療関係者等と意見交換を行った。 ※学会・セミナーへの参加実績:国内については、延べ1,009名 (350件)
			② 欧米諸国で承認されているが国内では未承認の医薬品について、学会及び患者の要望を定期的に把握するため、厚生労働省に平成17年1月に設置された「未承認薬使用問題検討会議(歴長: 掘田知光(国立病院機構名古屋医療センター院長)」において引き続き検討が進められており、その検討結果に基づく治験相談や承認申請に対応した。また、医療機器に関しても、平成18年10月に設置された「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会(座長: 北村惣一郎(国立循環器病センター名誉総長))」の検討結果に基づき同様の取組を実施した。
		・平成17年度に実施したニーズ調査の結果を基 に、審査等業務の改善策等について、検討・実施す る。	① 平成17年度に実施した、PMDAの審査業務等に対するニーズ調査により、医療の現状に即した先端的医薬品・医療機器へのアクセスの一層の迅速化に関する考え方やPMDAに期待する役割などについて有益な回答を得たところであり、この調査結果を分析した上で、業務改善に活用できるように、幹部会において役員及び各部長に対して報告を行った。
			② 医療機器及び体外診断用医薬品の治験相談については、開発の各段階における様々なエーズにきめ細かく対応し、開発の促進や承認審査の迅速化に寄与することが求められていたため、平成19年度より、医療機器の開発段階に応じた相談メニューの拡充を行っている。また、ファーマコゲノミクスや再生医療等の最先端技術を利用した細胞・組織利用製品などの分野においては、開発の前例が少なく、開発や承認申請に関する助言へのニーズが非常に高いことから、これらの要請に対応するため、平成19年度より、細胞・組織資料整備相談の相談区分を新たに設定している。
		・的確な審査を迅速に行えるようにするため、総合 科学技術会議の意見具申を踏まえた必要な審査要員 の充実を図り、審査体制の強化を行う。併せて、審 查等業務進行管理委員会において、機構における審 査・治験相談等の業務の進行管理を行い、その改善 を図る。	○ 総合科学技術会議の意見具申等を受けた中期計画の変更を踏まえ、平成23年度までに、いわゆるドラッグラグを2.5年(開発期間1.5年と承認審査期間1.0年)短縮するため、平成20年度においては以下の取組を行った。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			(人員の拡大) 平成21年度までの3年間で236名の増員を行なうこととなっているが、平成20年度は年4回の募集を定例化し、平成20年度の公募による技術系職員の採用状況等については、応募者数約910人、採用内定者数98人(採用者44人を含む)となっている。また、原薬者数の拡大に向け、業務説明会、役職員による大学・病院への直接訪問や学会の機会を利用した働きかけの強化、採用パンフレット・ホームページ採用サイトの改訂、就職情報サイトへの募集情報の掲載、学会誌等への募集広告の掲載等を実施した。
			(研修の充実) FDAの研修プログラムを参考にしながら、新薬審査部門を中心にケーススタディを実施するとともに、平成19年10月から試行していた業務コーチングのためのメンター制度を平成20年4月から本格導入し、実施している。、また、国内外の大学等への派遣研修、新任者を対象とした施設見学研修(医薬品製造工場、医療機器製造工場、医療機関等)、国内外より規制当局関係者、専門家等を講師に招き技術的事項についての研修を行う特別研修等を引き続き実施している。
			(相談の大幅拡充等による開発期間の短縮) 平成20年度においては、治験相談担当者の増員を図るとともに、柔軟に対応することができる体制を構築することにより、約420件の処理能力を確保し、全ての治験相談の需要に対応できるように努めるとともに、中し込外的分対面が開東に対応できる外見程度とすることとした。相談件数については、原則申請のあった相談にはすべて対応したものの、目標420件に対し、実施件数は315件、取り下げは23件であった。平成20年度に申請された品目に係る一成分あたのの相談件数の平均目標2.0件のところ、実施件数は1.8件であった。 また、平成20年8月実施分から、日程調整方法の改善を行っており、具体的には、申し込み時期を従前の実施月の3ヶ月前から、2ヶ月前とした。同時に、原則として順に優先的に日际を定しる、実施するため、持ち点を参考にしつつ、他し込みで記録を行う方法を取ることとした。で調整を行う方法を取ることとした。なお、事前評価相談制度の導入に向けて、企業アンケートを実施するとともに、実施要額をとりまとめた。
			(審査の進捗管理の強化) 平成16年度以降の申請分について、通常品目の総審査期間を1年間短縮し、平成23年度には、通常品目について総審査期間の中央値が12ヶ月(行政9ヶ月、申請者3ヶ月)、優先審査品目について総審査期間の中央値が9ヶ月(行政6ヶ月、申請者3ヶ月)とすることとされている。達成に向けて、平成20年度の目標値は、総審査期間の中央値を20ヶ月(行政13ヶ月、申請者8ヶ月)と総審査期間の中央値を12ヶ月(行政6ヶ月、申請者6ヶ月)となっている。平成20年度に承認された新医薬品の承認審査の状況は、以下のとおりである。別表①を参照。

中期目標	中 期 計 画	平成 20 年度 計画	平成20年度の業務の実績
	•		【通常審査の行政TCメトリクス(中央値)】
			申請から 初回面談 から重要 会から専門 ら承認 事項照会 協議
			平成20年度 2.0月 0.6月 6.3月 2.2月 (2.5月) (1.1月) (12.1月) (3.4月) 45件 48件 59件 50件**
			*)()内の数字は、参考値となっている80%値 **)当該件数には、専門協議を経ずに承認にいたったものは含まれてない。
			通常品目において、総審査期間(中央値)は平成19年度と比すると、長期化しているが、これは、申請件数が多かった平成年度の申請品目を主に処理していることによるものである。なお、その内訳としては、行政側審査期間(中央値)は、平19年度と比較して、1.6ヶ月短縮しており、また、申請者審査期(中央値)においても、0.5ヶ月短縮している。にもかかわらず総審査期間としては、長期化となっている。この要因としては、長期化となっている。この要因としては、臨床試験を追加実施したもの、申請資料不備により資料の再提出に長期間を要したものなど総審査期間1,000日を超える品目があるためと考えられる。
			(国際共同治験への対応) 国際共同治験については、厚生労働省において「国際共同治 に関する基本的考え方」(平成19年9月28日付厚生労働省医薬食 周審査管理課長通知)が取りまとめられ、PMDAではこれを対面助 審査等において、活用している。 なお、平成20年度の治験計画届524件中、国際共同治験に係る 験の届は82件に達した。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(審査基準の明確化等) 審査の基本的考え方については、審査基準の明確化を図る網 から、平成20年4月17日に「新医薬品承認審査実務に関わる電 員のための留意事項」を取りまとめ、これを担当職員に周知す とともにPMDAホームページに掲載し、審査等において活用して
			る。 また、審査の各段階における申請者によるPMDAの審査進捗状 等の把握については、これまで各審査担当部長との面影等にお て確認してきたところであるが、より適切に審査進捗状況等を 達するために、申請者に対し担当職員より提供すべき審査進捗 況等を平成21年3月19日に「新医薬品の承認審査における申請 と医薬品医療機器総合機構の情報共有等について」として取り とめ、担当職員に周知するとともにPMDAホームページに掲載した
		- 31 -	

中期目標	中 期 計 画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			(治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を行う仕組みの導入に向けた整備) 治験相談の段階から品質、有効性及び安全性に関する評価を行うため事前評価相談制度について、内部での検討を進めるとともに、並行して日本製薬工業協会、PhRMA、EFPIAと共に設置した「平 験相談及び審査の技術的事項に関するWGJ での検討を実施し、平 成21年度より試行的に導入することとした。実施要領等について、平成21年3月30日付けで通知を発出した。 また、事前評価相談制度を平成21年度から導入するため、審査等業務及び安全対策業務関係業務方法書の改正を行った(平成21年3月31日 厚生労働大臣認可)。
			(プロジェクトマネジメント制度の実施状況) 審査等の一層の迅速化のための取り組みのひとつとして、平成 20年4月より、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理・調整 等を行うことを目指し、プロジェクトマネジメント制度を導入し
			電また、プロジェクトマネジメント制度の実施にあたり、新薬審査担当部に進行調整の業務等を行う人員を配置するとともに、進行管理の情報の取りまとめ等を行う審査マネジメント部を審査部門に新たに発足させた。審査の進捗管理に資するため、審査部門内にセンター長をヘッドとする「進捗確認に係る審査セグメント内会議」を設置し、平成20年4月より進行管理に関する資料をもとに、会議を開催している。(平成20年8回実施)
·	・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治 験相談及び審査を同一チームで実施し、審査の迅速	・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治	別表②表参照。
	化を図る。	験相談及び審査を同一チームで実施する。	① 治験相談から承認審査までの各ステップを同一の審査チーム 同一スタッフが実施した。
			② 新医薬品の審査は、原則として、薬学、医学、獣医学又は生物 統計学などの専門課程を修了した審査員で構成される審査チーム により実施された。また、審査チームの構成員は、担当部長、担 当審査役、チーム主任、チーム副主任、品質、毒性、薬理、薬物 動態、臨床及び生物統計を基本とした。
-	-	:	③ 新医薬品の審査は、薬効別に担当する部及びチームで実施した。
			④ 治験相談については、審査役並びに審査チームの中から選任した主担当及び副担当の3名が作成する相談者への指導・助置案を基にチーム内で検討し、相談者と対面(治験)相談を行い、相談記録を作成した。
	・審査の透明化及び効率化を促進するため、平成 19年度に審査の基本的な考え方を明確化する。	・審査の透明化及び効率化を促進するため、平成 19年度に整理した審査の基本的な考え方を周知す る。	○ 審査の基本的考え方については、審査基準の明確化を図る観点 から、平成20年4月17日に「新医薬品承認審査実務に関わる審査 員のための留意事項」を取りまとめこれを担当職員に周知すると ともに、PMDAホームページに掲載し審査等において活用している。
	・治験相談、審査及び安全対策業務の連携をさらに 強化し、治験相談段階から有効性及び安全性に関す る評価を行う仕組みを平成21年度から導入するた めのガイダンスを平成20年度中に整備する。	・治験相談、審査及び安全対策業務の連携をさらに 強化し、治験相談段階から有効性及び安全性に関す る評価を行う仕組みを導入するためのガイダンスを 整備する。また、治験段階から市販後までの医薬品	① 日本製薬工業協会、PhRMA、EFPIAと治験相談及び審査の技術的 事項に関するWGを設置し、治験相談の設階から有効性及び安全性 に関する評価を行うための方策について検討を行った。
		の安全性を一貫して管理する仕組み(プロダクト・マネジメント {仮称}) を平成21年度から導入するために、試行を行う。	② 治験相談の段階から品質、有効性及び安全性に関する評価を行うため事前評価相談制度について、内部での検討を進めるとともに、並行して日本製菓工業協会、PRRMA、EFPIAと共に設置した「予験相談及び審査の技術的事項に関するWG」での検討を実施し、平成21年度より試行的に導入することとした。実施要領等について、平成21年3月30日付けで通知を発出した。また、事前評価相談制度を平成21年度から導入するため、審査等業務及び安全対策業務関係業務方法書の改正を行った(平成21年3月31日 厚生労働大臣認可)。
		- 32 -	1,1

_			-	
L	中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
	( このため、平成16年4月1日以降の申請に係る 審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る 審査機関側の処理時間」をいう。)に係る短縮目標(大 幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を 除く通常時における目標。)を設定し、業務の改善を 図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。	イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処 理期間の目標は、次のとおりとする。ただし、審査 事務処理期間は、厚生労働省における審査期間をも 含むものである。このため、当該期間を含んだ下記 の審査事務処理期間の目標を達成することができる よう、本機構においては、審査の迅速化など業務の 改善を図ることとする。	イ・平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとする。ただし、審査事務処理期間は、厚生労働省における審査期間をも含むものである。また、医薬品・医療機器の製造販売承認に保るGMP/QMS調査については審査事務処理期間に影響を及ぼさないように処理することを目標としいのため、GMP/QMS調査の申請者に要請すると共に領荷県が実施するGMP/QMS調査が適切な時期に終了する。	
		・新医薬品については、中期目標期間中を通じて、審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成することを確保するとともに、中期目標期間終了時には80%について達成する。	・新医薬品については、審査事務処理期間12ヶ月80%を達成するため、次の取組みを行う。 ① 新医薬品の承認申請品目の偏りにより処理が 困難と見込まれる分野について、審査要員の増 員を図った上で、審査・一ム数の増加等の審査・ チームの増強を図ることなど審査体制の強化を 図る。また、業務の効率的運営のための改善を 図る。	① 新医薬品の承認申請品目の偏りにより処理が困難と見込まれる分野について、審査要員の増員を図るなど審査体制の強化を図った。また、平成20年12月1日付で、「第3分野」の審査チームを「第3分野の1」と「第3分野の2」に改編し、それに伴いチーム数の増加を図った。
			② 円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期 的に審査方針を協議するとともに、機構内の審 査等業務進行管理委員会等において各審査プロ セス毎の業務の進捗状況等を検証し、進行管理 の実施を行う。	② 新医薬品の審査業務については、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査業務を的確かつ迅速に遂行するために、審査及びこれに伴う手続き等を内容とする「新医薬品承認審査実施要領」等に基づき業務を実施した。また、毎月の審査事務処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知した。
			③ 審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の審 査担当者への周知、業務手順審の整備等により 業務を適切に管理する。	③ 審査業務については、厚生労働省とも新薬審査状況検討会議を 定期的に開催するなど、適宜必要な協議を行いながら、これを実 施した。
				② 審査事務処理期間に係る中期計画の目標を達成し、審査等業務を迅速かつ的確に行うため、理事長はじめPMDA幹部が承認審査業務等の進捗状況を確実に把握し、その進行の改善を図ることを目的とした「審査等業務進行管理委員会」を3ヶ月に1度開催し、業務の進捗状況等を検証するとともに、新医薬品については特に関係情報を総合的にとらえ、業務遂行に係る課題解決のための方針について検討を進めた。 また、審査部門においては、審査担当部長が日常的に進捗状況を把握するとともに、「進捗確認に係る審査セグメント内会議」において、審査担当部長からの報告を踏まえ、審査センター長、審査センター次長及び審議役が必要な指導を行った
				⑤ 平成20年度の承認状況についてみると、平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成状況は70% (77件中54件)、審査期間中央値は9.0月であり、その達成率を19年度より10%上昇させたものの、第1期中期計画の最終目標である達成率80%には今一歩届かなかった。また、承認された77件のうち24件が優先審査品目であった。平成16年3月以前の申請分を含めると、達成率は70% (79件中55件)であり、審査期間の中央値は、9.0月だった。
				別表③参照。
			-	

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
	-		
			【新医薬品の審査状況】
			件数* 承認済み 取り下げ 審査中
:			平成16年3月31日以 139 106(2) 26(1) 7[△3]. 前のもの
			平成16年度 87 78(1) 9(0) 0[△1]
,			平成17年度 57 49(8) 6(0) 2[△8]
			平成18年度 101 78(37) 8(1) 15[△38]
			平成19年度87 28(24) 7(7) 52[△31]
	·		平成20年度82 7(7) 1(1) 74[△74]
			計 553 346(79) 57(10) 150[△7]
			**) 平成19年度の件数は、同一成分の2申請をまとめて1件としたものが3件あり、その3件を削除した。また、2件については、「件数」の対象外に変更となったため、削除し、1件については、「件数」の対象に変更となったため、追加した。注1:()の数値は、平成20年度に処理した件数(内数)注2:[]の数値は、平成19年度からの増減
			に管理するため、平成17年度からメトリックス管理システム(審査プロセス毎の事務処理期間の管理)を導入しているが、平成20年度に実施した各審査プロセス毎の処理件数及びそれに要した総審査期間(申請者が要した時間と行政機関が要した時間を合算した時間)の中央値は以下のとおりであった。
			【 各審査プロセスごとの処理件数及びそれに要した総審査期間 】         審 査 1. 受付か 2. 初回面 3. 専門協議 4. 審査結果         プロセス ら初回面談 談から専門 から審査結 通知から承協議         課題知
			処理件数と 51件 63件 79件 77件 総審査期間 82.0日 421.0日 24.0日 63.0日 (中央値)*
			*) 各審査プロセスの日数は、総審査期間(行政側TC+申請者側TC の合計)の中央値 注:平成16年4月以降申請分の集計
			⑦ 平成17年11月より、大阪医薬品協会との間で、TV会議システムを用いた審査等業務に係る簡易相談を実施しており、さらに、平成18年11月より、社団法人富山県薬業連合会との間でも実施することとした。また、事前面談のうち医薬品に係るものについても、希望に応じて同システムを用いて実施した。

・GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。  ・GMP/QMS調査性に基づくGMP調査件型を変現しているかどうかについて、調査と変異しば外外診断用医薬品を除実地調査214件(うち海外102件)  ② GMP/GMS調査を効率的に実施する。 (② GMP/GMS調査を効率的に実施する。 (② GMP/GMS調査を効率的に実施する。 ・ でと承収な対応により、効率(② 迅速審査・優先審査品目につける 日程の相談を進めるなどして、(3) 調査業務を的確かつ迅速に処改正を行った。 (4) GMP実地調査において、指摘判までの時間短縮を図った。	
55、平成16年度〜平成20年度に を処理し、未知課件を7年4月以降)に申請 孫処理別間 胃寒を十分に考慮と一会に対し、回答がないなど承認が 取下げを求めい。 取下がを変わの製造所の製造管理及び っているかどうかについて、調査 医薬品の製造所の製造管理及び っているかどうかについて、調査 医薬品の解析が所用医薬品を除 実地調査14件(うち液外102件) ② CMP/QMS調査担当者を、七本ぞれ つ、調査品目の多いグループに 力、調査品目の多いグループに すなど柔軟な対応により、効率 (2) 迅速審査・優先審董品目につ 日程の相談を描めるなどして、(3) 調査業務を的確かつ迅速に処 改正を行った。 (4) CMP実地調査において、指摘半 までの時間短縮を図った。	の業務の実績
に、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。  っているかどうかについて、調査性数 医薬品(体外外部)用医薬品を除 実地調査214件(うち海外102件)  ② GMP/QMS調査を効率的に実施する(1) GMP/QMS調査担当者を、生物や1 つ、調査品目の多いグループに すなど柔軟な対応により、効率(2) 迅速審査・優先審査品目につ日程の相談を進めるなどして、(3) 調査業務を的確かつ迅速に処 改正を行った。  (4) GMP実地調査において、指摘判までの時間短縮を図った。	前)に申請がなされたもの139件の に承認又は取り下げにより、132件 大幅に減少させた。、なお、PMDA設 請された413件についても、春春事 て審査しているが、PMDAからの限 8が困難な品目については、申請の
(1) GMP/QMS調査担当者を、生物学 3 グループに分けて、それぞれ つ、調査品目の多いグループに すなど柔軟な対応により、効率! (2) 迅速審査・優先審査品目につ 日程の相談を進めるなどして、(3) 調査業務を的確かつ迅速に処 改正を行った。 (4) GMP実地調査において、指摘判 までの時間短縮を図った。	牛数(平成20年度)】 ・除く。)・医薬部外品
日程の相談を進めるなどして、( (3) 調査業務を的確かつ迅速に処 改正を行った。 (4) GMP実地調査において、指摘判 までの時間短縮を図った。	勿学的製剤、化学薬品、医療機器の ごれで責任を持って調査を実施しつ 『にけ:他のグループから応援を出
改正を行った。 (4) GMP実地調査において、指摘判までの時間短縮を図った。	ついては、調査申請の段階で調査 、特に迅速な処理に努めた。
「「「」」」というでは、「「」」というでは、「」、「」というでは、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	.処理するため、標準業務手順書の
(5) 南海ギアサンマ 南部地地が	8判定会議の開催により、起案決裁
に、28回開催された詳習会に講	朋等の留意事項を周知徹底するため 講師を派遣した。
③ 全ての品目において、審査が終 た、機構における調査に6ヶ月要の医薬品の調査期間の中央値は100 た割合は86.7%であった。	終了する前に調査を終了した。ま 要するとされているところ、実際 100日、6ヶ月以内に調査が終了し

中 期 目 標	中 期 計 画
	・新医療機器についても、審査事務処理期間12 ヶ月を平成16年度においては、70%について 達成するとともに、平成17年度及び18年度に おいては、80%、平成19年度及び20年度に おいては、90%について達成する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)

医療機器については、審査事務処理期間12ヶ

平成20年度計画

0%を達成するため、次の取組を行う。 新医療機器について、専門性の高い効率的な ・査が実施できるように、申請品目毎に専門分 予の異なる複数名の審査担当を配置する等、審 [体制の強化を図るとともに、業務の効率的運 のための改善を図る。

- 円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期 」に審査方針を協議するとともに、機構内の審 E等業務進行管理委員会等において各審査プロ 「ス毎の業務の進捗状況等を検証し、進行管理」 実施を行う。
- 審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の 香担当者への周知、業務手順書の整備等によ 業務を適切に管理する。
- 薬品・医療機器共通 機器関係は№11)

MP/QMS調査業務を適切に管理するととも 調査の迅速化・効率化のための改善を図る。 薬品・医療機器共通 機器関係はNa.11)

査の業務改善において、申請資料の質の向上、 性及び信頼性を確保するため、医薬品及び医療 の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関 省令(医薬品及び医療機器GLP)、 医薬品及 療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 薬品及び医療機器GCP) 医薬品及び医療機 製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関す 令 (医薬品及び医療機器GPSP) それぞれに れる基準及び申請資料の信頼性の基準への適合 査を効率的に実施する。

① 新医薬品、新医療機器承認申請資料の根拠となる試験がGLP、GC P等の関連規則、適切な試験計画書に従い、倫理的、科学的に実施 されたものであるか、また、承認申請資料が信頼性基準に従って、 適切かつ正確に作成されたものであるかについて、書面及び実地 による調査を実施した。

平成 20 年度の業務の実績

## 【適合性調査等に係る業務の実績(品目数)】

	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
適合性書面調査	161件	136件	426件	774件	942件
医 薬 品	161件	135件	251件	234件	293件
医療機器	****	1件	175件	540件	649件
G L P 調 査	20件	39件	31件	27件	43件
医 薬 品	20件	37件	23件	23件	32件
医療機器		2件	8件	4件	11件
G C P 調 査*	73件	131件	149件	132件	198件
新 医 薬 品	68件	120件	137件	122件	182件
後発医療用医薬品	5件	11件	12件	9件	15件
医療機器	1	0件	0件	1件	.1件
G P S P調査**	. 27件	82件	103件	107件	79件

\*) 平成16年度以降のGCP、GPMSP調査件数は評価後の通知数である。 \*\*) 平成17年度以降の調査終了件数については、すべてGPMSP調査 として実施。

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平 成 20 年 度	の業務の実績
			② 申請資料の適合性書面・実地 の取組みを行った。	<b>調査を効率的に実施するため、以</b>
			職員が申請企業を訪問して行	見行の適合性書面調査に加え、PA う企業訪問型の調査方法の導入を 。に、当該調査方法を一部導入す
			る相談を実施するとともに、 のウェブに、治験を実施する 事例解説の充実に努めた。ま 監査担当者、治験施設支援機 「GCP研修会」を東京及び大	関に対して、調査終了後にGCPに ホームページ「信頼性保証業務 防際に留意すべき事項等を例示し た、製薬企業の開発・薬事担当者 関又は医療従事者等を対象として 反で開催するとともに、医療従事 DA職員が群演を行い、GCPについ
		·	【GCP研修会	T
			開催地 平成18年度	平成19年度 平成20年度
			東京 1,303	1, 212 1, 338
			大阪 454	495 543
			計 1,757	1,707 1,881
			(3) GCP実地調査の充実強化 PMDA担当部の職員の配置を 実地調査数の増加を図った。 ③ 信頼性調査業務の標準的事務が 該品目の承認審査に採る審査事業 努め、平成20年度において、当該 ことはなかった。	<b>务処理期間に影響を及ぼさないよ</b>
		・厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力するとともに、既存の医療機器の承認基準等の見直しに必要な情報収集及び一元管理等を行う。また、承認基準等の根拠となる国際規格及び国内規格の制定にも協力する。 (医療機器関係はNo.1 1)		
				•

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
	・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については、審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)	・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について遠成することを目標として実施するため、次の取組みを行う。  ① 新医薬品について、審査要員の増員を図った上で、審査チーム数の増加等の審査チームの	① 希少疾病用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められる医薬品(適用疾病が重篤であり、既存の医薬品又は治療方法と比較して、有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認められる医薬品)は、優先審査品目として、優先的に承認審査を実施した。 ② 中期計画及び平成20年度計画に示した平成16年4月以降申請分に係る6ケ月の目標達成状況は、33%(24件中8件)であり、前
		増強を図ることなど審査体制の強化を図る。 また、業務の効率的運営のための改善を図る。 ② 円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期 的に審査方針を協議するとともに、機構内の 審査等業務進行管理委員会等において各審査 プロセス毎の業務の進捗状況等を検証し、進 行管理の実施を行う。 ③ 審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の審	年度までは達成していた第1期中期計画の最終目標である違成率50%を下回るにいたった。この原因としては、優先審査品目の増加により、処理に時間を要したことなどが挙げられるが、承認件数自体は4件の増加となっている。 別表④を参照。
		査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。	
ウ 新医薬品については、中期目標期間終了時には、 次期中期目標期間において、総審査期間(その年に 承認された品目に係る審査機関側の処理時間及び申 請者の処理時間)をも目標とできるよう審査の迅速 化に努めること。	ウ・ICHにおいて日米EUが合意した審査データの 作成基準などの国際的な基準その他国際基準との整 合性・調和を推進する。 (医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.11)	ウ・ICH・GHTFの運営委員会や専門家会議等に 積極的に参加するとともに、ICH・GHTFにお いて日米EU等が合意した審査データの作成基準等 の国際的な基準その他国際基準とわが国の基準との 整合性を確保するための活動を推進する。	① ICH等の運営委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 *ICHとは:日米EU医薬品規制調和国際会議 (International Conference-on Harmonization)
		また、厚生労働省と協議の上、米国やEUと共同 して相談や審査、安全対策を行うための情報交換等 の体制を充実する。	② 東アジア諸国との連携強化のため、20年4月に東アジアレギ コラトリーシンポジウムを開催し、意見交換を行った。 米国におけるDIA年会及びRAPS年会、ドイツにおけるDIA欧州年 会、台湾におけるAPECネットワーク会合、シンガポールにおける FAPA Congress等に参加し、機構の審査・安全対策業務に関する講
			演を行い。PMDA業務の周知を図るとともに、中国、韓国、タイ、台湾等を訪問し、アジア諸国との協力体制の拡大に努めた。また、12月にシンガボールで開催された第3回規制当局責任者会合に参加し、18カ国を超える規制当局・機関の長との情報交換を行った。
		・ICH/PDGにおける合意事項を踏まえ、日本 薬局方原案作成業務の推進を図る。	国際調和を推進することができた。また、平成20年6月の米国及 び11月のベルギーでのICHに参加し、Q4B(薬局方テキスト をICH地域において相互利用するための評価及び勧告)におい
			て5テーマがstep4に到達することができた。  ② 局方原案審議委員会を計73回開催し、新規収載106件、既収載改正122件の局方原案を作成し、機構ホームページで意見募集を行った。
			③ 一般公開している局方関連情報提供ホームページに新たに英文 版コンテンツを作成した。
a de la companya del companya de la companya del companya de la co			

ſ		中 期 目 標	中期計画	平成 20 年度計画	平成20年度の業務の実績
				・厚生労働省が進めている日本とBCとの間の医薬 品GMPに関するMRAの対象範囲の拡大のための 交渉に協力する。	① 平成20年5月から6月にかけて開催された、国立保健医療科学院の薬事衛生管理コースにおいて、都道府県職員に対してMRAの対象範囲拡大の対象候補である無菌医薬品のGMP調査に関する群義及び模擬査察指導を実施した。
					② 厚生労働省の依頼により、平成20年5月及び6月に実施された FDA及びEMEAの国内無菌医薬品製造所に対する実地調査に 立ち会った。
			・国際共同治験の実施を推進するため、試験デザインなどに関するガイダンスを平成19年度中に整備する。	・国際共同治験の実施を推進するために整備したガイダンス(平成19年9月28日薬食審査発第0928010号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「国際共同治験に関する基本的考え方について」)を活用し、更なる国際共同治験の推進を図る。	○ 国際共同治験については、厚生労働省において「国際共同治験 に関する基本的考え方」(平成19年9月28日付厚生労働省医薬食品 局審査 管理課長通知)が取りまとめられ、PMDAではこれを対面助 言、審査等において活用している。なお、平成20年度の治験計画届 524件中、国際共同治験に係る治験の届は82件であった。
	·		・業務改善においては、中期目標期間を通じて、国際的な動向を踏まえ、総審査期間についても毎年度確認しつつ、審査品目の滞留を抑制し、効率的な審査体制とする。	・業務改善においては、国際的な動向を踏まえ、総審査期間に知いても確認し管理する。申請者側の持ち時間の短縮等による総審査期間の短縮等による総審査別間の短縮を目指して審査品目の滞留の抑制のため、平成16年6月4日、戦食審査発第0604001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「新医薬品等の承認申請に係る	① 平成20年度に承認された新医薬品79件の承認に係る審査期間(行 政側)の中央値は9.0月であり、総審査期間の中央値は18.9月であ った。このうち、平成16年4月以降に申請があったものは77件、 審査期間(行政側)の中央値は9.0月であり、総審査期間の中央値 は18.8月であった。
				取下げ依頼について」等の取下げ依頼事由に該当するものにより審査が滞留している申請の取り下げ指導等を行う。 また、効率的な審査業務のために、必要な検討を行う。	② 総審査期間の短縮に向けた取組みとしては、引き続き、治験相談を充実させ、申請前に基本的な問題をできるだけ解消させておくとともに、申請者側の理由により審査が滞留している申請については、取り下げ指導を行った。また、新医薬品の承認困難品目については、申請者と面談を実施して、申請の取り下げを指導した。平成20年度における取下げ件数は、新医薬品が10件であった。
					③ 新医薬品の承認申請を行った者からの審査状況の問合せについて、申請者側の責任者に対して審査の見通し等の情報伝達を行った。申請者からの相談件数は165件。
				局長通知「標準的事務処理期間の設定等について」 に基づき、平成16年4月以降に申請される後発医 平成16年4月以降に申請される後発医 再以際に申請される一般用医薬品の標準的事務処理期間12ヶ月、平成16年4 期間10ヶ月、平成16年4月以降に申請されるこ 期間10ヶ月、準的事務処理期間6ヶ月を遵守するた の、適宜行い、審査・事務処理期間の達成でかかる自己 に検の実施、審査事務処理期間の達成が状況の審	① 後発医薬品等の審査業務については、審査業務を的確かつ迅速 に遂行するために、審査及びこれに伴う手続き等を内容とする「医 療用後発品承認審査実施要領」、「一般用医薬品承認審査実施要領」 「殺虫剤・殺そ剤承認審査実施要領」及び「医薬部外品承認審査 実施要領」を見直すとともに、各業務に係る標準業務手順事等を 整備した。また、毎月の審査事務処理期間目標の達成状況を集計 し、審査担当者に周知した。審査等業務進行管理委員会において も毎月、検証を行った。 ② 平成20年度計画における16年4月以降申請分の標準的事務処理
	v			査担当者への周知等により、業務を適切に管理する。	期間の遵守状況については、後発医療用医薬品(12ヶ月)は83% (1,960品目中1,627品目)、一般用医薬品(10ヶ月)は94%(1,80 7品目中1,699品目)、医薬部外品(6ヶ月)は93%(2;339品目中2, 175品目)であり、昭和60年の厚生省薬務局長通知「標準的事務処 理期間の設定について」で示されている期間の中央値(達成目標) は遵守した。

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	. 平	改 20 年	度の業	務の実	績
		•		【後発医	薬品等の審査	<b>E</b> 状況】	
•		·		申請件数*	承認済	取下げ等**	審查中
			後発医療用 医薬品	3, 893	1, 980	199	4, 488
			一般用医薬 品	2, 387	1, 821	302	2, 439
			医薬部外品	2, 414	2, 340	189	1, 575
			*) ()の数値 **) 取下げ等 なった件数を	こついては. タ	度の申請分の 影査段階にお	)再掲 いて他の審査[	区分へ変更と
	・平成20年度から、新医薬品の審査チームごとに 進行管理を的確に行うため、プロジェクトマネジメ ントを導入する。	・平成19年度に実施された新医薬品の一部の分野における試行を踏まえ、問題点等を解決した上で、 新薬審査部門及び生物系審査部門において、プロジェクトマネジメントの導入を図る。	た。	り、新医薬品の とを目指し、こ	の審査等を対 プロジェクト	組みのひとつと 象に、その進行 マネジメント制 度の実施にあれ	行管理・調整 制度を導入し
		<u>.</u>	を担当部に 査担当部に 行状況の情報 門に新たに	進行調整の業₹ 限の取りまと≀	ドングンド間 务等を行う人 う等を行う審	及の実施にあり 員を配置する。 査マネジメン	とともに、進ト部を審査部
							. "

評価の視点 【評価項目10 業務の迅速な処理及び体制整備(医薬品)】

自己評定

(理由及び特記事項)

○ 総合科学技術会議の意見具申等を踏まえた審査体制の強化を行うため の平成19年度からの増員、増員に係る新規採用者の研修等に全力を挙げ るとともに、承認審査等の処理能力を高めるための各種取組みを精力的 に進めてきた結果、平成20年度においては、平成19年度と比べ新医薬品 における審査期間を着実に短縮するとともに、多くのリソースを必要と する優先審査の処理件数も着実に伸びてきている。

また、上述の増員、新規採用者の研修の実施等体制強化の途上にあり 審査事務処理期間に係る新医薬品全体の最終目標に対する達成の有無に ついて見れば、70% (77件中54件) と目標80%に今一歩届かなかったも のの、審査事務処理期間における新医薬品全体の達成率を前年度より10 %上昇させるなど、新医薬品の審査等業務の処理については、着実に推 進してきているほか、後発医療用医薬品及び一般用医薬品における目標 も達成していることを踏まえれば、十分な成果を上げたと考えており、

- 上記自己評定としている。
- ○新医薬品については、中期目標期間中を通じて、審査事務処理期間12ヶ月。 ○ 平成 20 年度における平成 16 年4月以降申請分に係る 12 ヶ月の目標 を70%について達成することを確保するとともに、中期目標期間終了時に 達成状況は70%(77件中54件)であり、その達成率を19年度より10 %上昇させたものの、第1期中期計画の最終目標である達成率 80 %に は今一歩届かなかった。なお、承認された77件のうち24件が 優先審査品目であった。(業務実績・別表③、④を参照。)
  - 優先審査については、平成 20 年度における平成 16 年 4 月以降申請分 に係る6ヶ月の目標達成率は38%(24件中8件)であり、中期計画の 最終目標である達成率 50 %を下回るにいたった。この原因としては、 優先審査の増加により、処理に時間を要したことなどが挙げられる。(業 務実績・別表①を参照。)

評 定

(委員会の評定理由)

新医薬品の審査承認事務処理期間12ヶ月の達成目標80%に対して達成率 は70%、優先審査品目の審査事務処理期間6ヶ月の達成率50%に対して達 成率33%と数値目標については下まわったが、評価の視点の体制整備の各細 目については、すべて達成されていることを踏まえれば概ね計画を達成したと

(各委員の評定理由)

医薬品、医療機器承認審査、治験相談ともに人員の拡大、研修の充実等の中 で拡充し、迅速な処理をしている。計画に対し十分な成果。

増員者の研修に積極的に取り組んでいる。新医薬品の審査承認事務処理期間 は、目標80%に対して、すでに70%を達成。後発医療用医薬品及び一般用 医薬品についても目標を達成。

数値目標については、最終目標を下まわっているものの評価の視点の体制 整備の各細目については、すべて達成されていると評価できる。

人員増や職員教育の実施等で、業務の効率化の努力は大いに評価できるが、 欧米や東アジア地区等に比較して競争力という面からみてもう一歩努力と工夫 が必要ではないだろうか。

人員の拡大に関する努力が更に必要。

職員の増員を続けてきているが、その成果として審査期間の短縮に大きくつ ながっていない。総審査期間は目標を下まわっているため、A評価には値しな い。今回の増員分は別にしても先に採用した職員については、早急に成果につ ながるよう要望する。

審查事務処理期間に係る新医薬品全体の最終目標80%に対して70%と、 もっとも大切な目標が未達。

### ○厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時 までに、医薬品については、審査事務処理期間6ヶ月を50%について達成 すること。

[数値目標]

は80%について達成すること。

「評価の視点]

ムで実施されているか。

○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者 | 実績:○ 等との意見交換やニーズ調査が行われているか。

○治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治験相談及び審査を同一チー

○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中 実績:○ 期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ辯じられ、着実に 〇 新医薬品に関しては、PMDA設立以前(平成16年3月以前)に申請がな 進展しているか。 (※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO.11)

- 「国内外の学会等に参加するなど、学会や医療関係者等と意見交換を積 極的に行い、医療関係者等の動向・ニーズ等の情報収集を行った。
- 〇 平成 17 年度に実施した、PMDAの審査業務等に対するニーズ調査によ り、医療の現状に即した先端的医薬品・医療機器へのアクセスの一層の 迅速化に関する考え方やPMDAに期待する役割などについて有益な回答を 得たところであり、この調査結果を分析した上で、業務改善に活用でき るように、幹部会において役員及び各部長に対して報告を行い、情報共 有を図った。

実績:〇

○ 平成19年度に引き続き審査員の増員を進め、治験相談から承認審査ま でを同一の審査チーム・スタッフが実施する体制の充実を図り、治験相 談及び審査の内容の一貫性を図るための取組みを進めた。 「参 考]

PMDA発足前は、治験相談は旧医薬品機構、審査は旧審査センターで行 われていたが、平成16年度のPMDA発足後は、当PMDAで一貫して行ってい るところであり、統合に伴い、業務運営の合理化・効率化が図られてい

- されたもの及びPMDA設立以後(平成16年4月以降)に申請がなされたも のそれぞれについて、審査事務処理期間目標を十分に留意して審査を行
- 平成 20 年度の承認状況についてみると、平成 16 年 4 月以降申請分に 係る 12 ヶ月の目標達成率は 70 % (77 件中 54 件)、審査期間中央値は 9.0 月であり、その達成率を19年度より10%上昇させたものの、第1期中 期計画の最終目標である達成率 80 %には今一歩届かなかった。なお、 承認された77件のうち24件が 優先審査品目であった。

しかし、平成20年度においては、審査体制の整備が進んだことから、 承認件数は前年度から2件減少しているものの、新医薬品全体の審査期 間の中央値については、平成19年度の11.6月と比較して9.0月に短縮された。(業務実績・別表③、④を参照。)

○ 適合性調査等にかかる業務に関し、適合性審面調査については、平成 19年度774件に対し、平成20年度は942件を実施した。

また、平成20年度のGLP調査は43件を実施し、GCP調査は198品目、GPSP 実施調査は79品目を実施した。(業務実績【適合性調査等に係る業務の実 續(品目数)】を参照。)

- 優先審査については、平成16年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達 成率は33% (24件中8件)、審査期間中央値は7.3月であり、その達成率 を下げ、前年度までは達成していた第1期中期計画の最終目標である達 成率50%を下回るにいたった。この原因としては、優先審査品目の増加 により、処理に時間を要したことなどが挙げられるが、承認件数自体は 4件の増加となっている。(業務実績・別表①を参照。)
- 平成19年度に引き続き、新医薬品審査のメトリックス管理 (審査プロ セス毎の事務処理期間の管理)システムを導入し、審査の透明性の向上 及び進捗のより的確な管理を図った。(業務実績【 各審査プロセスごと の処理件数及びそれに要した総審査期間 ]を参照。)
- 審査においては、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査等業 務を的確かつ迅速に遂行するために、審査及びこれに伴う手続き等の実 施方法を定めた「審査実施要項」等に基づき業務を実施した。また、「審 資等業務進行管理委員会」を引き続き開催し、業務の進捗状況を検証し。

- ○ICHにおいて日米EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基 | 実績:○ 準その他国際基準との整合性・調和を推進するための取り組みが積極的に行わ 〇 ICH専門家会議等に参加することにより、国際的な基準の整合化に向け れているか。 (※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO.11)
- 〇中期目標期間を通じ、国際的な動向を踏まえ、総審査期間について毎年度確 | 実績: 〇 認するとともに、審査品目の滞留の抑制、効率的な審査体制の構築が図られ 〇 新医薬品の承認に係る総審査期間については、平成20年度に承認され ているか。
- ○ドラッグ・ラグの解消方策が、着実に進展し、その結果が現れているか。 (具体的取組)
  - ・審査要員の充実による体制整備
  - 審査の基本的な考え方の明確化

  - 国際共同治験に関するガイダンスの整備
  - プロジェクトマネジメントの導入

た取組みに積極的に協力し、PMDAとして、国際基準の整合性、調和の推 進に尽力した。

た79件について確認した。また、審査品目の滞留の抑制など総審査期間 の導入に向けた取組みとしては、引き続き治験相談を充実させ、申請前 に基本的な問題をできるだけ解消させておくとともに、申請者側の理由 により審査が滞留している申請及び承認困難な品目については、申請者 と面談し、申請の取り下げを指導した。さらに、申請者からの審査状況 の問合せについては、審査の見通し等の情報を適切に伝達した。

# 実績:〇

- 平成21年度までの3年間で236名の増員を行なうこととしているところ。 平成20年度においては年4回の募集を定例化することにより、応募者数 約910人となり、採用内定者数98人(採用者44人を含む)を確保した。 また、応募者数の拡大に向け、業務説明会の開催、役職員による大学 病院への直接訪問、学会の機会を利用した働きかけの強化、採用パンフ レット・ホームページ採用サイトの改定、就職情報サイトへの募集情報 の掲載、学会誌等への募集広告の掲載等を実施した。
- 審査の基本的考え方については、審査基準の明確化を図る観点から、 平成20年4月17日に「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留 意事項」を取りまとめ、これを担当職員に周知するとともにPMDAホーム ページに掲載し、審査等において活用している。
- ・治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を実施するためのガイ 〇 治験相談の段階から品質、有効性及び安全性に関する評価を行うため ダンスの整備 事前評価相談制度について、内部での検討を進めるとともに、並行して 日本製薬工業協会、PhRMA、EPPIAと共に設置した「治験相談及び審査の 技術的事項に関するWG| での検討を実施し、平成21年度より試行的に導 入することとした。実施要領等について、平成21年3月30日付けで通知を発出した。また、事前評価相談制度を平成21年度から導入するため、 審査等業務及び安全対策業務関係業務方法書の改正を行った(平成21年 3月31日 厚牛労働大臣認可)。
  - 国際共同治験については、ドラッグ・ラグの短縮のために、その推進 を図るとともに、実施に当たっての基本的な考え方を明らかにする必要 があるとされていたことから、「国際共同治験に関する基本的考え方」(平 成19年9月28日付厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)が取りまとめ られ、これを対面助言、審査等において、活用している。

なお、平成20年度の治験計画届524件中、国際共同治験に係る治験の届 は82件であった。

○ 審査等の一層の迅速化のための取り組みのひとつとして、平成20年4 月より、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理・調整等を行うこと を目指し、プロジェクトマネジメント制度を導入した。

また、プロジェクトマネジメント制度の実施にあたり、新薬審査担当 部に進行調整の業務等を行う人員を配置するとともに、進行状況の情報 の取りまとめ等を行う審査マネジメント部を審査部門に新たに発足させ

医薬品医療機器総合機構			
中期目標	中 期 計 画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの 迅速化に係る目標を達成するためにとるべき措置	
イ このため、平成16年4月1日以降の申請に係る 審査事務処理期間(「その年に承認された品目に係る 審査機関側の処理時間」をいう。)に係る短縮目標(大 幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を	イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務 処理期間の目標は、次のとおりとする。ただし、 審査事務処理期間は、厚生労働省における審査期 間をも含むものである。このため、当該期間を含	イ・平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとする。ただし、審査事務処理期間は、厚生労働省における審査期間をも含むものである。	
除く通常時における目標。)を設定し、業務の改善を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。	んだ下記の審査事務処理期間の目標を達成することができるよう、本機構においては、審査の迅速 化など業務の改善を図ることとする。	また、医薬品・医療機器の製造販売承認に係るG MP/QMS調査については審査事務処理期間に影響を及ぼさないように処理することを目標とし、このため、GMP/QMS調査の申請を適切な時期に	
-  	・新医薬品については、中期目標期間中を通じて、 審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成 することを確保するとともに、中期目標期間終了 時には80%について達成する。	行うことを申請者に要請すると共に都道府県が実施するGMP/QMS調査が適切な時期に終了するよう要請する。	
	(医薬品・医療機器共通 医薬品関係はMo.10)	・新医薬品については、審査事務処理期間12ヶ月80%を達成するため、次の取組みを行う。 ①新医薬品の承認申請品目の偏りにより処理が困難と見込まれる分野について、審査要員の増員	
		を図った上で、審査チーム数の増加等の審査チームの増強を図ることなど審査体制の強化を図る。また、業務の効率的運営のための改善を図る。また、業務の効率的運営のための改善を図る。	
		②円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期的 に審査方針を協議するとともに、機構内の審査 等業務進行管理委員会等において各審査プロセ ス毎の業務の進捗状況等を検証し、進行管理の	
		実施を行う。 ③審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の審 査担当者への周知、業務手順書の整備等により 業務を適切に管理する。	
		・GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)	
	・新医療機器についても、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては、70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、	新医療機器については、審査事務処理期間12ヶ月90%を達成するため、次の取組みを行う。 ① 新医療機器について、専門性の高い効率的な審査が実施できるように、申請品目毎に専門分	① 「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日 日 を受け、厚生労働省において、「医療機器の審査迅速化ア プログラム」(平成20年12月11日) が策定され、医療機器 速化をはじめとする医療機器の承認までの期間の短縮を
	90%について達成する。	野の異なる複数名の審査担当を配置する等、審査体制の強化を図るとともに、業務の効率的運営のための改善を図る。	が示されており、主な内容としては、審査人員の増量
		② 円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期 的に審査方針を協議するとともに、機構内の審 査等業務進行管理委員会等において各審査プロ セス毎の業務の進捗状況等を検証し、進行管理	策を第2期中期計画に反映させるとともに、平成21年度 らの審査の迅速化・質の向上のための取組みを開始する 備作業を実施した。
•	,	の実施を行う。	② 新医療機器については、各審査チーム間の整合性を図 業務を迅速から的確に遂行するため 薬本及びこれに坐

20年6月27日 閣議決定) 器の審査迅速化アクション 定され、医療機器の審査迅 での期間の短縮を図ること 審査人員の増員、研修の充 度の導入、審査基準の明確

ログラムに示された各種施 もに、平成21年度よりこれ 取組みを開始するため、準

ム間の整合性を図り、審査 業務を迅速かつ的確に遂行するため、審査及びこれに伴う手続き 等を内容とする「新医療機器承認審査実施要領」を作成するとと

等を内容とする「新医療機器承認審査実施要領」を作成するとともに、各業務の標準業務手順書等を整備した。また、毎月の審査事務処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知した。審査等の進捗状況については、審査事務処理期間に係る中期計画の目標を達成し、審査等業務を迅速かつ的確に行うため、理事長をはじめPMDA幹部が承認審査業務等の進捗状況を確実に把握し、その進行の必善を図ることを目的とした「審査等業務進行管理委員会」を3ヶ月に1度開催し、業務の進捗状況等を検証した。審査部門においては、医療機器審査部長が日常的に進捗状況を把握し、さらに進捗確認に係る審査セグメント内会議において、審査センター長及び審議役が必要な指導を行っている。

③ 審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の 審査担当者への周知、業務手順書の整備等によ り業務を適切に管理する。

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			[参考] ・ 医療機器について、平成17年4月の改正薬事法の施行に伴い、従来の申請医分を臨 の有無・承認基準の有無に基づく区分に変更した。なお、低リスクの医療機器であ て認証基準を策定したものは、厚生労働大臣承認から第三者認証制度に移行している。
			・また、上記同様に、体外診断用医薬品について、平成17年4月の改正薬事法の施行 伴い、従来の申請医分を診断情報のリスクの高低に基づく区分に変更した。なお、診 断情報リスクが極低の体外診断用医薬品は厚生労働大臣承認から自己認証制度に移 し、また、診断情報リスクが低リススの体外診断用医薬品であって、認証基準を策り したものは、厚生労働大臣承認から第三者承認制度に移行している。
			③ 医療機器の審査員について増強を進め、承認申請された新医療機器については、工学、薬学、医学、歯学、獣医学又は統計学がどの専門課程を修了した審査員で構成される審査チームにより、審査を実施した。また、審査チームの構成員は、担当部長、担当審査役、チーム主任、生物学的評価担当、物理化学的評価・物性評価担当及び臨床評価担当を基本とした。
			④ 中期計画及び平成20年度計画に示した平成16年4月以降申請に係る12ヶ月の目標達成状況は75%(16件中12件)、審査期間の央値は8.9月であり、その達成率を19年度より8%下げ、第1期計画の最終目標である達成率90%に届かなかった。この要因しては、新人審査員の増加及びその育成・指導への注力などが、理速度に影響したためと考えている。なお、平成16年3月以前・申請分を含めても、達成率は75%(16件中12件)であった。
			別表中の⑤を参照。
			⑤ また、新医療機器審査の透明性を向上させ、その進捗をより 確に管理するため、メトリックス管理システム(審査プロセス の事務処理期間の管理)を導入した。 平成20年度に実施した各審査プロセス毎の処理件数及びそれ 要した総審査期間(申請者が要した時間と行政機関が要した時 を合算した時間)の中央値は、以下のとおり。
			客審査プロセスごとの処理件数及びそれに要した総審査期間審査         1.受付か         2.初回面 3.初回専門 4.審査結果プロセス           方ロセス         ら初回面談談から初回協議から審から承認専門協議 査結果通知
			処理件数と総審
			*) 各審査プロセスの日数は、総審査期間(行政TC+申請者側TCの合計)の中央値注1:専門協議は必要に応じて数回実施注2:平成16年4月以降申請分の集計。
			任と、下版10でも万め件中明万V発印。
		- 44 -	

中 期 目 標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			【新医療機器の審査状況】
			件数* 承認済** 取り下げ 審査中
			平成16年3月31日以 132 53(2) 75(0) 4[△2] 前のもの
			平成16年度 56 31(3) 17(1) 8[△4]
	_		平成17年度 7 7(1) 0 0[△1]
			平成18年度 24 16(3) 3(2) 5[△5]
			平成19年度 37 20(16) 1(0) 16[△16]
			平成20年度 32 1(1) 0(0) 31[31]
			計 288(32) 128(26) 96(3) 64[3]
	·		
			*) 件数とは、新医療機器として申請された品目の数。 **) 承認済件数は改良医療機器等で承認されたものも含む。 注1:() の数値は、平成20年度に処理した件数(内数) 注2:[] の数値は、平成19年度からの増減
			⑥ PMDA発足前(平成16年3月以前)に申請がなされたもの132件のうち、年度中に承認又は取り下げによって処理されたものは128件であり、未処理案件総数を4件と大幅に減少させ、平成20年には、これら未処理案件を平準化できる目処をつけた。また、PMDA設立後(平成16年4月以降)に申請されたもの156件
			について、事務処理期間目標を十分に考慮して審査しているが、PMDAからの照会に対し、回答が無いなど承認が困難な品目については、申請の取下げを求めている。
		・GMP/QMS調査業務を適切に管理するととも に、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。	① 医療機器の製造所の製造管理及び品質管理の方法について、QMS 省令に適合しているか否か、調査を実施した。
			【改正薬事法に基づくQMS調査件数(平成20年度)】 医療機器 実地調査42件(うち海外20件)、書面調査873件、計915件 体外診断用医薬品 実地調査1件、客面調査77件、計78件
			② GMP/QMS調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。 (1) GMP/QMS調査担当者を、生物学的製剤、化学薬品、医療機器の 3 グループに分けて、それぞれで責任を持って調査を実施しつ、調査品目の多いグループには、他のグループから応援を出すなど柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。
			(2) 迅速審査・優先審査品目については、調査申請の段階で調査 日程の相談を進めるなどして、特に迅速な処理に努めた。
	. · ·		(3) 調査業務を的確かつ迅速に処理するため、標準業務手順書の 改正を行った。

中、期目標	中期計画	平成20年度計画	平成 20 年 度 の 業 務 の 実 績
			(4) 申請者に対して、申請時期等の留意事項を周知徹底するため に、28回開催された講習会に講師を派遣した。
			③ 全ての品目において、審査が終了する前に調査を終了した。また、機構における調査に6月要するとされているところ、実際の 医療機器の調査期間の中央値は59日、6月以内に調査が終了した 割合は99%であった。
		・厚生労働省が行う医療機器の承認基準等の作成に協力するとともに、既存の医療機器の承認基準等の見直しに必要な情報収集及び一元管理等を行う。また、承認基準等の根拠となる国際規格及び国内規格の制定にも協力する。	① 厚生労働省が行う医療機関の承認基準等の作成に協力することとし、平成20年度は医療機器承認基準等審議委員会を3回、医療機器審査ガイドライン専門検討会を3回開催し、5件の承認基準案、86件の認証基準案及び2件の審査ガイドライン案について厚生労働省へ報告した。
			② 基準作成及び改正の効率化を図る一環として基本要件基準の基本的考え方を取りまとめるとともに、これに基準の作成様式等を含めた「医療機器基準等原案作成要綱」を作成し公表を行った。
			③ 認証基準及び承認基準等に関するJIS及び国際規格等(ISO/IEC等)の最新情報を定期的に収集し、データベース化するとともに、ホームページ等を通じて機構の内外に基準等の最新情報を継続的に発信した。
			④ ISO国内委員会に16回、IEC国内委員会に5回、JIS原案作成委員会に31回参加し既存の医療機器の承認基準等の見直しに必要な情報収集を行うとともに、承認基準等の根拠となる国際規格及び国内規格の制定に協力した。
	・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については、審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成する。	・厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については審査事務処理期間6ヶ月を50%について、また医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成することを目標として実施する	① 希少疾病用医療機器及び医療上特に必要性が高いと認められる 医療機器(適用疾病が重篤であり、既存の医療機器又は治療方法 と比較して、有効性又は安全性が医療上明らかに優れていると認 められる医療機器)は、優先審査品目として、優先的に承認審査 を実施した。
	(医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)	ため、次の取組みを行う。 ① 新医薬品について、審査要員の増員を図った上で、審査チーム数の増加等の審査チームの増強を図ることなど審査体制の強化を図る。また、業務の効率的運営のための改善を図る。	② 中期計画及び平成20年度計画に示した平成16年度以降申請分に 係る9ヶ月の目標達成状況は、75% (4件中3件)であり、最終 目標である遊成率70%を達成している。
		② 円滑な審査を実施するため厚生労働省と定期 的に審査方針を協議するとともに、機構内の審 査等業務進行管理委員会等において各審査プロ セス毎の業務の進捗状況等を検証し、進行管理 の実施を行う。	別表⑥を参照。
		③ 審査・調査実施要領の遵守、審査関連情報の審査担当者への周知、業務手順書の整備等により業務を適切に管理する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)	
	ウ・ICHにおいて日米EUが合意した審査データの 作成基準などの国際的な基準その他国際基準との整 合性・調和を推進する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)	ウ・ICH・GHTFの運営委員会や専門家会議等に 積極的に参加するとともに、ICH・GHTFにお いて日米BU等が合意した審査データの作成基準等 の国際的な基準その他国際基準とわが国の基準との 整合性を確保するための活動を推進する。 また、厚生労働省と協議の上、米国やEUと共同 して相談や審査、安全対策を行うための情報交換等	① GHTF全体会議及び研究グループ会議(Study Group)等に参加するなど医療機器の国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。 *GHTFとは:医療機器規制国際整合化会議 (Global Harmonization Task-Force) ② ISO/TC/106、150、128の金合に参加し、国際的な基準の整合性
		の体制を充実する。 (医薬品・医療機器共通 医薬品関係はNo.10)	・調和に向けた取り組みに積極的に協力した。

自己評定

Α

(理由及び特記事項)

○ 厚生労働省において定めた「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」に基づき、審査人員の増員、研修の充実、3トラック審査制及び専前評価制度の導入、審査基準の明確化、進捗管理の徹底等各種施策についての準備作業を実施し、21年度から実施される同アクションプログラムの実施体制を着実に整えた。

また、審査事務処理期間に係る新医療機器全体の最終目標に対する達成の有無について見れば、75% (16件中12件)と目標90%に届かなかったものの、20年度は上記アクションプログラムの準備期間であったこと及び優先審査品目については、目標70%のところ、75% (4件中3件)と目標を達成していることを踏まえれば、十分な成果を上げたと考えており、上記自己評定としている。

○ 平成20年度においては、平成 16 年4月以降申請分に係る 12 ヶ月の目

標達成状況は 75 % (16 件中 12 件)、その達成率を 19 年度より 8 %下

げ、第1期中期計画の最終目標である達成率 90 %に届かなかった。こ

処理速度に影響したためと考えている。(業務の実績・別表⑤を参照。)

の要因としては、新人審査員の増加及びその育成・指導への注力などが

平成20年度においては、平成16年4月以降申請分に係る審査事務処理

期間の目標値9ヶ月の達成状況は75% (4件中3件)であり、審査事務処

理期間 9ヶ月を70%について達成することができた。(業務の実績・別表

[数値目標]

- ○新医療機器について、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては、 70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては、 80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成すること。
- ○厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時 までに、医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達 成すること。

[評価の視点]

- ○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中 実 期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に ○ 進展しているか。
  - (※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO.10)

実績:〇

⑥を参照。)

- 「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日 閣議決定)を受け、厚生労働省において、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成20年12月11日)が策定され、医療機器の審査迅速化をはじめとする医療機器の承認までの期間の短縮を図ることが示されており、主な内容としては、審査人員の増興、研修の充実、3トラック審査制及び事前評価制度の導入、審査基準の明確化、進捗管理の徹底となっている。これを受け、PMDAとしては、当該プログラムに示された各種施策を第
- これを受け、PMDAとしては、当該プログラムに示された各種施策を第2期中期計画に反映させるとともに、平成21年度よりこれらの審査の迅速化・質の向上のための取組みを開始するため、準備作業を実施した。
- 新医療機器等に関しては、PMDA設立以前(平成16年3月以前)に申請 がなされたもの及びPMDA設立以後(平成16年4月以降)に申請がなされ たものそれぞれについて、審査事務処理期間目標を十分に留意して審査 を行った。
- 審査員の増員を進めるとともに、工学、薬学、医学、歯学、獣医学又は統計学などの専門課程を修了した審査員で構成される審査チームにより、審査を実施した。
- 平成20年度の承認状況についてみると、平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成率は75%(16件中12件)、審査期間中央値は8.9月であり、その達成率を19年度より8%下げ、第1期中期計画の最終目標である達成率90%に届かなかった。この要因としては、新人審査員の増加及びその育成・指導への注力などが処理速度に影響したためと考えている。

評 定

A

(委員会の評定理由)

優先審査品目の審査事務処理期間9ヶ月の達成目標70%については、達成率75%と達成したが、新医療機器全体の審査事務処理期間12ヶ月に係る目標90%は達成率75%と達成できなかった。しかし、評価の視点の各細目については、すべて達成されていることを踏まえて目標を上回っていると評価する。

(各委員の評定理由)

- 新医療機器全体の審査事務処理期間に係る目標90%(最終目標)に対して、 実績は75%である。優先審査品目については、目標70%に対して75%を 達成している。
- 20年度に限定すれば、上回っている。
- 数値目標の一つについては、最終目標を下回っているものの評価の視点の体制整備の各細目については、すべて達成されていると評価できる。
- ・ 「目標70%のところ75%を目標達成」をAと考えられるのか疑問ではある。

(その他意見)

- 努力されていると思うが、目標達成に今一歩努力が望まれる。
- ・ 審査事務処理期間に係る新医療機器全体の最終目標90%に対して75%と、もっとも大切な目標が未達。

- 厚生労働大臣が指定した医療機器の優先審査品目に関し、中期目標期間終了時までの審査事務処理期間9ヶ月の目標達成状況については、平 成19年度は75% (4件中3件)であり、目標(70%)を達成した。(業務 の実績・別表⑥を参照。)
- 平成19年度に引き続き、新医療機器審査のメトリックス管理(審査プロセス毎の事務処理期間の管理)システムを導入し、審査の透明性の向上及び進捗のより的確な管理を図った。(業務の実績・[各審査プロセスごとの処理件数及びそれに要した総審査期間]を参照。)
- 審査においては、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査等業 務を的確かつ迅速に遂行するために、審査及びこれに伴う手続き等の実 施方法を定めた「承認審査実施要項」等に基づき業務を実施した。また、 「審査等業務進行管理委員会」を3ヶ月に1度開催し、業務の進捗状況 を検証した。
- ○ICHにおいて日米EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準の他国際基準との整合性・調和を推進するための取り組みが積極的に行われているか。(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO.10) 実績:○ CHTF等に参加することにより、国際的な基準の整合化に向けた取組みれているか。(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO.10) に積極的に協力し、PMDAとして国際基準の整合性、調和の推進に尽力し

- 製作用できたこう。 (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	KARA KETAN AWARANG IT AWAR	r	217-71-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1									•						1 2
報告の主義を表し、不用性対案がと関係を記さるというできるとなった。  本書の主義を選集し、不用性対案がと関係を記さると、  本書の主義を担定していては、優先的に治験制限を表生し、不用性対案がと関係した。  本書の主義を担定していては、優先的に治験制限を主義し、決多を持までに対策を登集する。  を登録していては、優先的に治験制度を表生し、  本書の主義を担定していては、優先的に治験制度を表生し、  本書の主義を担定していては、優先的に治験制度を表生し、  本書の主義を担定していては、現象の主義とは対する場合  の表情を認めるとして、  本書の主義を担定していては、現象の主義とは対する場合  の表情を認めるとして、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とは、  本書の主義とは、またの主義とないまた。またの主義とないまた。またの主義とは、またの主義とは、またの主義とは、またの主意ないまた。またの	中	期	目標	*		中期	F 計	画.	<u>ज</u> र	戏 20	年 度 計	画	złz.	成 20	年 度	の業務	の実	續-
要用部等等を選加、素配申請金でに指導を抽出、素配申請金でに指導を抽出、素配申請金での指導に の機会を有加させる。  要用部が高を選加に素配がした。  素配は、素配の神経を加えていた。  素配は、素配の神経を加えていた。  素配は、素配の神経を加えていた。  素配は、素配の神経を加えていた。  素配は、素配の神経を加えていた。  素配は、素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を指定していた。  素配の神経を指定していた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素配の神経を加えていた。  素のからが変化を含め、  素のからが変化を含め、  素のが変化を含め、  素の変化を含め、  まのの変化を発するととした。  まのの変化を発するといるとな、  まのの変化を発するといるとな、  まのの変化を発するといるとな、  まのの変化を発するといるとな、  まのの変化を発するといるとな、  まのので変化を発するといるとな、  まのので変化を発するといるとな、  まのので変化を発するといるとな、  まのので変化を発するといるとな、  まのので変化を発するといるとな、  まのので変化を表するといな、  まのので変化を表するとない、  まのので変化を表するといな、  まのので変化を表するとない、  まのので変化を表するとないな、  まののを発するといな、  まのので変化を表する  まのので変化を表する  まのので変化を表する  まのので変化を表する  またるの変化を表する  またるの変化を表する  またるの変化を表する  またるの変化を表する  またるのを表する  またる	(1) 先端的な医薬品 B速化	品・医	療機器に対	するアクセスの	(1) 先端的な迅速化に係る	*医薬品・   標を達成	医療機器 するため	景に対するアクセスの うにとるべき措置										
を治性類和飲の第1回目対面までの期間等を規縮し、 治路経験の主体をの迅速の主義により落める。また、治験は領域し、全での地域を対象の需要に対してきるようがある。また、治験は関係とし、全ての地域形ができるようがある。また、治験は関係とし、全ての地域形のできるようがある。また、治療は関係とするとした。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、平成20年度における知識が主意した。また、一般が表は、アンロ・中に入かにであり、主持には、中によびみ非常を治師の実施の3ヶ月前からこまた。 第一次は10年8月東域的大学のから、日報課整方性の改業的の3ヶ月前からこまた。第一次は10年8月東域的大学にから、20月時の実施ができなかった場合は、中にのであり、20月時の実施ができなかった場合は、中にのであり、20月時の実施ができなかった場合は、中のの実施、30齢割もきらりいかには、大型30年度に対していて、20月時の行動に関心では、20月時の行動を対していていていて、20月時の行動を対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	医薬品・医療機器に	こつい	ては、優先	的に治験相談を	資料確認等を	実施し、	創設 し、承認申請	優先相談、事前申請 情までに指導を提供す	資料確認等を				相談別と、	つい つい う に は 、 う に ま き き と と と と と と と と と と と と と	平成20年度 平成20年度 と判定ででは 関定ででで 関係で で で で で で で で で で で で で で で で で	度にお請ったで、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	は4成分の 2成分でかっ 分に 分に た。 指定 類性基準 類に を 変に が で が た で が た の に が に の に が に が に が に が に が に が に が に	り指えて、 と、 と、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 は、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、
一				ć	先治験相談の 治験相談の引 については、 能力を確保す	D第1回目: ≒続きの迅; 平成20⊄	対面まて 速化を図 年度に毎 に、治照	での期間等を短縮し、 図る。特に、新医薬品 F間約420件の処理 食相談の申し込みから	と4要込・ど・骰・鮫の験業・3目のにり対か・易多たる 施ら施設を体勤第1、件応ら な様、。 要配の適的務日の適的務日 の適的務日 間、 ので対・形な新 (領域とも) の適的務日 関係として、 の道的の の道の がまた 新 な新 (領域にはを目) では、 の道の がまた がな がな 新 (領域にはを目) では、 の道の がまた (の道域にはを目) では、 の道域にはを目	な理る功 治数に 業定の方管、5対対能よ言 験へ、 務ま遠法理対の助応力うま 相対バ 順の状記る前のに可の状記るがにで成やする%助側確めの ペ応イ 書朔況録。間つま	を保る期 Peをす の間の作 でいています。 では、	この治月 A かる女 性対 と治験程 か 相 いるの等 定面 とお験程 へ 相 いるの等 定助 り談のす 対 区 対己知よ の指 の 談 、自周に で言 の 談 、自別に で言 り が の 数 が の 地 が の 地 が の 地 が の 地 が こ が で言 い が の 地 が で が で が で が が と が が と が が と が が と が が に が が に が が が が	柔のし相件: 具前対い整で へ験 軟処た談で 平体と応くを調 舘のに でで、一次では、一次では、一次では、 でのでは、 でのしますで、 でのにできない。 でのにでいででをできないでできない。 でのにできない。 でのにできない。 でのにできない。 でのにできない。 でのにででででをできないでできない。 でのにできないでできないででをできないでできないででをできないできないででをできないできないででできないでできない	すを、べ。 8、まめら実う の積談る確平で 月申た、、施方 治極にこ保成対 実し、従持月法 験的つとし20応 施込同前ちでを 相にいるとし20応 施込同前で言頁 間近で	ば テレー 分み時の点燗及 炎性で で全度た か時に持を整る やめは、 るのおの ら期、ち参ぶこ 国る、 を原点者でと 際こ平 で全度た からにきがる 際こ平 が明めてきと 共と成2	制象4名 程前と上しない 司との を構築の件件 方施すべ優中場 ちんさい おした でいた かっぱい ない かん でいた かっぱい かん	る要はは30ののて先し合対f に応期、 を月歌日にみ、 な成に応期、 を月歌日にそ ど分の	りき請文 「介面 でいた。
年度     日本     日本     日本     日本     日本     日本     日本     日本     日本								•	7012 34 ( )	±94,7 ℃,					r'			
申込件数     (243)*     (327)*     (325)*     (326)*       * ()は、同一案件が選定漏れにより、複数回申し込まれた場件数を1件とした場合の実申込み件数       [新医薬品の治験相談の実施状況]       平成16     平成17     平成18     平成19     平成2年度       年度     年度     年度     年度     年度     年度       治験相談 実施件数     193     218     288     281     315												1						
件数を1件とした場合の実申込み件数       【新医薬品の治験相談の実施状況】       平成16     平成17     平成18     平成19     平成2       年度     年度     年度     年度     年度       治験相談 実施件数     193     218     288     281     315														334				342 (326)*
平成16     平成17     平成18     平成19     平成2       年度     年度     年度     年度     年度     年度       治験相談 実施件数     193     218     288     281     315								•					* ()は、『 件数を1件	引一案件が とした場合	選定漏れに	より、複数 み件数	(回申し込)	まれた場合
年度     日本														【新医》	薬品の治験	相談の実施	状況】	
治験相談 193 218 288 281 315 実施件数			,	-								2						平成20
								× ***			٠					+		315
取下げ件数   23   14   7   21   23												•	実施件数	23		7		23

実施・取下げ 合計

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成20年度の業務の実績
	,		一
			④ 平成19年10月に従来の生物系審査部が二部体制になったことに 伴い新設された「バイオ品質分野」について、平成20年度より治 験相談の申込みを受付けることとした。
			お験相談の処理期間については、平成20年度に記録が確定した3 26件のうち、記録確定まで30日勤務以内であったものは286件(87. 7%)、また、平成20年度に申込みがあった優先治験相談16件のうち、第1回目対面までの期間が30日勤務日以内であったものは9件(56.3%)であり、いずれも目標を達成することができた。
オ バイオ・ゲノムといった先端技術の急速な発展を 視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準 を向上すること。		オ・バイオ・ゲノムといった先端技術の評価については、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、遺伝子組み換えワクチン・再生医療等新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成への協力及び開発企業等に対する助言を充実する。	① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術水準を向上することが求められているため、高度な知見を有する外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針(カルタ〜ナ法第1種承認申請に係る通知、ヒト(自己)及びヒト(同種) 制胞組織加工製品に係る通知ならびにQ&A事務連絡、バイオ後続品に係る評価ガイドライン)の作成に協力した。また、再生医療やワクチンの評価のための研究班によるガイドライン作成等の作業にも協力した。
			② ベンチャー企業支援相談事業及び先端医療開発特区(スーパー 特区)採択事業における相談対応を通じて、新技術を応用した製 品の開発に協力した。また、スーパー特区採択課題における治験 相談等については、平成21年3月より迅速に対応しているところ。
			③ 患者個人の遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響を検討した上で、より適切な条件で患者ごとに医薬品を投与するため、ゲノム薬理学(ファーマコゲノミクス)の医薬品開発への応用が期待されている。しかし、臨床試験又は承認審査の中で、どのように利用すべきか等については検討すべき点が多いため、PMDA内にゲノム薬理学プロジェクトチーム(Pharmacogenomics Discussion Group(PDG))を発足させ、科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討を行った。また、平成20年度には、内部での会合を定期的に開催するとともに、企業等との非公式会合を3回実施し、ゲノム薬理学に関する最新の情報を基に、意見交換を行った。
			<ul> <li>④ 医薬品名称専門協議を計5回開催して、計37品目の一般的名称 (JAN) について厚生労働省へ報告した。また、国際一般名(INN) の申請相談を8件実施するとともに、平成20年4月にWHOで開催された国際一般名(INN)の会議に参加した。 JAN: Japanese Accepted Names INN: International Non-proprietary Names</li> </ul>
			⑤ バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての 国際的な共通基盤構築を目的にバイオロジクスシンポジウムを毎 年開催してきており、今回はバイオ後続品(バイオシミラー)を テーマに、欧米の規制当局、業界団体及びWHOから演者を招き、「第 3回PMDA 国際バイオロジクスシンポジウム」を平成21年2月に開 催し、各国の取り組みや動向に関して議論した。
			⑥ 厚生労働省が開催する次世代医療機器評価指針検討会の5分野 (ナビゲーション医療の2分野、体内埋込材料分野、再生医療分 野、神経刺激分野)の計14回の会議に参加した。

自己評定

(理由及び特記事項)

Α

○ 治験相談については、約420件の処理能力を確保し、全ての治験相談 の需要に対応できるようにするとともに、申し込み時期を従前の実施月 の3ヶ月前から、2ヶ月前とし、需要の的確な把握を実現した。

また、対面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率は、87.7% (326件中286件)であり、達成件数としては、昨年の186件から100件の 増加を達成しており、優先治験相談の第1回目対面主での期間30勤務日の 達成率についても、56.3%であり、こちらも数値目標を達成し、実績の 上からも、評価の視点に対して、十分対応した内容となっていると考え る.

- ○治験相談について、20年度に年間420件の処理能力を確保し、申請から○○ 対応までの期間を2ヶ月程度に短縮すること。
- ・対面相談から記録確定までの期間30勤務日を10%を達成すること。
- ・優先対面助言指定品目の第1回目対面助言までの期間30勤務日を50% を達成すること。

平成20年度においては、治験相談担当者の増員を図るとともに、柔軟 に対応することができる体制を構築することにより、約420件の処理能力 を確保し、全ての治験相談の需要に対応できるようにした。

また、平成20年8月実施分から、日程調整方法の改善を行っており 具体的には、申し込み時期を従前の実施月の3ヶ月前から、2ヶ月前と した。(業務実績P. 49(1)及び②を参照)

対面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成率は、87.7% (326件) 中286件)、優先治験相談の第1回目対面までの期間30勤務日の達成率は、 56.3%であり、いずれも目標値を上回った。(業務実績P.50上の⑤を参照)

○優先治験相談制度を創設し、承認申請までの指導の機会の増加を図るための 実績:○ 取組みが講じられているか。また、治験相談の申し込みから対面相談までの | ○ 医療上特に必要性が高いと認められるものに対する優先治験相談制度 期間等を短縮するための取り組みが識じられているか。

(優先相談、事前申請資料確認)を運用し、承認申請までに指導を提供 する機会を増加させた。

平成20年度においては4成分の指定申請があり、4成分(うち、平成20 年度申請分は2成分)を「優先治験相談」に該当と判定し、残りの2成分 については、現在検討中である。非該当と判定したものはなかった。ま た、指定した成分について、治験相談を延べ27件実施した。

また、医薬品の優先相談品目の信頼性基準適合性相談の申し込みは1 件であった。

- 原則としてすべての治験相談の需要に対応するため、従前の持ち点の 上位順に優先的に日時を決定していく方法から、持ち点を参考にしつつ、 申し込みに応じた日程調整を行い、実施月で調整ができなかった場合は、 その前後1ヶ月で調整を行う方法を取ることとした。
- 治験相談の処理期間については、平成20年度に記録が確定した326件 のうち、記録確定まで30日勤務以内であったものは286件(87.7%)、ま 平成20年度に申込みがあった優先治験相談16件のうち、第1回目 対面までの期間が30日勤務日以内であったものは9件(56.3%)であり、 いずれも目標を達成することができた。
- ○バイオ・ゲノムといった先端技術の評価について、高度な知見を有する外部 専門家を活用し、新技術を応用した製品に係る国の評価指針作成に協力して いるか。

バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術水準を 0 向上することが求められているため、高度な知見を有する外部専門家を 活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針(カルタ へナ法第1種承認申請に係る通知、ヒト(自己)及びヒト(同種)細胞 組織加工製品に係る通知ならびにQ&A事務連絡、バイオ後続品に係る 評価ガイドライン) の作成に引き続き協力した。

また、再生医療やワクチンの評価のための研究班によるガイドライン 作成等の作業にも協力した。

評 定

(委員会の評定理由)

治験相談は420件の処理能力を有し、申請のあった全ての治験相談に対応 することができた。また、他面相談から記録確定までの期間30勤務日の達成 率は87.7%、優先治験相談の第1回目対面までの期間30勤務日の達成率 についても56.3%であり、いずれも数値目標を上回った。

相談に対する総合機構の見解を予め相談者に対して示す方式(事前見解提示 方式)を全ての治験相談に導入していることも評価する。

(各委員の評定理由)

数年前に比べ処理能力が大幅に上がり、全ての治験相談に対応されているこ とを評価いたします。総審査期間を短縮するには治験相談の質を高めることが 極めて重要と考えられるため。事前見解掲示方式も高く評価する。

治験相談はすべての治験相談に対応。対面相談から記録確定までの期間30 勤務日の達成率は87.7%。昨年から100件増加。優先治験相談の第1回 対面までの期間30勤務日の達成率は56.3%と目標を上回る実績を達成。 治験相談は420件の処理能力を有し、計画数値目標を上回り、実績の上が

らも成果を上げている。

数値目標は、最終目標を小幅でなく確実に上回り、評価の視点の体制整備の 各細目については、すべて達成されていると評価できる。

努力が見られる。

目標に達しているが、目標を大きく上回るとは思われないため。

(その他意見)

処理能力よりも相談件数が下まわったのは理由が多々あると思われるが、ユ ーザーへの働きかけ等、ハードルを下げる努力も必要ではないか。

- ベンチャー企業支援相談事業及び先端医療開発特区 (スーパー特区) 採択事業における相談対応を通じて、新技術を応用した製品の開発に協力した。また、スーパー特区採択課題における治験相談等については、 平成21年3月より迅速に対応しているところ。
- バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての国際的な共通基盤構築を目的にバイオロジクスシンポジウムを毎年開催してきており、今回はバイオ後続品 (バイオシミラー)をテーマに、欧米の規制当局、業界団体及びWHOから演者を招き、「第3回PMDA 国際バイオロジクスシンポジウム」を平成21年2月に開催し、各国の取り組みや動向に関して議論した。

医来印医灰似硷形 F 187			13
中期目標	中 朔 計 画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
(2)審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置	(2)審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置	
審査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上さ	いららずられたながのにめたこの、この旧画	アジロラがは、足及り、ひんのでして、これは	
せることにより、国民や医療関係者が安心して使用で きる医薬品・医療機器を提供すること。			
ア 審査等業務及び安全対策業務において、国際的に	ア・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るた	   ア・諸外国における事例や担当職員からの意見等も踏	[ □ 大学・医療機関等への募集案内の送付、大学病院への訪問又に
見ても遜色のない水準の技術者集団を構築するため	め、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提	まえ、内部での研修及び外部機関を積極的に活用し、	ホームページや専門誌等を活用した募集を行い、平成20年度は、
職員の技能の向上に努めること。	供するための新たな研修プログラムを平成19年度 中に整備し、職員の技能の向上を図る。	業務等の目標に応じて系統的な研修の機会を提供するため、平成19年度に整備した新研修体系に基づ	技術系職員98人を採用(内定)した。 
		くプログラムの充実等研修の一層の充実を図る。	│② 外部研修等については、関係各部に対し、積極的に参加要領等 の情報を提供し、研修機会の確保を進めた。
		・専門領域ごとのリーダーによる教育・指導等を行	
		うことにより、職員の技能の向上を図る。	<ul><li>③ 審査及び安全対策業務に必要な素養を身につけさせるため、目内外から講師を招き、特別研修を開催した(平成20年度16件)。</li></ul>
		・GMP/QMS調査担当者の教育研修の実施等に	① GMP/QMS調査従事者(顧問・嘱託を含む。)についても計画的に
	. • •	よる調査体制の整備を進める。	│ 公募を実施し、平成16年4月の発足時に7名体制であったのに対
- '			し、平成21年4月には 40名体制とした。
			② 年間計画に基づき、国立保健医療科学院における研修、厚生労働省主催のGMP/QMS合同模擬査察研修、医療機器・体外診断用医薬
			品QMS講習会等に参加した。また、経済産業研修所が実施する基準
			認証研修、PIC/Sが実施するセミナーにも参加した。 
			② CMP/QMS調査件数が増加していることから、GMP/QMS調査業務の 標準業務手順書を改正するとともに、調査業務の効率的な実施引
·			法について検討して、実施した。
		・GMP/QMS調査に係る相談窓口の円滑な運用	
		を図る。	を実施した。
	・また、職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行う。	・職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分 野の業務に異動しない等の配慮を行う。	○ 職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、 健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ か シ パ ギャン末4万 に 大夫1 しいよく ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	************************************	基本的に行わないこととした。
	・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。	・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。	│ ○ 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な
`			重要事項に関する専門的意見を聴くため、外部の専門家に対し、 MDAの専門委員として委嘱手続きを行っている。
			(平成21年3月31日現在914名)
	・審査の質的向上を図る体制を構築するため、審査	・審査の質的向上を図る体制を構築するため、審査	
	等業務及び安全対策業務に関する情報を集約すると ともに、これら業務を円滑に行うための情報支援シ	等業務及び安全対策業務に関する情報を集約すると ともに、これら業務を円滑に行うため、必要となる	ムと医薬品副作用システムの2つの情報提供システムが開発されており、審査等業務において、これら安全対策情報が参照できる
	ステムを平成18年度までに構築する。	情報支援システムを構築し、整備を進める。	よう審査側の情報支援システムの整備を行い、平成17年4月より運用を行っている。平成18年度以降においても審査の質的向上を
			図るため、引き続き情報支援システムの運用及び提供を行ってい
			పే.
	•		② 平成20年度においては、中期目標及び中期計画の達成に向け、 医薬品等新申請・審査システム等の構成及び調達方式の見直し
· ·			行うとともに、審査・調査業務を迅速かつ効率的に進めるため、
			以下のシステム開発等を行った。
• .		<u>'</u>	
		·	
·			ļ.

		·	
中期目標	中期 計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
-		,	(1) 新eCTDビューアシステムに係る改修業務(レビューコメント 概能)
			機能) 平成19年度に実施したeCTDに係る審査事務処理機能(レビュー機能)の要件定義に基づき、eCTDビューアシステムの改修業務を一般競争入札により実施し、レビューコメント管理機能が新たに追加され、eCTDビューアシステムによる審査業務が大幅に効率化された。この改修により、eCTDを正本として提出した際に、紙資料の提出を不要とすることが可能となった。
·			(2) 医療機器審査システムに係る進捗管理情報抽出機能の改修業 務
			医療機器審査の審査情報管理、進捗管理等に利用しているDeviceシステムの改修業務を一般競争入札により実施し、照会事項入力、差換え指示メモ入力画面の修正、信頼性調査、QMS調査確認画面の追加、進捗管理情報抽出機能等を改善し、操作性が向上した結果、新医療機器の審査業務の迅速化を推進した。
			(3) 治験計画届の届事項変更等に係る治験DBシステム機能改善業
			務 治験計画届については、省令改正等により、平成21年4月1 日より電子的届出の形式がSGML形式から、XML形式に変更される こととなっている。この変更に対応するため、XML形式で提出された治験届を、従来のSGML形式で提出された后と同様に受け入 れ可能とする改修を一般競争入札により実施した。なお、これ に併せ、検索機能の強化等についても改修を行ない、操作性が 大幅に向上した。
	-		(4) 医薬品等承認原識・添付資料電子媒体変換業務 一般競争入札によって、医薬品等承認原識及び添付資料を省 スペース化・長期保存に耐えうる画像データへの変換を行った。 これらの画像データを検索等により活用することで、審査業務 の効率化・迅速化を推進した。
			(5) 過去の対面助言関連資料電子化業務 一般競争入札によって、従来紙媒体で保管していた実施済み の対面助言関連資料をPDF形式へ電子化し、紙資料保管費用の削 減を図った。
			(6) 治験中安全性報告の一部改正に係る副作用情報管理システム 改修業務 副作用情報管理システムにおいて、データの受付、検索機能 等の改修を一般競争入札によって行い、市販後副作用情報を治 験の安全確保へ活用することとし、医薬品の承認審査業務の迅 速化、効率化を推進した。
			(7) 原薬等登録原線登録証の再交付及び登録内容変更履歴合成に係る新申請改修業務 新申請・審査システムにおいて、原薬等登録原線 (MF) 登録、 登録事項の変更等の申請書の処理業務のうち、登録証の書き換え・再交付の際の引用情報の変更、証明書の遡り印刷を可能とするための印刷フォームの追加、登録内容変更の際の履歴合成プログラムの変更を一般競争入札によって行い、審査業務の迅速化、効率化を推進した。
			-

ally date on low			1
中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			(8) 新薬添付資料画像データの既存検索システムへの移行業務、 新薬DBシステム機能改善業務、医薬品等の相談区分新設等に係 る医薬品等調査支援システム等改修業務 上記1)~7)のシステム改修等について、すべて一般競争入 札を行ったことにより、年度当初の予算範囲内で更に3件の追加改修を実施することが可能となり、これらについても一般競争入札の上、業者を選定し、改修を行っている。
	・審査等業務及び安全対策業務に関し、中期目標期間を通じ、欧米の規制当局との連携の強化を図るのみならず、治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携も推進する。	・国際関係専任の担当部署の更なる充実と研修生の派遣・受入等を活用し、審査等業務及び安全対策業務に関し、欧米の規制当局との連携の強化を図り、併せて治験が実施されているアジア諸国の規制当局との連携を推進する。	① 第2期中期目標期間におけるPMDA全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進める観点から、当該期間における国際活動全般の基本方針として「PMDA国際戦略」(平成21年2月6日)を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。
		・東アジアレギュラトリーシンポジウムを主催し、 東アジア関係各国との連携強化を図る。	② FDA(Food and Drug Administration)、EMEA(European Medicine s Agency)等における審査体制や安全対策の体制等に関する情報収集を行った。また、FDA及びEMEAとの間では、業務方法等について情報交換を行った。さらに、平成20年12月にシンガポールで開催された第3回欧米アジアの規制当局責任者会合に参加し、FDAを含む関係各国の規制当局者との意見交換を行った。
			③ 海外規制当局等への長期派遣については、「海外長期派遣研修実施細則」に基づき、機構内職員から派遣希望者を募集した上で、選考等を行い、長期派遣を行った。(FDA1名、OECD1名)。またインドネシアから4名、米国(マンスフィールド研修生)から1名、中国から4名の研修生の受入れを行った。
			④ ICH、GHTF、PDG等の国際会議やOECD及びWHOの会議に参加し、国際的なガイドライン作成等について、関係諸国との協力を推進した。
			⑤ 米国におけるDIA年会及びRAPS年会、ドイツにおけるDIA欧州年会、台湾におけるAPBCネットワーク会合、シンガポールにおけるFAPA Congress等に参加し、PMDAの審査・安全対策業務に関する講演を行い、PMDA業務の周知を図るとともに、中国、韓国、タイ、台湾等を訪問し、アジア諸国との協力体制の拡大に努めた。
	,		⑥ 東アジア地域における共同臨床試験の実施の促進や共同臨床 試験データを利用した迅速な開発、承認審査の実現の達成に向 け、今後の協力をより具体的かつ効果的に行えるようにするた めの意見交換を行うことを目的として、平成20年4月に「2008 年東アジアレギュラトリーシンポジウム」を東京で開催した。
		・PIC/S及びISPE等の会議へ参加することにより、GMP/QMS調査方法の海外との整合性・調和を推進するとともに、情報の交換を図る。	○ 平成20年10月にオーストラリアで開催されたPIC/S専門家会合 (再生医療)及び12月にスイスで開催されたPIC/S専門家会合(原 薬)に参加した。また、同年9月に英国で開催されたISPBセミナ 一、10月に米国で開催されたISPB年次総会に参加した。
	:		

評価の視点等 【評価項目13 審査等業務及び安全業務の質の向上】 自己評定 評 定 Α Α (理由及び特記事項) (委員会の評定理由) 新研修プログラムの実行と外部専門家の活用により、審査業務と安全業務の ○ 新たな研修プログラムの実施や外部専門家の活用をはじめとする各種 質の向上が図られ、GMP調査の体制が充実したこと、情報支援システムにつ 取組みを通じ、審査等業務及び安全対策業務の質の向上が図られたもの いて、さらなる開発が進捗していることについて、目標を上回っていると評価 と考えている。 する。東アジアを始めとする海 外規制当局との連携強化は、今後も充実させ [数値目標] ることを希望する。 ○特になし (各委員の評定理由) GMP調査体制が整備され、新研修プログラムの実行と外部専門家を活用し、 質の向上に努力している。 「評価の視点」 GMP体制が充実した。 ○審査等業務及び安全対策業務の蟹の向上を図るための各種取組みが謎じられ、実績:○ ているか。 外部専門家の活用。 (具体的取り組み) 研修委員会で了承された年間計画等に従って、特別研修等各種研修を 評価の視点の各項目については、すべて達成されており、情報支援システム ・業務等の目標に応じた系統的研修機会の提供 については、さらなる開発が進捗していると評価できる。 実施し、個々の職員の資質や能力に応じた系統的な研修機会の提供に努 努力がされている。 めた。 自己評価のとおり。 ○ 平成20年4月より、新楽審査部門を中心にケーススタディ等を盛り込 「質が向上した」ことを表す具体的なエビデンスがあまりないので、Aとは んだ新研修プログラムを本格実施している。 評価しづらい。 その一環として、技術系職員については業務コーチングのためのメン ター制度を実施している。 (その他意見) 東アジアとの連携強化は今後も充実されることを希望する。 ・短期間で異なる分野の業務への職員の異動を行わない。 ○ 職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、健康上 の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、基本的に行わ ないこととしている。 ○ 審査及び安全対策における専門協議等の場において、科学的な重要事 ・適切な知見を有する外部専門家の活用 項に関する専門的意見を聴くため、外部の専門家に対し、PMDAの専門委 員として委嘱手続きを行っている。(平成21年3月31日現在914名) ・情報支援システムの18年度までの構築 ○ 審査の質的向上を図るため、審査等業務において安全対策情報が参照 できる審査側の情報支援システムの整備・運用を行っている。 ○ 平成20年度においては、①新eCTDビューアシステムに係る改修業務(レ ビューコメント機能)、②医療機器審査システムに係る進捗管理情報抽出 機能の改修業務、③治験計画届の届事項変更等に係る治験DBシステム機 能改善業務、④医薬品等承認原議·添付資料電子媒体変換業務、⑤過去 の対面助言関連資料電子化業務、⑥治験中安全性報告の一部改正に係る 副作用情報管理システム改修業務、⑦原薬等登録原料登録証の再交付及 び登録内容変更履歴合成に係る新申請改修業務、⑧新薬添付資料画像デ ータの既存検索システムへの移行業務、新薬DBシステム機能改善業務、 医薬品等の相談区分新設等に係る医薬品等調査支援システム等改修業務 といった情報支援システムの拡充施策をそれぞれ実施し、審査・調査業 務のさらなる迅速化・効率化を推進した。

○ 欧米の規制当局との連携の強化を図るとともに、治験が実施されてい

るアジア諸国の規制当局との連携を推進した。

・欧米やアジア諸国の規制当局との連携

区 光印区 / 风1及台户市区 口 1及1件		1,	14
中期目標	中期 計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
((2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上))	((2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置	
イ 患者それぞれの特性に着目し、当該患者に最も有効でかつ安全な医療を提供できるような技術や製品に係る治験が円滑に実施できるように支援するとともに、当該技術製品に係る審査を円滑に実施すること。	イ・中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。	イ・ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。	① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術 水準を向上することが求められているため、高度な知見を有する 外部専門家を活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国 の評価指針(カルタヘナ法第1種承認申請に係る通知、ヒト(自己) 及びヒト(同種)細胞組織加工製品に係る通知ならびにQ&A事務連 絡、バイオ後続品に係る再畑ガイドライン)の作成に協力した。 また、再生医療やワクチンの評価のための研究班によるガイド ライン作成等の作業にも協力した。
			② ベンチャー企業支援相談事業及び先端医療開発特区(スーパー 特区)採択事業における相談対応を通じて、新技術を応用した製 品の開発に協力した。また、スーパー特区採択課題における治験 相談等については、平成21年3月より迅速に対応しているところ。
			③ 患者個人の遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響を検討した上で、より適切な条件で患者ごとに医薬品を投与するため、ゲノム薬理学(ファーマコゲス)の医薬品開発への応用が期待されている。しかし、随床試験又は承認審査の中で、どのように利用すべきか等については検討すべき点が多いため、PMDA内にゲノム薬理学プロジェクトチーム(Pharmacogenomics Discussion Group〈PDG〉)を発足させ、科学的な観点から情報収集を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討を行った。また、企業等との非公式会合を3回実施し、ゲノム薬理学に関する最新の情報を基に、意見交換を行った。
	n.e.		<ul> <li>(4) 医薬品名称専門協議を計5回開催して、計37品目の一般的名称 (JAN) について厚生労働省へ報告した。また、国際一般名(INN) の申請相談を8件実施するとともに、平成20年4月にWHOで開催された国際一般名(INN)の会議に参加した。 JAN: Japanese Accepted Names INN: International Non-proprietary Names</li> </ul>
			⑤ バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての 国際的な共通基盤構築を目的にバイオロジクスシンポジウムを毎 年開催してきており、今回はバイオ後続品(バイオシミラー)を テーマに、欧米の規制当局、業界団体及びWHOから演者を招き、「第 3回PMDA 国際バイオロジクスシンポジウム」を平成21年2月に開 催し、各国の取り組みや動向に関して議論した。
		.*	⑥ 厚生労働省が開催する次世代医療機器評価指針検討会の5分野 (ナビゲーション医療の2分野、体内埋込材料分野、再生医療分 野、神経刺激分野)の計14回の会議に参加した。
	・中期目標期間を通じ、国内における治験の質的向上を図るため、医療機関等における実地調査等を踏まえ、適正な治験の普及についての啓発を行う。	・国内における治験の質的向上を図るため、医療機関等における実地調査の充実等を図るとともに、適正な治験の普及について、ホームページ、広報等の活用により、医療関係者、患者への啓発を行うほか、各関係団体との連携に努める。	① 医療機関に対するGCP裏地調査数について、約1.5倍の増加を図った。また、GCPの実地調査対象医療機関に対して、調査終了後にGCPに係る相談を裏施するとともに、ホームページ「信頼性保証業務」のページに、治験を裏施する際に留意すべき事項等を担示し、事例解説の充実に努めた。また、製薬企業の開発・薬事も者、監査担当者、治験施設支援機関又は医療従事者等を対象として、「GCP研修会」を東京及び大阪で開催するとともに、医療従事者が参加する学会等においてPMDA職員が講演を行い、GCPについて理解を求めた。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			【GCP調査等に係る業務の実績(品目数)】
			平成16 平成17 平成18 平成19 平 <sub>6</sub> 年度 年度 年度 年度 年度
			G C P 調 査* 73件 131件 149件 132件 19
			新 医 薬 品 68件 120件 137件 122件 18
			後発医療用医薬品 5件 11件 12件 9件 1
			医療機器 - 0件 0件 1件
			*) 平成16年度以降の調査件数は、評価後の通知数である。
	<u>.</u>		[GCP研修会 参加数]
			開催地 平成18年度 平成19年度 平成20年
			東京 1,303 1,212 1
			大阪 454 495
			計 1,757 1,707 1
			とした「治験コーディネーター養成研修」(初級者研修: 年9月に講義研修、平成20年9月〜平成21年2月に実習研 級者研修:平成20年11月〜平成21年1月に講義研修、デー ジメント研修:平成20年9月に講義及び実習研修)を実施し
			【平成20年度の研修生数】
	·		初級者研修 96
	•		上級者研修     109       データマネジメント研修     65
	•		

評価の視点等

【評価項目14 適正な治験の普及等】

自己評定

Α

評 定

[数値目標] 特になし

[評価の視点]

○ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国の評価指針 実績:○ 作成に協力するとともに、国内における治験の質的向上を図るために、医療 〇 バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導・審査技術水準を 機関等の実地調査や適正な治験の普及啓発の取組みが講じられているか。

(理由及び特記事項)

○ 厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成に向けての検討 を行う等国の評価指針作成に協力するとともに、医療機関に対するGCP実 地調査数について、約1.5倍の増加を実現するなど、適正な治験の普 及啓発にも積極的に取り組んだと考えている。全体として十分対応した 実績となっていると考える。

向上することが求められているため、高度な知見を有する外部専門家を 活用するとともに、新技術を応用した製品に係る国の評価指針(カルタ へナ法第1種承認申請に係る通知、ヒト(自己)及びヒト(同種) 細胞組 織加工製品に係る通知ならびにQ&A事務連絡、バイオ後続品に係る評価 ガイドライン)の作成に引き続き協力した。

また、再生医療やワクチンの評価のための研究班によるガイドライン 作成等の作業にも協力した。

- ベンチャー企業支援相談事業及び先端医療開発特区 (スーパー特区) 採択事業における相談対応を通じて、新技術を応用した製品の開発に協 力した。また、スーパー特区採択課題における治験相談等については、 平成21年3月より迅速に対応しているところ。
- バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての国際的 な共通基盤構築を目的にバイオロジクスシンポジウムを毎年開催してき ており、今回はバイオ後続品 (バイオシミラー)をテーマに、欧米の規 制当局、業界団体及びWHOから演者を招き、「第3回PMDA 国際バイオロジ クスシンポジウム」を平成21年2月に開催し、各国の取り組みや動向に 関して議論した。
- 医療機関に対するGCP実地調査数について、約1.5倍の増加を図った。 また、GCPの実地調査対象医療機関に対して、調査終了後にGCPに係る相 談を実施するとともに、PMDAホームページの「信頼性保証業務」のペー ジに、治験を実施する際に留意すべき事項等を例示し、事例解説の充実 に努めた。また、製薬企業の開発・薬事担当者、監査担当者、治験施設 支援機関又は医療従事者等を対象として、「GCP研修会」を東京及び大阪 で開催するとともに、医療従事者が参加する学会等においてPMDA職員が 講演を行い、GCPについて理解を求めた。
- 研修生の派遣元である医療機関の治験実施体制の整備促進に寄与する こと等を目的として、医療機関の薬剤師や看護師等を対象とした「治験 コーディネーター養成研修」(初級者研修:平成20年9月に講義研修) 平成20年9月~平成21年2月に実習研修、上級者研修:平成20年11月~ 平成21年1月に講義研修、データマネジメント研修:平成20年9月に講 義及び実習研修)を実施した。

(委員会の評定理由)

先端技術の評価やガイドライン作成への協力を行ったことと、GCP実地調 査数について平成19年度と比べて1.5倍の増加を実現したことにより、適 正な治験の普及のための活動を適切に実施しており、目標を上回っていると評 価する。

(各委員の評定理由)

- GCP実地調査数は1.5倍増を達成。先端技術の評価やガイドライン作成 にも尽力。
- ガイドライン作成に向けての検討。GCP実地調査数、1,5倍の増加
- ・ 計画上の業務に欠落したものはなく、実地調査数の大幅増と研修参加者数の 増加を達成している。
- 実績があると見られる。
- 自己評価のとおり。

(その他意見)

適正な治験の普及のための活動を適切に実施した。しかし、A評価ではない のではないか。

・ バイオ、ゲノム等先端技術の評価や指針作成への協力は評価できる。スーパ 一特区における治験相談とは具体的にどのようなものか。ゲノム薬理学に関す る適正かつ利便性の高い(過剰な規制に走らないもの)ガイドライン等の作成 が望まれる。適正な治験の普及に対する具体的な活動としてCRC養成以外の 活動について具体的なプランについては企業とWGを形成し、電子化等につい て検討中とのことであり、まだ評価Aとは出せないと思う。

薬品医療機器総合機構		· -	1 5
中 期 目 標	中 期 計 画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 )	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置	(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に 係る目標を達成するためにとるべき措置	
ウ 審査等業務及び安全対策業務の透明化を推進する こと。	ウ 業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力 し、国民等に対し、優先審査の結果を含む審査報告 書やその他審査等業務及び安全対策業務に係る情報 を速やかに提供する。	ウ・国民に対する業務の透明化を推進するため、厚生 労働省と協力し、関係企業の理解と協力を得て、承 認後速やかに医薬品医療機器情報提供ホームページ に新医薬品及び新医療機器の審査報告書や新薬承認 情報集を掲載する。	(新医薬品の審査報告書) ① 新医薬品は、申請内容に基づいて、薬事・食品衛生審議会薬分科会医薬品部会で審議される品目(以下「審議品目」という。) に分類さされるが、新薬承認情報のうち審議品目に係るものについてはない。
		・副作用・不具合報告のラインリストによる公開を行い、報告受理後概ね6ヶ月での公表を継続する。	審査の状況・結果をまとめた「審査報告書」及び申請資料の概 をまとめた「申請資料の概要」を、報告品目に係るものについ は、「審査報告書」をそれぞれ情報提供の対象にしている。
		・医薬品及び医療機器の基準に係る情報を提供すると ともに、厚生労働省と協力し、その他審査等業務及 び安全対策業務に係る情報を速やかに提供する。	② この情報提供は、厚生労働省医薬食品周審査管理課長通知に づき、品目ごとに関係企業との公表内容の調整を行った上で、 施している。
			③ 平成20年度には、審査報告書91件、申請資料の概要80件の2版を確定した。審査報告書について、企業側の協力も得て、利日から公表版確定までの期間は37日(中央値)であった。
			【新医薬品の審査報告書及び資料概要の公表状況】
			平成16年
			審査報告書 35件 74件 77件 77件 91件
			資料の概要 16件 57件 51件 30件 80件
			(新医療機器の審査報告書) ○ 平成17年9月21日に、公表手順等を定めた厚生労働省医薬1 局審査管理課医療機器審査管理室長通知が発出されたことを受 順次、審査報告書の公表を進めており、平成20年度において 審査報告書8件の公表版を確定した。
			(一般用医薬品及び医薬部外品の審査報告書) ○ 平成18年3月31日に、公表手順等を定めた厚生労働省医薬1 局審査管理課長通知が発出されたことを受け、順次、審査報告 の公表を進めており、さらに、当該通知は平成20年10月31日 訂され、順次、申請資料の概要についても公表を行うこととれ た。平成20年度においては、一般用医薬品に係る審査報告書64 申請資料の概要25件、医薬部外品に係る審査報告書1件、申請 料の概要8件の公表版を確定した。
			(審査報告書の英訳版の作成及び公表) ○ PADAの審査等業務及び安全対策業務に関する情報を海外に発するため、審査報告書の英訳版を作成し、PADAの英文ホームへジにおいて公表することとした。なお、平成20年度においてに5件の審査報告書の英訳版を作成の上、公表した。
			(医薬品医療機器情報提供ホームページの充実) ① 医薬品医療機器情報提供ホームページの全ての既存コンテントでついては、提供を受けてから2日以内に掲載し、迅速に対抗行った。
			② 医薬品医療機器情報提供ホームページのコンテンツの内容、 び平成20年度に新規に開発を終えた主なシステムは、次のとま である。

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			既存コンテンツへの追加掲載等 [審査関係] 1) 新薬の部会審議品目審査報告書65成分121品目 (累計373成分763品目) 2) 新薬の部会報告品目審査報告書26成分(累計198成分) 3) 一般用医薬品の審査報告書6成分(累計62成分) 4) 医薬部外品の審査報告書2品目(累計30品目) 5) 医療機器の部会審議品目審議報告書8品目(累計75品目)
			《【審查関係】累計数前年度対比表》
	•		平成19年度末 平成20年度末
			1) 新薬の部会審議品目審査 308成分 373成分 報告書 642品目 763品目
			2) 新薬の部会報告品目審査 172成分 198成分 報告書
			3) 一般用医薬品の部会審査報 56品目 62品目 告書
			4) 医薬部外品の審査報告書 28品目 30品目 -
			5) 医療機器の部会審議品目 67品目 75品目 審査報告書
			[安全関係] 6) 使用上の注意の改訂指示14件(累計189件) 7) 医薬品・医療機器安全性情報11件(累計113件) 8) 厚劣省報道発表資料2件(累計48件) 9) 医療用医薬品添付文書情報197件(累計13,287件) 10) 一般用医薬品添付文書情報919件(累計8,366件) 11) 医療機器添付文書情報2,702件(累計8,164件) 12) DSU(医薬品安全対策情報2,702件(累計8,164件) 13) 医療機器安全対策連絡通知集9件(累計134件) 14) 副作用が疑われる症例報告26,785件(累計110,879件) 15) 不具合が疑われる症例報告8,179件(累計42,405件) 16) 患者向医薬品ガイド31品目(累計1,598品目) 17) 医薬品医療機器情報配信サービス 8,742件(累計20,707件)
		- 61 -	

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			《[安全関係] 累計数前年度対比表》
			平成19年度末 平成20年度末
		:	6) 使用上の注意の改訂指示 175件 189件
			7) 医薬品·医療機器安全性情報 102件 113件
			8) 厚労省報道発表資料 46件 48件
			9) 医療用医薬品添付文書情報 13,090件 13,287件
			10) 一般用医薬品添付文書情報 7,437件 8,356件
			11) 医療機器添付文書情報 5,462件 8,164件
			12) DSU(医聚品安全対策情報) 41件 51件
			13) 医療機器安全対策連絡通知 * 125件 * 134件 集
•			14) 副作用が疑われる症例報告 84,094件 110,879件
·	·		15) 不具合が疑われる症例報告 34,226件 42,405件
			16) 患者向医薬品ガイド270成分294成分1,567品目1,598品目
			17) 医薬品医療機器情報配信サ 11,965件 20,707件
			- E' X
			<ul> <li>* 13)については、単年度件数</li> <li>【回収関係】</li> <li>18) 回収情報(医薬品1,118件、医薬部外品100件、化粧品415 医療機器1,815件、合計3,448件)</li> </ul>
			《【回収閱係】累計数前年度対比表》
•			平成19年度宋 平成20年度末
			18) 回収情報 * 2,831件 * 3,448件
*			* 単年度件数
			③ 医薬品医療機器情報提供ホームページの平成20年度のアクー 回数は、以下のとおりであった。
			【医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数】
			平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度
			アクセス回数 233 289 391 497 642 (単位百万) .
•			
·			, in the second

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			④ 新規コンテンツ等新規コンテンツとして医薬品医療機器情報提供ホームページを初めて利用される方のために、利用方法について記載した「情報提供ホームページの活用方法」の掲載を開始した。また、添付文書情報と使用上の注意の根拠症例及び重篇副作用疾患別対応マニュアルとのリンクを開始した。
		・機構の審査等業務及び安全対策業務の海外への広 報のため、継続的に審査報告書等の英訳版を作成し、 機構の英文ホームページにおいて公表する。	○ 厚生労働省の作成する医薬品医療機器等安全性情報の英訳を行い、PMDAの英文ホームページにて公表を行った。
エ その他審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する措置をとること。	コ エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造 上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、中 期目標期間終了時までに不具合について科学的な評 価を実施する体制を構築する。	エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率の把握に努め、科学的な評価を実施するため、埋め込み型ポート及び短動脈ステントについて情報の収集を実施し、科学的な評価を実施する体制を構築する。	○ 埋め込み型医薬品注入器(以下「埋め込み型ポート」という。) 及び冠動脈ステントに関する平成20年度の調査の実施状況及び担 当する分科会での検討状況等について、平成21年2月、「医療機器 の不具合評価体制に関する検討会」に報告を行った。 平成20年度における実施状況等は、以下のとおりであった。
			(1) 埋め込み型ポートについては、不具合評価のための調査において、平成18年度において登録された12施設113例の患者を1年間の追跡調査を平成20年5月に終えた。収集されたデータについての問い合わせ・データクリーニングの後、平成20年9月にデータ月直定、平成20年11月最終解析を終了した。内容等に関して平成20年12月、ポート分科会において検討した。追加解析の後、検討結果は平成21年4月にホームページ上に公開した。
			(2) 冠動脈ステントについては、経皮的冠動脈インターベンション (PCI)あるいは冠動脈バイパス手術(CABG)を初めて施行された症例を対象とした冠動脈ステントに関する調査 (予定26施設、予定症例数16,000余症例、5年間追跡)のデータ収集作業が委託機関を通じて実施されているところである。中間集計として、平成20年9月までに収集されたデータ (9施設からのPCI症例のみ2,000例余)を用いて、ステント血栓症の発生等に関する解析を行い(非公開)、平成21年1月のステント分科会において検討した。調査は次年度以降も継続して行う予定である。
	・ペースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器について、中期目標期間終了時までに経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムを整備する。	・ペースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器について、経時的な不具合発生率等、医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムの構築のため、具体的な調査方法を検討するとともに、当該システムを整備する。	○ 心臓ペースメーカーなどのトラッキング医療機器を対象とした 調査については、「トラッキング医療機器のデータ収集評価システム構築に関する検討会」の下に設置した「埋込み型補助人工心臓 分科会」にて、埋込み型補助人工心臓レジストリー(患者登録システム)の実施計画書(案)、実施体制等について、米国の既存のレジストリー(INTERMACs)を参考に検討を進めた。支援業務を委託したコンサルティング業者により、並行して国内参加予定医療機関や米国INTERMACs等に関する調査が行われ、平成21年3月、システム構築のための仕様書(案)が納品された。
		・企業や医療機関から報告される副作用、不具合症 、例報告等の収集、整理、關査等について、必要な既 存システムの機能改善等を図る。	<ul> <li>○ 平成20年度においては、企業及び医療機関から報告される副作用報告や不具合症例報告等の収集、整理、調査等を的確に行うため、以下の取組みを行った。</li> <li>(1) 副作用報告の人力ツールによる受付業務の効率化</li> <li>(2) 医薬品名及び企業名データのマスターファイルの更新</li> <li>(3) 職員の学会参加の推進(延べ68人参加)及び参加した学会における情報収集</li> <li>(4) 医薬品及び医療機器それぞれに関する厚生労働省との連絡会の定期的(毎週)な開催</li> </ul>

評 定 評価の視点等 【評価項目15 審査等業務及び安全業務の透明化の推進等】 自己評定 Α Α (理由及び特記事項) (委員会の評定理由) ○ 医薬品医療機器情報提供ホームページの充実により、当該ホームペー 審査報告書の英文版を5件ホームページで公表したこと、医薬品医療機器情 ジのアクセス回数も増加しているとともに、医療機器の不具合評価体制 報提供ホームページの充実により、アクセス回数が前年度比1.3倍の増加と の構築及び医療機器の稼動状況に係るデータ収集評価システムの整備も なったことで、審査等業務や安全業務の透明化の推進が図られており、目標を 上回っていると評価する。また、埋め込み型医薬品注入器、冠動脈ステント、 トラッキング医療機器について、不具合の把握と評価体制の構築を行ったこと 順調に進んでおり、各取り組みを着実に実施したと考える。 も評価する。 [数値目標] (各委員の評定理由) ○特になし 医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数は前年度比1.3倍 増、審査報告書の英文版を5件ホームページで公表。埋め込み型医薬品注入器、 冠動脈ステント、トラッキング医療機器について、不具合の把握と評価体制の 「評価の視点」 構築を行っている。 ○厚生労働省や関係企業と協力し、審査報告書や新薬承認情報及び安全対策業 | 実施:○ 情報が公開されていることは良いことであるが、大変多くの情報がホームペ 務に係る情報を的確に医薬品情報提供システムに掲載し、国民へ情報提供を 〇 PMDAホームページに医薬品医療機器等安全性情報の英訳を掲載した。 ージに盛り込まれているので、ホームページをより見やすく、わかりやすくお 行っているか。 また、医薬品医療機器情報提供ホームページにおいては、既存のコンテ ンツにおける掲載内容を充実させるとともに、副作用・不具合報告のラ 願いしたい。 インリストによる公開を引き続き行い、報告受理後概ね6ヶ月での公表 ホームページの充実(アクセス回数)、情報開示、不具合情報等のデータ収 集評価システムの整備の進行を評価。 を行った。さらに、新規データの迅速な掲載(コンテンツ受領2日以内) 計画上必要とされる業務を実施したと認められる。 を行った。(業務実績 P.60医薬品医療機器情報提供ホームページの充実①、 ②、P.61既存コンテンツへの追加掲載等【安全関係】、P.62【回収関係】、P. 努力がされている。 63上段④の新規コンテンツ等参照) ホームページの充実は高く評価されるが、安全対策業務の透明化推進に関し、 このような取組みもあり、同ホームページへのアクセス回数は、平成 HP以外の活動について何か計画されているのか。 19年度の128%の約6.4億回に達し、医薬品・医療機器の審査安全等の情 報を国民へ提供する役割を十分に果たすことができたと考えている。 また、医薬品医療機器情報提供ホームページに特に重要な情報が掲載 されたときに予め登録されているメールアドレスに情報を配信する医薬 品医療機器情報配信サービス(プッシュ型メール配信サービス)の登録 者数は、平成19年度末からほぼ倍に増加した。(業務実績P.62下段③及 びP.68上段表参照) ○医療機器の構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的に医 | 実施:○ 療機器の安全性を評価する体制の構築が図られているか。また、ペースメー〇 平成18年度より実施していた「埋め込み型中心静脈ポートシステムの カーなど埋め込み型でリスクの高いトラッキング医療機器についての経時的 不具合に関する調査研究」(12施設、113症例)について、調査を終了、 な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集し、安全性を評 解析の後、検討結果を報告書としてまとめた。 価するシステムの整備が図られているか。 (業務実績P,63上から2番目O(1)参照)

冠動脈ステントについては、冠動脈ステントに関する調査を継続的に

また、心臓ペースメーカー等のトラッキング医療機器を対象とした調査に関しては、「トラッキング医療機器のデータ収集評価システム構築に関する検討会」の下に設置した「埋込み型補助人工心臓分科会」にて、埋込み型補助人工心臓レジストリー(患者登録システム)の実施計画書(案)、実施体制等について、米国の既存のレジストリー(INTERMACS)を参考に検討を進め、システム構築のための仕様書(案)を作成した。

実施しておりデータ収集および中間解析を行った。 (業務実績P.63上から2番目○(2)参照)

(業務実績 P.63下から2番目○参照)

中期目標	中 期 計 画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を 達成するためにとるべき措置	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を 達成するためにとるべき措置	
医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスク を回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者 の危機管理(リスクマネジメント)体制を強化すること。			
ア 複数の副作用情報に新たな関連性を見いだし、新 規の安全性情報の発見・解析を行う手法を研究、導 入すること。	ア 新規手法の導入 複数の企業から収集した副作用等情報を用いて、 副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずるため、データマイニング手法(企業や医療機関等から 報告を受けた副作用等情報について統計的に解析し、詳細に検討すべき副作用症例を抽出する手法を ど)を研究し平成18年度までに手法を確立し、中期目標期間終了時までに安全対策業務に導入する。 また、このような体制の整備状況については、適宜、 公表することとする。	ア 新規手法の導入 副作用情報を迅速・的確に分析評価するため、複数の企業から収集した副作用等情報を用いて、副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずることを目的として、データマイニング手法(企業や依計的に解析し、詳細に検討すべき副作用症例を抽出出する手法など)を導入し、これに併せて、業務プロセスを見直し、そのための安全対策業務システムの改修を行う。なお、業務の進捗状況については、適宜、公表する。	○ データマイニング手法(以下、「DM手法」)については、平成19年度に引き続きDM手法の高度化検討(重複報告検出手法、他)と、DM手法の安全対策業務への試適用、および中期計画期間の成果のとりまとめと今後の方針についての検討を行った。平成21年3月、DM手法を組み込んだ安全対策業務プロセス全般をサポートする業務支援システム「医薬品安全対策支援システム」の開発を終了した。   平成20年度および5年間の実施状況をまとめた報告書は、平成21年5月に医薬品医療機器情報提供ホームページにて公表した。
イ 市販後の使用時の安全対策の重点化を図るため、 医薬品を医療関係者が慎重に使用するような市販後 安全体制に関する新規システムを研究、導入すること。	イ 拠点医療機関ネットワークの構築 副作用情報の解析の精度を高めるため、厚生労働 省との協力、審査等部門との連携により、特定の 効群、特定の品目、特定の疾患毎に医療機関を組織 化し、情報を一定期間内に集中的に収集する情報収 集拠点とにより、期目標知可間終了時までに構築する。 また、このネットワークに参加する医療機関に また、この未少トワークに参加する医療機関に また、当該医療機関の診療に資する特定の疾患群等に よける副作用情報や適正使用に関する情報を重点的 に提供する。	イ 拠点医療機関ネットワークの構築 副作用情報の解析の精度を高めるため、審査部門 と連携し、特定の薬効群、特定の品目、特定の疾患 毎に医療機関を組織化し、情報を一定期間内に集中 的に収集する情報収集拠点医療機関ネットワークを 構築する。 また、このネットワークに参加する医療機関に対 し、当該医療機関の診療に資する特定の疾患群等に おける副作用情報や適正使用に関する情報を重点的 に提供する。	① 抗がん剤併用療法実態把握調査 (22療法) は、平成19年6月にすべての症例追跡を終え、評価に向けたデータ入力及び解析方法について検討を行うとともに、登録症例数3,505人、副作用報告延べ563件のデータに対して平成20年2月、最終解析を終了した。その後、追加解析を経て、最終報告書は、平成21年5月にホームページ上に公表した。 ② 電子医療情報から医薬品の副作用情報を抽出する上で考慮すべき点を検討するため、平成20年7月、公募で募った一医療機関を支点を検討するため、平成20年7月、公募で募った一医療機関を支点を検討するため、平成20年7月、公募で募った一医療機関を支点機関をして、試行調査を行った。医薬品と副作用の組みぞれで、と関係として、電子カルテとDPCをそれで表して、関連するに関するる調査を計画し、延べ4通りの調査を付随する作業(調査計画書作成から倫理委員会への諮問、データ抽出、集計・解析、報告書作成から倫理委員会への諮問、データを加出、集計・解析、報告書作成から倫理委員会への諮問、データ加出、集計・解析、報告書作成から、和財工に、「情報」(電子カルデ、DPC調査データ)により抽出された副作用症例数に差があることから、情報源選択の必要性等、今後の検討課題が明らかとなった。報告書は平成21年5月にホームページに掲載した。
ウ I T技術の活用等による効率的・効果的な安全性情報等の収集を図ること。	ウ 副作用・不具合情報等報告の電子化 ・医薬品の副作用・感染症等情報について、平成1 5年10月に開始した電送について、電送しやすい 環境を整備するとともに、企業に協力を依頼し、中 期目標期間終了時までに電送化率を年平均80%以 上とする。	ウ 副作用・不具合情報等報告の電子化 ・医薬品の副作用・感染症等情報について、平成1 5年10月に開始した電送について、電送しやすい 環境を整備するとともに、企業に協力を得て、電送 化率90%以上とする。	○ 入力ツール等をWeb上で公開し、電送化しやすい環境を整備するとともに、月毎に電送化率をモニターし、主な未実施企業に対して、電送化導入を直接働きかけた。また、群演会の機会を活用して、電送化導入の督励に努めた。その結果、平成20年度の通年実績で92.3%の電送化率を達成し、中期計画の目標達成に向け着実に進展させることができた。
			【副作用等報告のインターネットを介した電送化の状況】
			平成 17 年度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度
			電送化率(通年) 86.4% 90.4% 91.1% 92.3%
	・医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告について、厚生労働省がインターネット経由で簡便に報告が行えるようなシステムによる報告が開始するととしているが、このシステムによる報告が開始すると同時に、厚生労働省との間の情報処理はオンラインで行うこととする。	・厚生労働省が行う電子化された医療機関、薬周等 からの副作用感染症等報告について、オンラインに よる情報の共有化を図る。	○ 医療機関、薬局等から厚生労働省へのインターネットを使用したオンラインの共有化について厚生労働省と協力しつつ検討を行った。

評価の視点等

【評価項目16 副作用等の情報の収集】

自己評定

(理由及び特記事項)

Α

○ データマイニング手法の導入のためのシステム開発が完了し、同手法

を安全対策業務に本格的に活用する基盤が整備された。拠点医療機関ネ ットワーク構築事業は、副作用評価の精度向上において一定の成果を収

め、その過程において、電子診療情報の活用の可能性が強く示唆された。

さらに、副作用等報告の電子化についても広く普及し、数値目標を達成

した。これらのことから、数値目標についても実績についても十分な内 容となっており、評価の視点に対しても十分対応した実績となっている。

に、月毎に電送化率をモニターし、主な米実施企業に対して、電送化導

入を直接働きかけた。また、講演会の機会を活用して、電送化導入の督 励に努めた。その結果、平成20年度の通年実績で92.3%の電送化率を達

成し、中期計画の目標達成に向け着実に進展させることができた。

評 定

データマイニングシステムの開発が完了し、安全対策業務への活用基盤が整 備された。また、副作用・不具合情報等の報告の電送化率を目標の80%に対 し、92.3%の達成を実現しており、目標を上回っていると評価する。 「抗がん剤併用療法実態把握調査」についても追加解析を経て、報告書を完

成させたことを評価する。

(各委員の評定理由)

- 副作用・不具合情報等の報告の電子化率は92.3%と目標を達成。データ マイニングシステムの開発は計画通りに完了。拠点医療機関ネットワークの構 築による「抗がん剤併用療法実態把握調査」は最終報告書をホームページに公 表した。
- データマイニング手法の導入、実務に生かし、成果を収めている。副作用情 報の電子化と安全対策業務プロセス、サポート、業務支援システムの開発完了 を評価する。
- データマイニング手法が導入され、安全対策業務への活用基盤が整備され、 目標も達成。
- 数値目標は、最終目標を小幅でなく確実に上回り、評価の視点の各細目につ いては、すべて蓬成されていると評価できる。
- 電子化やデータマイニングの手法の活用は評価できる。

Α

達成していると思われる。

自己評価のとおり。

(委員会の評定理由)

「数値日標]

○医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標終了時までに、電送 ○ 入力ツール等をWeb上で公開し、電送化しやすい環境を整備するととも 化率を年平均80%以上とすること。

[評価の視点]

- ○副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずる観点から、企業や医療機関 実績:○ 等からの副作用等情報を用いたデータマイニング手法の導入に向けた取り組 ○ データマイニング手法については、データマイニング手法を組み込ん みが着実に進められ、その結果、中期目標期間終了時までに安全対策業務に 導入され、適宜公表されているか。 (具体的取り組み)
  - 16~17年度に研究を実施
  - 18年度に手法の確立

○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワー クの構築に向けた取り組みが着実に進められているか。

また、ネットワーク医療機関にとってメリットのある副作用情報等の提供 が行われているか。

だ安全対策業務プロセス全般をサポートする業務支援システムの開発が 終了した。

これにより、欧米主要国と同等のレベルで、医薬品副作用報告から、 安全性に関する懸念(シグナル)をより早期に網羅的に把握することが 可能となり、迅速・的確な安全対策措置の実施や安全性情報の早期提供 など、今後の安全対策業務の充実を図る基盤の一つが整備された。(業務 実績 P.65上段○参照)

充がん剤併用療法実態把握調査 (22療法) は、すべての症例追跡を終 えた後、追加解析の後、報告書の作成を終了した。(業務実績P.65中段 ①参照)

拠点医療機関ネットワークの構築については、複数の医療機関の協力 を得て特定医薬品の特定副作用の頻度やその他詳細な情報を収集、分析 し、副作用情報の解析精度を高める仕組みを作るという点では一定の成 果を得た。これを市販後安全対策に本格的に活用するためには、参加す る医療機関の機能や診療領域を多様化するとともに、医療機関数も多く する必要があるが、これを実現するには莫大な経費及び人員を要すると 判断された。

一方、拠点医療機関ネットワークの構築のための調査を行う過程で 電子カルテやレセプト情報に類似したDPCデータ(診断群分類包括評 価の対象病院が厚生労働省に提出する診療内容に関する情報)などの電 子データの試行的な解析により、既存の電子診療情報データの活用で、 本事業の目的である特定医薬品の特定副作用の詳細情報の収集、分析が 臨機応変に実施できる可能性が強く示唆された。電子診療情報の市販後 安全対策への活用については、薬害肝炎事件の検証及び再発防止のため の医薬品行政のあり方検討委員会の中間取りまとめにおいても指摘され

したがって、一定の成果を収めた拠点医療機関ネットワーク構築事業 を発展的に解消し、第二期中期計画においては、電子診療情報の市販後 安全対策への活用に取り組むこととする。(業務実績P.65中段②参照)

○医薬品の副作用・感染症等情報について、電送化率目標達成に向けた取り組 | 実績:○ みが講じられ着実に進展しているか。

- (具体的取り組み)
- 電送しやすい環境の整備
- ・電送化率年平均80%以上(中期目標期間終了時)

○医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告についての情報処理が、厚生 実績:○ 労働省とオンラインにより行われるよう取組みが辯じられているか。

0 平成20年度の通年実績で92.3%の電送化率を達成し、中期計画の目標 達成に向け着実に進展させることができた。(業務実績P.65下段〇及び 表【副作用等報告のインターネットを介した電送化の状況】参照)

○ 医療機関、薬局等から厚生労働省へのインターネットを使用したオン ラインの共有化について厚生労働省と協力しつつ検討を行った。(業務実 續 P.65最下段○参照)

医薬品医療機器総合機構	•		
中 期 目 標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化	(3)情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を 達成するためにとるべき措置	(3)情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を 達成するためにとるべき措置	
エ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、 企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者へ	エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の		
企業へのシイートハック情報の利用拡大及の思るへの適正使用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安全性情報提供体制を確立すること。	確立 く企業へのフィードバック> ・企業における危機管理体制の充実に資するため、 中期目標期間終了時までに医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち 自社製品に係る情報にアクセスできるシステムを構 築する。	確立 <企業の安全対策の充実の支援> ・企業における危機管理体制の充実に資するため、 医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬 品の副作用情報等のうち、自社製品に係る情報にア クセスできるシステム (ラインリストによる公開) により、報告受理後概ね6ヶ月での公表を継続する。	○ 平成17年度から開始している副作用報告及び不具合報告のラインリストの公表について、引き続き実施した。平成20年度末までに、副作用報告26,785件(累計110,879件)及び不具合報告8,179件(累計42,405件)を公表し、報告受理後概ね6ヶ月で公表を行った。
	・また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。	・また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。	○ 左記①、②及び③について、企業からの各種相談に対応する相談 業務を行うとともに、以下の取り組みを行った。なお、企業との
	②。 ①市販直後の調査や拠点病院等における市阪後の情報を活用し、重篤な副作用の発生予防、早期発見、 重篤化を防止する対策について、企業に対する相	① 市販直後の調査や拠点病院等における市販後 の情報を活用し、重篤な副作用の発生予防、 早期発見、重篤化を防止する対策について、	面談の回数は、医薬品569回、医療機器283回及び医療安全172回の計1,014回であった。いずれの案件も適切に迅速に対応した。
	数業務を実施する。 ②医薬品・医療機器の添付文書や患者用説明文書の 作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談につい	企業に対する相談業務を実施する。 ② 医薬品・医療機器の添付文書や患者向医薬品 ガイドの作成・改訂を企業が自主的に行う際	(1) 市販直後調査に係る副作用報告を受けた場合には、企業面談を 行うとともに、必要な調査指示等を行った。
	て迅速に対応する。 ③企業の市販後製品に係る危機管理計画に対し、審 査等業務担当及び安全対策業務担当が共同して、 助言を行う。	の相談について迅速に対応する。 ③ 企業の市販後製品に係る危機管理計画に対し、 審査等業務担当と安全対策業務担当が共同し て、助雷を行う。	(2) 患者向医薬品ガイドの作成支援のため、125件の企業からの照会 に適宜応じた。
	④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が 用いられることを目的とした製品改善や製品開発 について分析し、相談業務及び審査等業務に還元 する。	④ 医療現場において、より安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした製品改善や製品開発について、ヒヤリ・ハット情報等に基づき分析し、その結果を企業へ提供するとともに、相談業務や審査等業務に利用する。	○ 財団法人日本医療機能評価機構が収集したヒヤリ・ハット事例 について、医薬品・医療機器が有する特性を踏まえつつ専門的な 評価及び対策の検討を行うとともに、インターネットで情報提供 を行っている。
	⑤このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報等の分析等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。	⑤ このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報等の分析等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。	○ PMDAでのヒヤリ・ハット情報等の分析のため、19名の専門委員の委嘱を行い、平成20年度は2回、医薬品関連事例及び医療機器関連事例に関する事例検討会を開催し、医薬品関係276件及び医療機器関係343件の評価を行なった。また、相談業務については、事故防止のための医薬品の名称・包装・表示などの相談及び医療機
			器の適正使用対策等の医療安全相談として、上述の通り、172回の 企業又は業界団体との相談を実施した。
	<医療関係者へのフィードバック> ・医療関係者向けの情報提供について以下の措置を 講じる。	〈医薬品・医療機器の安全性情報の提供〉 ・インターネット等を利用し、医薬品・医療機器の 安全性情報を医療関係者をはじめ、広く国民に提供 するため以下の措置を辞じる。	
	①医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。	① 医薬品の副作用及び医療機器の不具合報告の ラインリストによる公開を行い、報告受理後 概ね6ヶ月での公表を継続する。	○ 副作用報告及び不具合報告のラインリストの公表を引き続き行い、副作用報告26,785件(累計110,879件)及び不具合報告8,179件(累計42,405件)を公表し、報告受理後概ね6ヶ月で公表を行った。
	②医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示 文書のWebへの掲載までを2日以内に行う体制 を、平成16年度中に整備する。	② 医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該 指示文書のWebへの掲載までを2日以内に 行う。	○ 引き続き、2日以内のWeb掲載を達成した。
	③医療用医薬品の添付文書の改訂情報等についてインターネットで提供するとともに、平成18年度までに希望する医療関係者には、メールで当該情報を提供するシステムを整備する。	③ 医療用医薬品の添付文書の改訂情報等についてインターネットで提供する。プッシュ型メールで提供する医療用医薬品の添付文書の改訂情報等について、利用促進や提供先の拡大を図る。	○ 医療用医薬品の添付文書の情報については、平成21年3月現在 インターネット上で13,287件の提供を行った。また、添付文書の 改訂情報やクラス1回収情報等の安全性情報を希望する医療関係 者に対してメールで提供する「医薬品医療機器情報配信サービス」 については、平成21年3月末までに、20,707件の配信先が登録さ れた。
	· ·		

		E 1	.ost				1 .			
<del>+</del>	捌	目 村	架		中期計画	平成20年度計画		平 成 20 年	度の業務	の 実 績
								【プッシュ	メール登録数の推移	[ ]
								平成18年度末まで	平成19年度末まで	平成20年度末まで
							登録数	6,762件	11,965件	20,707件
							配信数	93件	87件	107件 、
							;	※)配信数は、各年	度における累計。	
					①医療用医薬品の添付文書情報について、階層的に、より詳細な情報にアクセスできるシステムのあり方について厚生労働省が検討した結果を踏まえ、企業が作成した階層化情報の提供を平成18年度までに開始する。	④ 医療用医薬品の添付文書情報について、厚生 労働省が検討した結果を踏まえ、階層的により 詳細な情報にアクセスできるシステムを強化す る。	等の「 医療用	所医薬品添付文書作 症例の概要」を「特 医薬品添付文書情報 クを実施し、添付文	製拠症例」としてリ しと「重篤副作用疾患	別対応マニュアル」
·	-			•	⑤患者に対する服薬指導に使用できる情報の提供の 充実を図る。	⑤ 添付文書に警告欄があり患者に特に注意喚起すべき新医薬品については、患者向医薬品ガイドの作成を支援するとともに、インターネットでの情報提供を行う。	〇 イン 294成分	/ターネットで患者店分(累計1,598品目)	医薬品ガイドの充乳を公開した。	其を図り、327品目
		ŕ				⑧ 医療機器の添付文書情報のインターネットでの提供について充実を図る。		17年7月から医療様 ができるよう運用を した。		をインターネット上 3月現在で、8,164件
						•		【医療機器添付文	書情報累計数前年 度	[対比表]
								平成18年度末まで	平成19年度末まで	平成20年度末まで
•							登録数	3,995件	5, 462件	8,164件
	-					⑦ 医療関係者に有用なヒヤリ・ハット情報に加え、医療安全情報の発信を、適切に行う。	医療安			結果に基づき、PMDA 供ホームページ上に6
		•	-			⑧ 一般用医薬品の添付文書情報のインターネットでの提供の充実を図る。	程度にする専環境の	応じた情報提供及び 門家の資質確保、通	ド相談体制の整備、 通切な情報提供又は ・一般用医薬品の添	用医薬品のリスクの 医薬品の販売に従事 相談に応えるための 付文書のホームペー 8,356件を掲載した。
						③ 体外診断用医薬品の添付文書情報のインターネットでの提供を開始する。	協力し	診断用医薬品の添作 平成20年11月にホー で2,237件を掲載し;	ムページへの掲載を	ついて、業界団体と を開始、平成21年3月
				-		⑩ 医薬品医療機器情報提供ホームページの活用 方法について説明会を開催し、医療関係者等に 周知を行う。	薬品情	日本薬剤師研修セン 報〜副作用早期発り 京都、札幌、福岡、	Lをめざして~」と	適正使用のための医 いうテーマで全国 4 §会を開催した。
						① 医療関係者がより一層安全性情報を入手し易くなるよう、そのための提供手段について検討を行う。	たなコ	ブアンケートを行い ンテンツとして、ィ ようシステムの改善	ンタビューフォー	ーズ把握に努め、新 ムや剤型写真が掲載

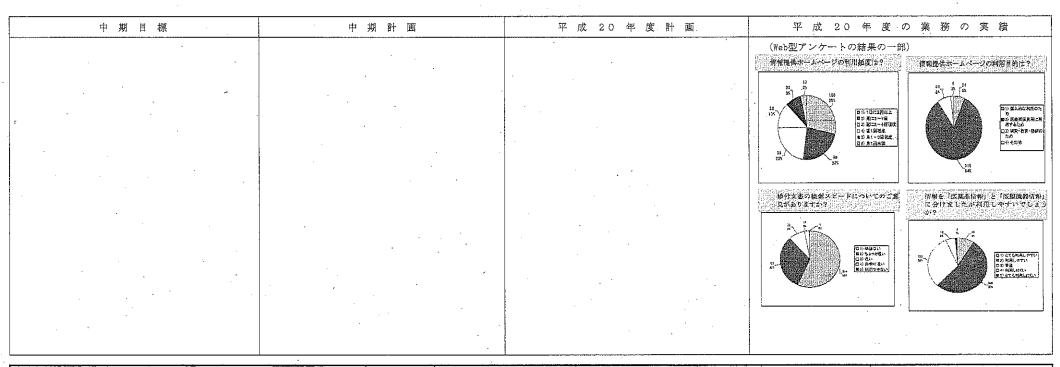
評価の視点等 【評価項目17 企業、医療関係者への安全性情報の提供】 自己評定 評 定 (理由及び特記事項) (委員会の評定理由) ○ 企業の安全対策の充実の支援については、副作用報告及び不具合報告 企業への情報提供としては、副作用等のラインリストの公表を行っているが、 のラインリストの公表を引き続き行うとともに、収集されたヒヤリ・ハ 分かりやすくてよい。企業からの各種相談も、医薬品、医療機器、医療安全す ット情報などの分析結果に基づき、PMDA医療安全情報を独自に作成し医 べてにおいて前年度よりも増加している。 薬品医療機器情報提供ホームページ上に情報掲載を行った。 医療関係者への情報提供としては、医薬品医療機器情報発信サービス(プッ また、「医薬品医療機器情報配信サービス」の広報を積極的に行い、 シュメール)の利用促進を行っており、配信先登録数が前年度に比べて1.7 登録者数を増加させるにいたっており、評価の視点に対して、十分対応 倍の8,742件増加していることから、着実に実施されており、目標を上 した実績となっていると考える。 回っていると評価する。 (各委員の評定理由) 「数値目標] 企業への情報提供件数は、医薬品、医療機器、医療安全ともに前年度に比べ 〇副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等について、報告受理後 〇 平成20年3月21日に平成19年9月末までになされた医薬品の副作用報 て増加。配信登録数も前年度比8,742件増加。 概ね6ヶ月での公表を目指すこと。 告及び医療機器の不具合報告について公表し、以後、継続的に、報告受 プッシュメールなどを利用して、すみやかに安全性情報を提供している。 理後6ヶ月での公開を行った。 全て(医薬品、医療機器、医療安全)において、企業等への情報提供は増加 しており評価する。 〇医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示文書のW e b への掲載まで 🔘 医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示文書のW e b への掲 計画上必要とされる業務を実施したと認められる。 を引き続き2日以内に行うこと。 載までを計画通り、2日以内に行った。 努力していると思う。 副作用のラインリスト公表はわかりやすくてよい。安全対策業務に関する企 業の相談対応は増加傾向にあるのでよいと思うが、その具体的な内容について も示されたい。 ○医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち 実施:○ 自社製品に係る情報に企業からアクセスできるシステムの構築が図られてい〇 副作用・不具合が疑われる症例に関するラインリストの公表を平成17 (その他意見) 年度より開始しているが、平成20年度末までに、副作用報告26,785件(累 医療関係者等へのプッシュメール等まだ増大の余地が大いにあるのではない 計110,879件)及び不具合報告8,179件(累計42,405件)を公表し、報告 かと思われるため、より一層の努力を要望する。又、副作用の一報から機構内 受理後概ね6ヶ月で公表を行った。(業務実績P67最上段〇参照) での検討期間の短縮を要望する。 ○中期計画に掲げる企業に対する相談・助言事業が適切に実施されているか。 実施:〇 ○ 企業に対する相談・助言に関し、面会申込票等をホームページに掲載 するとともに、相談・助言業務をより適切に実施するため、面会記録概 要を作成し、機構内部において面会当事者以外の者にも助言内容に問題 がないか確認することとした。なお、計1,014回の面談を実施し、いず れの案件も適切に迅速に対応した。(業務実績 P 67上段 〇(1)、(2) 参照) ○中期計画に掲げられた医療関係者への情報提供事業が適切に実施されている 実施:○ 702 ○ 平成21年3月現在、インターネットトで医療用医薬品の添付文書につ いては13,287件、医療機器の添付文書については8,164件、一般用医薬品 の添付文書については8,356件の情報提供を行うとともに、新たに体外診 断用医薬品の添付文書の公開を開始し、2,237件の掲載を行った。また、 添付文書の改訂情報やクラス1回収情報等の安全性情報を希望する医療 関係者に対してメールで提供する「医薬品医療機器情報配信サービス」 への登録について引き続き働きかけを行い、平成21年3月末までに、20, 707件(昨年度の登録数と比較して1.7倍)の配信先が登録された。 (業務実績P67最下段○及びP68最上段表「プッシュメール登録数の推移」等) ○ 医療用医薬品の添付文書情報及び使用上の注意のうち重要な副作用等 の「症例の概要」を「根拠症例」としてリンクを張るとともに、医療用 医薬品の添付文書情報及び「重篤副作用疾患別対応マニュアル」のリン クを実施し、添付文書情報の利便性を向上させた。また、情報提供ホームペーシの活用方法等について、東京及び大阪にて説明会を行い、合計3 50名以上の参加があったとともに、他の研修会・学会でも説明を実施し

た。この様な努力により、アクセス件数は、平成19年度の5.0億回から、

平成20年度では6.4億回に増加した。 (業務実績P68一番目〇参照)

#### 中期目標 中期計画 平成20年度計画 平成 20 年度の業務の実績 ((3)情報管理及び危機管理体制の強化 ((3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を 「(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を 達成するためにとるべき措置 達成するためにとるべき措置 エ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、 エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の エ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の 企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者へ 確立 の適正使用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安 全性情報提供体制を確立すること。 <患者への情報提供> <一般消費者・患者への情報提供> 上記に加え、一般消費者・患者に対して、次の事業 を実施する。 ・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよ ・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよ ① 消費者くすり相談については、引き続き、昼休み時間を含めた う、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者か う、後発医薬品を含めた医薬品・医療機器に関する 相談業務を実施した。 らの相談業務を実施する。 一般消費者や患者、医療関係者等からの相談業務を 実施する。 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 誰話件数 7,741件 8,459件 8,696件 8.479件 (30.0件/日) (34.5件/日) (35,5件/日) (34.9件/日) 相談件数 10.505件 11.696件 12、4774牛 12.533件 (43.4件/日) (47,7件/日) (50,9件/日) (51,6件/日) ② 消費者医療機器相談については、引き続き、昼休みを含めた相 談サービスを実施した。 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 電話件数 166件 376件 639件 1 (1.0件/日) (1,5件/日) (2.3件/日) (2.6件/日) 相談件数 323件 581件 824件 902件 (1.9件/日) (2.4件/日) (3.4件/日) (3:7件/日) ③ 消費者や医療関係者から後発医薬品の相談を平成19年5月より 開始。平成20年度は143件の相談を受けた。 ④ 相談業務の改善に向けて、業界団体等の医薬品・医療機器の相 談業務関係者との情報交換会を開催し、情報収集に努めた。 ・また、厚生労働省における検討結果を踏まえ、平 ・自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬 「患者向医薬品ガイド」の医薬品医療機器情報提供ホームペー 0 成18年度までに企業が作成する以下の情報をイン 品や重篤な副作用が発生するおそれがあり、患者の ジへの掲載を引き続き行い、平成21年3月末までに、294成分、 1,958品目の公表を行った。また、重篤副作用疾患別対応マニュアルについて、13疾患(累計38疾患)の掲載を行った。 ターネットで提供する業務を開始する。 自覚症状の発見等が副作用の早期発見に不可欠であ 自己注射薬など患者が自宅で使用する医療用医薬 る医薬品等について、発現の可能性が高い既知の重 品や重篤な副作用が発生するおそれがあり、患者の 篇な副作用の初期症状等をまとめた自己点検表を含 自覚症状の発見等が副作用の早期発見に不可欠であ め、企業が作成する患者がわかりやすい説明文書(患 る医薬品等について、患者に対し、患者向けの説明 者向医薬品ガイド)のインターネットでの提供の充 文書を提供するとともに、発現の可能性が高い既知 の重篤な副作用の初期症状等をまとめた自己点検表 寒を図る。 を提供する。 ・平成18年度から開始した「重篤副作用疾患別対 応マニュアル」の医薬品医療機器情報提供ホームペ ージへの掲載について、掲載数の拡充を図る。

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平成 20 年度の業務の実績
			医療用医藥品添付文書と患者向医薬品ガイド
			医疫用医薬品流付文者
	•		・専門用語で記載 高校生程度の者が理解できる用語を使用
			・副作用を縁継的に記載・・並大な副作用の自覚症状や部位ことの副作用を記載
			・医師・薬剤師が注意すべき事項について記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			医師・薬剤師等 患者・その変版
			医薬品の正確かつ総合的
			通正な医薬品の使用に必 飲み方、保管方法等の薬の通正 変な情報を入手 では用方法に関する情報が入手 である。
	<情報提供の内容及びその質の向上> ・個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務及び審	<情報提供の内容及びその質の向上> ・個人情報に配慮した健康被害救済給付業務及び審	【教済部門との連携】
	電学業務との連携を通じ、承認から教済まで一貫し た安全性の評価を実施する。	査等業務との連携方法についての具体的な方法について逐次見慮し、検討を行うとともに、その方法に	① 支給決定事例及び不支給決定事例における医薬品名や副作用名 等に関する情報の提供を受け、救済請求において見られた不適正 使用の事例などをもとに、不適正使用による健康被害を低減する
		従い、承認から救済まで一貫した安全性の評価を実施する。	ため、健康被害救済部と安全部との間での情報の共有に引き続き 努めた。
			【審査部門との連携】 ② 審査部門・安全部門から、リスクマネジメントの試行、検討を
			行うメンバーを選定し、14回打ち合せを行った。製造販売後調査     等基本計画書のレビュー、承認条件として実施された調査等のレー
·			ビューを新医薬品の一部の部門において試行を行った。21年4月 以降のリスクマネージャーを含めた業務体制を確定した。また、
			リスクマネジメントに関する研修を実施した。 ③ 新医薬品の専門協議に46回参加した。また、専門協議資料等の
			新医薬品の情報について集中的に収集・管理に努めた。
			④ サリドマイドの安全監視等の26品目について審査担当者と共同して面会を行い、市販後安全対策について助言を行った。
	・情報提供業務の向上に資するため、一般消費者、	・情報提供業務の向上に資するため、医薬品医療機	① 平成20年度には、機構の医薬品医療機器情報提供ホームページ
	医療関係者に対して提供した情報について平成18 年度までに調査を行い、情報の受け手のニーズや満 足度等を分析し、情報提供業務の改善に反映する。	器情報提供ホームページにおいて、一般消費者、医 療関係者等利用者の意向調査を実施し、業務に反映	に約6.4億回のアクセスがあることを確認し(平成19年度は約5.0 億回)、その掲載内容及び情報量について、月毎に状況把握を実
	AC及守を刀削し、旧報医供来伤が以替に反映する。	させる。	施した。 ② 情報の受け手のニーズや満足度の分析を行うことを目的とし
			て、Web型アンケートを実施し、その意見を踏まえ、医薬品医療 機器情報提供ホームページの利用者に対する利便性の向上を図っ
			た。
<u>,</u>	<u>.</u>		<u> </u>



評価の視点等 【評価項目18 患者、一般消費者への安全性情報の提供】 自己評定 評 定 Α Α (委員会の評定理由) (理由及び特記事項) くすり・医療機器相談については、くすり相談は12,533件、医療機 ○ くすり相談・医療機器相談業務に関して、さらに後発医薬品に関する 電話相談業務を開始するとともに、情報の受け手のニーズや満足度の分 器相談は902件と年々増加し、浸透してきていることに加え、アンケート 析を行い、さらに利用者の利便性を向上させる為、アンケートその意見 意見を踏まえ、ホームページの改修を行うなど利便性向上の努力を続けてい を踏まえ、医薬品医療機器情報提供ホームページの改修を実施した。 ることから、目標を上回っていると評価する。 また、被害救済業務及び審査等業務との連携についても、救済部門が その他としては「患者向医薬品ガイド」をホームページで公表しており、 らの情報をもとに添付文書の改訂を行うなどの安全対策に活かした取組 平成21年度末現在で1,958品目が掲載されている。 なお、アンケートについては、その結果をどのように情報提供に反映させ みが図られており、評価の視点に対して、十分対応した実績となってい たか明示していくことが望まれる。 ると考える。 (各委員の評定理由) くすり相談の実績は12,533件で、1,958品目をホームページ上 「数値目標] の「患者向医薬品ガイド」に掲載。 ○特になし 患者向医薬品ガイドを公表し、安全性情報の提供に努力している。 満足度調査、相談件数 (12,533件(くすり)、医療機器902件)、ホームページでの「患者向医薬品ガイド」を評価。 [評価の視点] 計画上必要とされる業務を実施したと認められる。 ○中期計画に掲げられた医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相 実績:○ 一般消費者や患者が医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう 談業務が適切に実施されているか。  $\circ$ にするため、一般消費者や患者等を対象としたくすり相談業務及び消費 (その他意見) 者医療機器相談業務を引き続き実施し、くすり相談では12,533件(前年度 情報に関する努力は更に必要。時に外国における情報の和訳(未承認薬だ 12,477件)、医療機器相談では902件(前年度824件)の相談を受けた。 けでなく)。複合投薬(別の医療機関)過剰投薬についての情報。又、増加す また、平成19年5月より消費者や医療関係者からの後発医薬品の相談 る外国籍利用者に対して情報を配るべきと思われる。 ホームページでの情報提供については評価できるが、患者、一般消費者か を開始し、本年度は143件(前年度122件)の相談を受けた。 らの評価について調査はされているか。またそういった評価を情報提供に反 (業務実績 P70①~④参照) 映させる仕組みや具体的な活動についても明示されたい。(Webアンケー トの結果どう反映させているか)

〇企業が作成する患者向けの説明文書や発現の可能性が高い既知の重篤な副作 実績:〇 用の初期症状等をまとめた自己点検表がインターネットを活用して提供され○ 患者向けの情報提供を充実させるため、「患者向医薬品ガイドの作成要 ているか。

領」(平成17年6月30日、厚生労働省医薬食品局長通知) 等に従い、「患 着向医薬品ガイド」の作成支援を実施し、平成21年3月末までに、294成分、1958品目の公表を行った。また、重篤副作用疾患別対応マニュアル について、13疾患の掲載を行った(累計38疾患)。 (業務実績P68下段〇参照)

○個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務及び審査等業務との連携を通じ、 | 実績:○ 承認から救済まで一貫した安全性の評価の実施へ向けた取組みが講じられて 〇 審査部門との連携については、審査部門・安全部門から、リスクマネ いるか。

ジメントの試行、検討を行うメンバーを選定し、打ち合わせを行い、製 造販売後調査等基本計画書のレビュー、承認条件として実施された調査 等のレビューを新医薬品の一部の部門において試行を行った。また、リ スクマネジメントに関する研修を実施した。新医薬品の専門協議に参加 し、資料等の新医薬品の情報について集中的に収集・管理に努めるとと もに、26品目の新医薬品について審査担当者と共同して面会を行い、市 販後安全対策について助言を行った。

また、救済部門との連携については、支給決定事例及び不支給決定事 例における医薬品名や副作用名等に関する情報につき、健康被害救済部 と安全部との間での情報の共有に努めた。

これらの取り組みにより、承認から救済まで一貫した安全性の評価が できる体制が整った。

(業務実績P69中段①~④参照)

○一般消費者や医療関係者に対して提供した情報について平成19年度までに 実績:○ 調査し、情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善へ 〇 情報提供業務の向上に資するため、ホームページ上の掲載内容へのア 向けた取組みが講じられているか。

- クセス状況の確認を行ったところ、平成20年度は、約6.4億回(平成19年度は約5.0億回)のアクセスがあることを確認した。また、情報の受け手 のニーズや満足度の分析を目的として、Web型アンケートを実施し、検索 スピードや掲載方法に関して概ね良好との意見を受けた。さらに、以下 の取組みを実施した。(業務実績P69下段①、②及びP70参照)
- ・ PMDAの医薬品医療機器情報提供ホームページの掲載内容、情報量に ついて、月毎に状況把握を実施。
- 利用者の更なる利便性の向上のため、医薬品医療機器情報提供ホー ムページの改修を実施。

中期目標	中期計画	平成 20 年度計画	平 成 20	年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり	等の実績は、決算報告を	、収支計画及び資金計画に基づく予算執行 野及び財務諸表のとおりである。
通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	2 収支計画 別紙2のとおり	2 収支計画 別紙2のとおり	見込みを上回ったこと:	て、特定救済給付金の和解後請求件数等が から、年度計画予算等を二度にわたり変更
本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、	3 資金計画 別紙3のとおり	3 資金計画 別紙3のとおり	し届け出た。	
当該予算による運営を行うこと。	第4 短期借入額の限度額	第4 短期借入額の限度額	○短期借入金 なし	
	(1)借入限度額	(1) 借入限度額		
	2 3 億円	2 3 億円		
	(2) 短期借入れが想定される理由	(2) 短期借り入れが想定される理由		
	ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入 等による資金の不足	れの遅延 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの 等による資金の不足	遅延	
•	イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給	イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給		
	ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	ウ その他不測の事態により生じた資金の不足		1.
	第5 重要な財産を職渡し、又は担保に供しよるときは、その計画なし	まうとす 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようるときは、その計画なし	とす ○重要な財産の譲渡等 7	
	第6 剰余金の使途	第6 剰余金の使途	○剰余金の使途	•
	審査等勘定において、以下に充てることがて ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定につい 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平 生法律第192号)第31条第4項の規定に 残余の額は積立金として整理する。	・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 なお、副作用教済勘定、感染救済勘定について で成14 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成	付勘定については、独立7 第5項及び同法附則第15 では、 ることとしている。 114	副作用救済勘定、感染救済勘定、受託・貸 行政法人医薬品医療機器総合機構法第 31 条 条第 5 項の規定により積立金として整理す
評価の視点等 【評価項目19 予算、収支計画及び資	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	S S	定 A	
1個ペンペーサーに対して 1年、水人に関及し間	THE PETAL	, y	AL . A	

# 予算、収支計画及び資金計画】

(委員会の評定理由)

法人全体の収益としては、見込み1.3億円を上回る16.7億円を計上し たが、利益要因の多くが救済給付金が見込みを下まわったことによるものであ り、自助努力によるものは大きくはない。しかし、「随意契約見直し計画」を 着実に実施するなどにより、一般管理費、事業費ともに平成20年度の削減目 標を大きく上回る削減を達成していることを評価する。

#### (各委員の評定理由)

一般管理費と事業費ともに目標を上回る実績を達成し、法人全体の収益とし ては、見込み1、3億円を大きく上回る16、7億円を計上した。 利益が多く出た理由が救済給付金が少なかったことによる部分が多く、自助

努力が多くの理由とは思われないのでSではなくA評価としたい。

法人全体の当期純利益16.7億円は、副作用救済静定及び感染救済静定から発生している当期純利益17.1億円が主たるものであり、これを除くと赤 字である。責任準備金の繰入が費用計上されていることから、拠出金の及び責 任準備金算定方法を決定した際の前提条件等を踏まえ、収支相償とならずに当 該黒字が生じた原因を詳細に分析する必要がある。

### [数値目標] 〇特になし

[評価の視点]

○予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績との間に 実績:○ 差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合理的なもので 〇 年度予算と実績との差異に係る主な理由について、勘定別では次のと あるか。

(理由及び特記事項)

0 「効率的かつ機動的な業務運営」及び「業務運営の効率化に伴う経費 節減」を達成すべく、一般管理費及び事業費の経費削減計画を織り込ん だ予算を作成しており、更にその執行にあたっては、「随意契約見直し計 画」を着実に実施するなど、20年度の削減目標を上回る経費削減を達 成することができた。(入札化による削減効果: 2.4 億円)

○ その結果、法人全体として16.7億円の利益を計上することができ、 平成20年度収支計画で見込んでいた利益(1.3億円)を大幅に上回 ることができた。

おりであり、差額発生に係る主な要因は、全て合理的な理由に基づいた

ものとなっている。また、収支計画、資金計画の差異についても、予算 を基に収支計画及び資金計画を作成しているため、年度予算と実績との 差異がそのまま反映されたものとなっている。

- ・ 副作用救済勘定の業務経費において、救済給付金の不用が生じている 要因は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。
- 感染救済勘定の業務経費において、救済給付金の不用が生じている要因は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。
- ・ 審査等勘定の収入のうち、手数料収入の主な減収要因は、新薬の治験 相談申込み件数及びGMP/QMSに係る更新調査申請件数が当初見込 みを下回ったこと等によるものである。
- 審査等勘定の支出のうち、業務経費の中の審査等事業費の不用は、システム関係における調達コストの削減及びGMP海外実地調査等で比較的近距離(中国、韓国、インド)の調査が多かったこと等による旅費の執行減等によるものであり、他方、安全対策等事業費の不用は、システム関係における調達コストの削減等によるものである。また、一般管理費の中の人件費の不用は、予定していた増員の確保に至らなかったこと等によるものである。
- 特定教済勘定の業務経費において、事務庁費の不用が生じている要因は、相談電話フリーダイヤル経費について、相談件数の減少に伴い、回 線数を順次縮小していったことによるものである。
- 受託・貸付勘定の受託業務収入の減少は、支出と連動したものであり、 健康管理手当等給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。
- ・ 受託給付勘定の受託業務収入の減少も支出と連動しており、特別手当 等給付金、調査研究事業費の支給人員が見込みを下回ったことによるも のである。
- ○利益剰余金が発生している場合には、その発生要因となった業務運営は適切 なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)

#### 実績:〇

- 利益剰余金が発生した勘定は、副作用救済勘定と感染救済勘定の2勘定であった。いずれの勘定の利益剰余金についても、将来の予測を上回る健康被害の発生に備えて、製薬企業等からの拠出を基に救済給付の財源として積み立てているものであることから、収支構造上、発生要因は明らかであり、適正に処理している。
- ・ 拠出金率の算定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 に定める規定に基づき、5年ごとに見直しを行うこととされており、その 際には、責任準備金、給付金の支給額を勘案し、適切に算定を行ってい る。
- 副作用等救済給付金の決定については、厚生労働大臣へ副作用等の因果関係等の判定の申し出を行っており、同大臣は薬事・食品衛生審議会 お問し、その答申を受け、判定しているところである。当機構はその判定結果通知に基づき、給付金の決定を適切に行っている。
- 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性が評価されている か。 当該計画が策定されていない場合未策定の理由の妥当性について検証が 行われているか。 (政・独委評価の視点)

#### 塞緖・€

○ 操起欠損金については、医薬品等の承認審査等に係る業務を実施している審査等制定の審査セグメントにおいて発生しているところである。 発生の理由としては、独法移行時に国から約140の新薬の審査品目(港運省費交付金しか交付されなかったこと、またその処理にも多点にした事業では当費交付金しか交付されなかったこと、またその処理にも多ばの時間を要したため本来の手数料収入の収益化が遅れたこと等が挙げられる。 要したため本来の手数料収入の収益化が遅れたこと等が挙げられる。 要したため本来の手数料収入の収益化が遅れたこと等が挙げられる。 かしながら、滞貨品目も解消されつつあり、また、平成19年度に増量ではより審査体制が強化された際に審査手数料を定用に見合うと2年連続ではより審査体制が強化された際に審査手数料を定りませた。 損益黒字となった。第二期中期計画期間においては、システム最適化による業務の効率化や一般競争入札の促進による経費削減に努めるとなな、次期手数料改定時には手数料体系のあり方の見直しも含め安定的

- ・目標を上回る経費削減が図られた。しかし、特段Sと評価する根拠は見あた ちない。
- ・ 経費削減を見込んだ予算策定とこれに伴う運営は、達成されていると評価されるが、審査セグメントにおける赤字予算設定の結果による損益赤字について 線越欠損金解消との関係で説明が不十分である。
- 審査等勘定は43百万円の赤字となっているが、安全対策等事業に係るシステム改修等を行うことで当初から見込まれていたもので運営上の問題ではないが、財務諸表上は、繰越欠損金の増加と表現されている。
- ・ 運営の効率化努力により収益を上げていることは評価できる。但し、収益が 来年度も上がるとは限らないので、更に努力されることが必要である。

#### (その他意見)

- 専門職といえども対国家公務員指数が高いと思われる。大切な機構であるが、 更なる努力が欲しい。
- ・ 受託・貸付勘定と受託給付勘定は、受託契約が収支基準であることからの損益影響が当期純利益又は当期純損失となるため、損益がその期の状況を示すとは必ずしも言えない結果となる。

□ 以入確保策について検討することにより、できる限り繰越欠損金の削減解消に向けて取り込んでいくこととしている。

□ 当期総利益が発生している場合には、その発生要因となった業務運営は適切なものであるか。(数・独委評価の視点)

□ 当期総利益が発生した勘定は、副作用教済勘定、感染教済勘定及び受託・貸付勘定の3勘定であった。主な要因は、給付金の支給額が見込みを下回ったこと等によるものであり、業務運営については、適切に実施されている。

□ 運営費交付金について、当該年度の未執行率が高い場合その理由と当該業務運営は適切なものであるか。(数・独委評価の視点)

□ 運営費交付金の未執行が生じた理由は、主にGMP 登察において、登察回数が減少したこと等によるものであり、業務運営については、適切に実施されている。

□ 変数を対域のしたこと等によるものであり、業務運営については、適切に実施されている。

□ なお、平成の 全度は PMD A の第一期中期計画の最終年度であるため、独法会計基準に基づき全額収益化していることから運営費交付金債務の期末残高はない。

第7 その他主席を今で定める最適価をは関する事項 近期場合との名言が確認を対しています。 2 作品を再発があるのとのとです。 2 作品を再発があるのとのとのと対しています。 2 作品を再発があるのとのとのと対しています。 3 作名を一般生活を含めています。 3 作名を一般性に関するとない。 3 作名を一般生活を含めています。 3 作名を一般生活を含めています。 3 作名を一般性に関する。 3 作名を一般性に対する。 3 作名を一般性に関する。 3 作品を一般性に関する。 4 作品を一体を一体を一体を一体を一体を一体を一体を一体を一体を一体を一体を一体を一	中期目標	中期計画	平成 20 年度 計画	平成 20 年度の業務の実績
接動態度 2 多数 2 年度 5 今の 全級 2 年度 5 今の 全級 2 年度 5 年度	第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
7 議員の専門他を裏切るために送切な物が開発を表 7 業業分析の同之を図るため、接着等の見数にはして 7 業業分析の同之を図るため、接触を見して 1 選がに対した。 1 選りの資金を作用しているでは、 1 選がに対した 1 選がに対した 1 選がに対した 1 選がに対した 1 選がに対した 2 第4 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項は、次		
類するとともに、混貨の誘病状態を考慮した人等評価を登録を提出できた。大きない。 「現身の整食や動力を発生した。 「の第上を図る」、「現身の整体機会を操手し、現身の整食を発生した。 「の第上を図る」、「で、より相負の素素の向血を図る」、「で、より相負の素素の向血を図る」、「で、より相負の素素の向血を図る」、「で、より相負の素素の向血を図る」、「で、より相負の素素の向血を図る」、「で、より相負の素素の向血を図る」、「は、以の変数的 上につながる人事評価制度を導入し、現身の影響に反した、表現の自動に反した人事評価制度 原理のより、「は、別事の事態に反した、表現の自動に反した、表現の自動に反した、表現の自動に反した。 「は、別事の事態に反した、表現の事態に反した。 「は、別事の事態に反した、表現の自動に反した。 「は、別事の事態に反した。 「は、別事の事態を変した」を対し、ことの意とない。 「は、別事の事態を変した」を必要した。 「は、別事の事態を変した」を必要した。 「は、対象を変した」を必要した。 「は、対象を変した。 「ないました」 「ないまし	(1)人事に関する事項	(1) 人事に関する事項	(1)人事に関する事項	
・	施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評 価を適切に実施すること。また、このような措置等	て系統的に研修の機会を提供し、職員の資質や能力	│ 適切に反映し、職員の意欲を向上させるため、平成 │ 19年4月に導入した新人事評価制度を着実に実施	その結果を昇給や賞与の支給等に適切に反映した。
し、職員の評価・高級速成状況を報酬や昇給・昇格 に適切に反映する。  並え、時間での研修及び外部機関を領域的に信用し、 なた、最大会を付け、技能の自上を図るため、引き機を、 なたが、写成、9 年度に條個した領研修が異ならめ、引き機を、 なたが、1 一般の自上の要素を関すると、引き機を を実施した。 (2) 国内外の大学・認外の深麗品規制当局等への派遣可修を突 変施した。 (3) 国内外の大学・認外の深麗品規制当局等への派遣可修を突 変施した。 (4) 事務系職員も対象に異する基礎知識の習得を目的とした研修を利用が修り一環として実施した。 (5) 個人所審機関に関する基礎知識の習得を目的とした研修を を考して、業者被否可能なりに基立ではなった場面ではなった場面ではなった場面ではなった場面ではなった場面ではなった場面ではなった場面ではなった場面ではなった。 (5) 人事語係の研修9回に13名を参加させた。 (7) その他、次会部研修ったりの対験(1031に、平成の等1月、 及び「中央の等)をとして実施した。 (6) 人事語係の研修9回に13名を参加させた。 (7) その他、次会部研修ったのか対験(1031に、平成の等1月、 及び「中央の等)月、下央の等1月、 及び「中央の等)月、下央の等1月、 及び「中央の等)月、下央の等1月、 及び「中央の等)月、原央を開発を できる。 (6) 人事語係の研修9回に13名を参加させた。 (7) その他、次会部研修ったのか対象(1031に、平成の等1月、 及び「中央の等)月、原央を関係を が変えて対した。 第次記述を 「中央の等)月、原央を関係であた。 (6) 人事語係の研修9回に13名を参加させた。 (7) その他、次会部研修ったのか対象性の関係を できる。 (7) その他、次会部研修ったのか対象性の関係を 関係率と対象とした財務研修、整査研修(平成の年1月)に職員を指定した。 ② 条部における学会等の参加状況を把握するため、 4 年期ごと でなり用語をも行う。  ・ 職員の専門性や業務の継続性を確保するため、  正な人事配置を行う。  ・ 職員の専門性や業務の継続性を確保するため、  正な人事配置を行う。  ・ 職員の専門性や業務の継続性を確保するため、  運動の配配に当たっては、健員の処理・経験に配慮するほか、  企業上の問題や実際上の特別な理由の発動を				研修を実施した。 - 19'年度末評価研修 参加者49名 (3回)   ※19'年度末研修は、上記のほか20年3月においても実施 した。 参加者158名 (6回)
施し、51名の職員を売進した。  (3) 国内外の規制当房担当者、企業や大学などの専門家を採師 に招き、技術的事質に関する可能を16回実施した。  (4) 事務系職員も対象に薬事に関する基礎知識の習得を目的と した研修を専門研修の一環として実施した。  (5) 個人情報保護に関する基礎知識の習得を目的と した研修を専門研修の一環として実施した。  (5) 個人情報保護に関する基礎知識の習得を等から講顾を招き、それぞれの立場から機構に対する要望等について話を何う研修を1回に13名を参加させた。  (6) 人事関係の研修9回に13名を参加させた。  (6) 人事関係の研修9回に13名を参加させた。  (7) その他、英会話研修(下成20年4月,又近10月) 施設更学 (医薬品) 機関連施設 7 力所、医疾機器問連施設な力所、医疾機器のすが、を実施した。  (5) 関連施設 7 力所、医疾機器制造施設な力所、医疾機器のすが、を実施した。事務条職員支が変をした財務研修、整金研修(平成20年4月,及び10月) 加速見を呼吸 (国際 11月) に職員を派遣した。  (5) 本部における学会等の参加状況を把握するため、4 半期ごとに状況確認を行った。  (6) 本部における学会等の参加状況を把握するため、4 半期ごとに状況確認を行った。  (7) を部における学会等の参加状況を把握するため、4 半期ごとに大郷職題を行った。  (8) 本部における学会等の参加状況を把握するため、4 半期ごとに大郷職題を行った。  (9) 本語における学会等の参加状況を把握するため、6 正な人事配置を行う。		し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格	まえ、内部での研修及び外部機関を積極的に活用し、 業務等の目標に応じて系統的な研修の機会を提供す るため、平成19年度に整備した新研修体系に基づ	々の職員の資質や能力に応じた研修の充実に努めた。また、新たな知見を身に付け、技能の向上を図るため、引き続き、研修委員会で了承された年間計画等に従い、特別研修等の各種研修を実施した。 (1) 新任者研修及び専門研修を年2回(平成20年4月及び10月)
に招き、技術的事項に関する基礎知識の習得を目向とした。  (4) 事務系職員も対象に凝事に関する基礎知識の習得を目向とした所够を専門的とした所够を専門的とした所能を可聞として実施した。  (5) 個人情報保護に関する基礎知識の習得を目指十所修を1回行うとともに、凝審被審者団体及び患者団体等から課節を招き、それぞれの立場から機構に対する要望等について話を何う研修を1 回実施。  (6) 人事関係の研修9回に13名を参加させた。  (7) その他、英会話研修のための試験(TOBIC、平成20年5月、及び19月)施設の年1月)、英会話研修(平成20年4月)、英会話研修(平成20年2月)、大会話研修(平成20年2月)、 医療機能分所、医療機能分所、医療機能分所、医療機能分析、医療機能分析、医療機能分析、医療機能分析、医療機能分析、医療機能分析、医療機能分析、企業値した。事務系職員をお客が職業を登場した。  ② 各部における学会等の参加状況を把握するため、4 半期ごとに状況確認を行った (近べ平成21年3月末1,009人)。  「職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適 正な人事配置を行う。  「職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適 企業の記憶に当たっては、職員の知識、経験に記憶するほか、後療上の特別を実施した。それ、現員の知識、経験に記憶するほか、後療上の特別を実施した。それ、現員の知識、経験に記憶するほか、後療上の特別を実施しの特別を理由以外による規則所の異動は、		·		(2) 国内外の大学・海外の医薬品規制当局等への派遣研修を実施し、51名の職員を派遣した。
した研修を専門研修の一類として実施した。  (5) 個人情報保護に関する基礎知識の習得を目指す研修を1回行うとともに、薬害被害者団体及び患者団体等から課節を招き、それぞれの立場から機様に対する要望等について話を伺う研修を1回実施。  (6) 人事関係の研修9回に13名を参加させた。  (7) その他、英会話研修のための試験(TOBIC、平成20年5月、及び平成21年1月)、英会話研修(平成20年8月~平成20年1月)、技法研修(平成20年8月、平成20年1月)、決策場所修(平成20年8月、平成20年1月)、決策場所修(平成20年8月、平成20年1月)、東海系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年1月)に職員を派遣した。  (5) 個人情報保護に関する基礎知識を利き、「では、大き、「のいる」を表現を13名を参加させた。  (6) 人事関係の研修9回に13名を参加させた。  (7) その他、英会話研修のための試験(TOBIC、平成20年5月、及び平成21年1月)、東海民職を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月)に職員を派遣した。  東京教権関連施設4方所、医療機関4方所、を実施した。事務系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月)に職員を派遣した。  (3) 各部における学会等の参加状況を把握するため、4年期ごとに状況確認を行った(延べ平成21年3月末1,009人)。  ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。				(3) 国内外の規制当局担当者、企業や大学などの専門家を講師 に招き、技術的事項に関する研修を16回実施した。
2 とともに、薬毒被害者団体及び患者団体等から講師を招き、 それぞれの立場から機様に対する要望等について話を伺う研修を1 回実施。  (6) 人事関係の研修9回に13名を参加させた。  (7) その他、英会話研修のための試験 (70EIC、平成20年5月、及び平成21年1月)、英会話研修 (平成20年8月~平成20年1月)、 英会話研修 (平成20年4月、及び10月) 施設見学 (医薬品 関連施設 7 カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、医療機関4カ所、企業施した。事務系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月) に職員を派遣した。  ② 各部における学会等の参加状況を把握するため、4 半期ごとに状況確認を行った(近ペ平成21年3月末1,009人)。  ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。  ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。				(4) 事務系職員も対象に薬事に関する基礎知識の習得を目的と した研修を専門研修の一環として実施した。
(7) その他、英会話研修のための試験(TOBIC、平成20年5月、及び平成21年1月)、英会話研修(平成20年8月~平成20年5月、及び平成21年1月)、英会話研修(平成20年4月、及び10月)施設見学(医薬品関連施設7カ所、医療機器関連施設4カ所、医療機器4カ所、)を実施した。、事務ではした。、事務では、監査研修(平成20年11月)に職員を派遣した。 で (本表の20年11月)に職員を派遣した。 ② 各部におりに職員を派遣した。 ② 各部におりに職員を派遣した。 ② 各部におりに職員を派遣した。 ② 本部に関した。 ② 本部に関いて、本の20年13月に職員を派遣した。 で は、大沢確認を行った(延べ平成21年3月末1,009人)。 ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で				うとともに、薬害被害者団体及び患者団体等から講師を招き、 それぞれの立場から機構に対する要望等について話を伺う研
及び平成21年1月)、英会話研修(平成20年8月~平成20年12月)、英会話研修(平成20年8月~平成20年12月)、接過研修(平成20年4月,及び10月)施設見学(医薬品関連施設7カ所、医療機器月車施設4カ所、医療機器月本施設4カ所、を実施した。事務系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月)に職員を実施した。事務系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月)に職員を実施した。事務系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月)に職員を実施した。事務系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月)に職員を実施した。事務系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月)に職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。				(6) 人事関係の研修9回に13名を参加させた。
・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適 正な人事配置を行う。 ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適 正な人事配置を行う。 ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適 正な人事配置を行う。 ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適 正な人事配置を行う。 ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適 を康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、				及び平成21年1月)、英会話研修(平成20年8月〜平成20年12 月)、接遇研修(平成20年4月、及び10月)施設見学(医薬品 関連施設7カ所、医療機器関連施設4カ所、医療機関4カ所、) を実施した。事務系職員を対象とした財務研修、監査研修(平
上な人事配置を行う。				② 各部における学会等の参加状況を把握するため、4半期ごとに状況確認を行った(延べ平成21年3月末1,009人)。
			・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。	健康上の問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、

るため、運動な人質を経験すること。また、物合 素や世別を含めまま具年を行き、20 変を含め入り で表現、 20 変を多から、 20 変を多から、 20 変を多から、 20 変をのよいです。 20 変をあるという。 1 国際のは存属している。 20 変をあるという。 1 国際のは存属している。 20 変をあるという。 20 変をなるをあるという。 20 変をなるをあるという。 20 変をなるをあるという。 20 変をなるをあるとい。 20 変をなるをなるをなるをなるをなるをなるをなるをなるをなるをなるをなるをなるをなるを	•			
京から、遊問な人養色を報告すること。また、熟含 素を製作機能の主意を含作している。数を含きた人 で表しています。なり、一般では、1年度は全体を行うできます。で乗り、 で表しています。なり、現場に当たっては、本機構の中立性等に十分。 の	中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成 20 年度の業務の実績
<ul> <li>※人事に係え器圏 開来の定動発展機能、誘切の152、7%を上 開きる。 期のの推動組動数 平成17年底の企業等途の円滑な施 特別を開発を展するために対象した事態観点数 平成17年底研修開発振展業の野行 接触場本を上が減した。 15年度 一般を発生が過程の変更見まき程度 たて平成31年度を立て消費する予度の 283人のうち、出鉄中時報展開に増 表を手掛がる整理を上のに対象する予度の 283人のうち、出鉄中時報展開に増 費が、全産者が耐から動物を表しませいに対象する手での 283人の方ち、出鉄中時報展開に増 数末の本動物現象 数末の本動物現象 が使き2・中期に対したを力を 283人の分ち、上鉄中時は展開数 (参考2・中期に対したを力を 283人の方ち、上鉄中時は展開した場 があるを書面がつるが組動数 数末の本動物現象 があるととがたい、上の目標では、204年度に対象するとしては 282年度の形を記載度数 (参考2・中期に対したを力をのでは、204年度に対象するとしては 282年度の形を記載度数 (参考2・中期に対したを対象のでは、204年度に対象するとしては 282年度の形を記載度数 (参考2・中期に対したの形を制度を 数末の本動物現象 がたい、上での関係を疑め ただし、上での関係を疑り (参考2・中期に対したを対象のでは、204年度に対象するとしては 202年度 192年度 1927年度 192年度 192年度</li></ul>	るため、適切な人員数を確保すること。また、総合 科学技術会議の意見具申に基づき、必要な審査人員 数を確保すること。 なお、採用に当たっては、本機構の中立性等に十	則(平成11年厚生省令第16号)に関する調査(G MP調査)の海外における実施など平成17年度の 改正聚事法の円滑な施行を確保するとともに、総合 科学技術会議の意見具申を踏まえた審査部門の高い 職員の増員を行うため、公募を中心に専門性の高い 有能な人材を採用する。なお、採用に当たっては、	の常勤職員の人材確保状況に応じて、必要な分野の	②就職支援サイト等の外部サイトの活用、③募集要項・機構パンフレット・ポスターの大学、病院等への送付、業務説明会等を実施し、技術系職員98人、事務系職員8人を採用(内定)した。 【平成20年度公募による採用状況等:平成21年4月1日現在】 1)技術系職員(公募4回) 応募者数 約910人
(事項) 1 (		期末の常勤職員数は、期初の152.7%を上 限とする。	•	採用內定者数 54人 2) 事務系職員(公募2回)
総合科学政治経験の意見具を設定 えて平成と1年度までに増具する予定の 235人の55。当該中期目標所同に増 最153人の56、当該中期目標所同に増 最153人の56、当該中期目標所同については、新菓事業と を中心に、人員の堵強に当てより、管理部門の不能対しに行う、新菓業務等の増加の目標 をと此べ、全種的内報員を応じているが、発徒化的の目標 とと比べ、電館的時報員数の批析に応じし、効率的運用を行 たることがない。このでは、役員を確認しているが、発徒化的の目標 をとし、「252人」に関い (学改2) 中男目展別的中の人件学機類 ただし、上に別報は、役員を確認している。 153人でも5百万円 (見込) ただし、土にの報は、役員を確認している。 をとし、電差を本格、現長日でも3人で参問外の勝葉 子書に相当する範囲の費用である。 グー数変異素を接等との不適切な関係を凝われることがな かよう、役職員の採用、配置及び追称を かよう、役職人の採用、配置及び追称を かよう、役職人の採用、配置及び追称を を関したいる。 ク 数変規期等の服務関係規能に基づき、採用時にお がる誓的書の提出、配置、追聴後の再発順等 に関し一定の制約を設け、選切な人事管理を行う。 の 服務関係規能の周知を確定といる場合の表情の改革 をによって、近期な関係を表われることがな かよう、役職人の採用、配置及び追称をの再発順等 に関し一定の制約を設け、選切な人事管理を行う。 の 服務関係規能の周知を確定といる場合の表情の改革 等について放棄規則に関する。 の 服務関係規能の周知を確定といる場合の表情の改革 等について放棄規則に関する。 の 服務関係規能の周知を確定といる場合の表情の改革 等について放棄規則に関する。 の 服務関係規能の周知を確定といる場合の表情の改革 等について放棄規則に関する。 の 服務関係規能の周知を確定といる場合の表情の改革 等について放棄規則に関する。 の 服務関係規能の周知を確定とおも、採用等の新化等研 おいて説明を行うとともに、グループウェアに掲載した。 の 服務関係規能の周知を確定と同るの本でをしまなまなりまとかと正明 の 服務関係規能の周知を確定と同るの本でをしまなまなりまとかと正明 の 服務関係規能の月知を確定するため、採用等の新化等に関すするとによって、実用等の新化等研 おいて説明を行うとともに、グループウェアに掲載した。 の 服務関係規能の周知を確定するため、採用等の新化等研 がこてが、自然対理の内容のを表となりまとかと正明 の 服務関係の表のの字のをとなる表明とかと正明 の 服務関係のあるのとでをとなるとなりまとかと正明 の 20 服務関係のより・1・不可の内容のをとなる表明とかと正明 の 20 服務関係のより・1・不可の内容のをとなるまなりまとかと正明 の 20 服務関係のより・1・不可ののとでをとなるとなりまとかと正明 の 20 服務関係のより・1・不可ののでなをとなると取りまとかと正明		317人 平成17年度の改正薬事法の円滑な施 行を確保するために増員した常勤職員数 40人 平成17年度研究開発振興業務の移行 に伴い減員した常勤職員数		採用者数 8人 これにより、平成21年4月1日の役職員数は521人となった。 なお、今後の採用予定者が54人いるが、平成19年度から平成 21年度までの3ヵ年において236人(平成19年度58人、平成20年 度80人、平成21年度98人)の増員が平成18年度未に認められた
4 8 4 人 上限)		総合科学技術会議の意見具申を踏ま えて平成21年度までに増員する予定の 236人のうち、当該中期目標期間に増 員する審査部門の常勤職員数 138人		めることとしている。 なお、公募等により確保した人員については、新薬審査部門 を中心に、人員の増強に当てており、管理部門については、新 薬審査部門の大幅増員に伴う人事管理業務等の増加に対応する ため、必要最小限の人員を配置しているが、独法化前の旧機構
ただし、上記の割は、役員機節並びに 職員基本給、機員背手当足び時間外勤務 手当に相当する範囲の費用である。		484人(上限) (平成21年度末の常勤職員数 582人(上限)) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額		いる。
管理部門 23 - 35 43 47 5   管理部門 23 - 35 43 47 5   世界(%) 15.4 - 13.7 12.6 11.0 10.6   1		ただし、上記の額は、役員報酬並びに 職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務		品機構 センター センター 4.1 4.1 4.1 4.1
力 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関するとがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講じること。     カー・				管理部門 23 — 35 43 47 55
れることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講じること。 いよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講じること。 に関し一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。				注)旧審査センター及び機器センターからの移管者は現業部門の
おいて説明を行うとともに、グループウェアに掲載した。  ③ 服務関係規程のより一層の周知徹底を図る観点から、職員 遵守すべき服務規律の内容やQ&Aを取りまとめた配布用ノ	* れることがないよう、役職員の採用、配置及び退職	<ul><li>・いよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等</li></ul>	ける誓約書の提出や、配置及び退職後の再就職等に 関する制約の規程を厳格に適用し、適切な人事管理	① 採用時の誓約書の提出、配置、退職後の再就職等に関する制約又は家族が製薬企業等に在職している場合の業務の従事制限等について就業規則に規定し、それらの内容を職員に周知徹底することによって、適切な人事管理に努めた。
遵守すべき服務規律の内容やQ&Aを取りまとめた配布用ノ				② 服務関係規程の周知を徹底するため、採用時の新任者研修に おいて説明を行うとともに、グループウェアに掲載した。
ドブックを全職員に配布している。				③ 服務関係規程のより一層の周知徹底を図る観点から、職員が 遊守すべき服務規律の内容やQ&Aを取りまとめた配布用ハン ドブックを全職員に配布している。

中期目標	中期 計画	平成 20 年度計 画.	平成 20 年度の業務の実績
(2) セキュリティの確保	(2) セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保	
個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室 等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全 を期すこと。	・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を設置し、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制を強化する。	・入退室管理システムの適正な運用を図るととも に、入退室管理について、職員への周知徹底を図る。	○ 個人毎のIDカードによる「入退室管理システム」を事務室に 導入し、入室履歴を記録するとともに、部外者は自由に入室で きない対策を講じている。また、入退室の管理をより厳格に行 うため、「入退室管理システム」の運用管理等に関する入退室管理規程を制定し、グループウェアや新任者研修の場を活用して 職員に周知徹底を図った。
	・情報システムに係る情報のセキュリティの確保に 努める。	・平成19年度に実施した情報システムに係るセキュリティ監査結果を踏まえ、情報セキュリティの確保に努めるとともに、テープへのバックアップを行い遠隔地にある委託業者の倉庫において適切に保管する。	〇 平成19年度より実施している情報システムのバックアップテータの遠隔地保管を引き続き実施した。
		・セキュリティを考慮したセキュアメールの利用範囲を拡大する方法を検討し、利用者数の増加を図るとともに、機構と申請者のコミュニケーションの迅速化・効率化を図る。	○ 対面助言の速記録反訳業務へのセキュアメール利用拡大を図るため、関連規程を改正し、平成21年度より、確実にこれらの業務におけるセキュアメール利用が可能となるよう、更なるセキュリティの向上に努めた。

評価の視点等 [評価項目20 人事に関する事項及びセキュリティの確保]	自己評定	A		評 定	A	
「数値目標」 〇特になし 「評価の視点」	基づくブロ などにより、 分な進捗が	記事項) 年4月に導入した人事評価制度の グラムの充実及びセキュリティの 人事制度の充実及びセキュリテ めったものと考える。	向上を図るシステムの整備	質の向上がらよがらよる。  質の向上がらよりがある。	制度を着実に実施し、『 図られている。また、『 新薬審査部門の増員を図 り間の業務の従事制限を見 り間の業務の従事制限を表 れないよう組心の注意を	いるが、製薬企業等の職歴を有する者の 見定するなど、製薬企業等との不適切な 払っている。 こより、セキュリティの確保も図られて
<ul><li>○業務等の目標に応じた系統的な研修計画を策定し、当該計画に基づく研修が 実施されているか。</li><li>○職員の評価・目標達成状況が報酬や昇給・昇格に適切に反映されるような、 人事評価制度を導入し、有効に機能しているか。</li></ul>	○ 「研修委員 々の職員の や能力の向」 実績:○ 平成19	員会」において定めた基本方針及 質質や能力に応じた系統的な研修 こを図った。 年4月に導入した人事評価制度に チの支給等に適切に反映した。(業	を実施し、技術職員の資質 よる評価を行い、その結果	・ 新人事評価・ ・ 大事評価・ ・ 大等ともよい・ ・ 禁っかい・ ・ 努力しい・ ・ 自己評価・	制度を導入し、かつ職員	研修による質の向上も図っている。 人事研修に積極的に取り組んでいる。 。公募による人材の確保、増員。製薬企 よう注意を払っている。入退室管理シス たと認められる。 についてさらに対応を図ることが望まれ
○職員の専門性や業務の継続性を確保した適正な人事配置が行われているか。	問題や業務」	曜に当たっては、職員の知識経験 この特別な理由がある場合を除き としている。(業務実績P.77最下段	短期間の異動は基本的に行	る。セキュ	リティ確保については、	目標達成されていると考えられる。

- ○ドラッグ・ラグを解消するための審査部門の常勤職員の増員等について、専 | 実績:○ 門性の高い有能な人材が、中立性等に配慮しつつ、公募を中心に確保されて〇 公募による職員採用に努め、平成20年度当初426人から平成21年度521 いるか。
  - 人の役職員数となった。今後の採用内定者が55人(平成19年度公募によ る内定者1名を含む)いるが、引続き公募を中心をする職員の確保にあ
  - たることとしている。 ○ 公募等により確保した人員は、新薬審査部門を中心に配置しており、 管理部門における職員比率は旧医薬品機構よりも低く、管理部門の効率 化を図っている。
- ○製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配 実績: 電及び退職後の再就職等に関しどのような制約が設けられ、それに基づき適 守秘義務、製薬企業等の職歴を有する者の採用後5年間の業務の従事 切な人事管理が行われているか。

制限、家族が製薬企業等に在職している者の業務の従事制限、退職後 2年間の再就職制限等の規定について、採用時にこれらを遵守する誓約 書を徴収するとともに、新任者研修における説明、内部掲示板等での周 知徹底を図った。特に、倫理規程については、概要やQ&Aを含めた服務規 律の内容をまとめたハンドブックを配布して周知を図った。

○事務室の入退室に係る管理体制が強化されているか。情報システムに係る情 実績:○ 報セキュリティの確保が図られているか。

- 事務室の入退室については、IDカードによる入退室管理システムの 適正な運用管理を図るとともに、入退室管理をより厳格に行うため、こ れらシステムの運用管理を含めた入退室管理規程をグループウェアや新 任者研修の場を活用して職員への周知徹底を図った。(業務実績P.79上段 ·()参照)
- 情報データのバックアップ機能強化のため、競争入札により遠隔地デ ータ保管業者を選定し、情報システムのバックアップデータの遠隔地保 管を引き続き実施した。
- 電子メールの暗号化によるセキュリティの向上を図るシステム (セキ ュアメール) について、対面助言の速記録反訳業務へ利用拡大するべく 関連規程を改正した。これにより、セキュリティを向上した電子メール システムの利用が可能となり、更なるセキュリティの向上を図った。

# ① 【16年度以降に申請され承認された新医薬品の総審査期間(中央値)】

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
通	総審査期間	18.1月	20. 3月	20.7月(29.5月)	22.0月(27.6月)
通常審査	うち行政側	10.3月	12.8月	12.9月(17.7月)	11.3月(18.5月)
番   査	審査期間	•			
品目	うち申請者側	7. 2月	6. 9月	7.9月(11.2月)	7.4月(14.1月)
H	審査期間	,			,
	件数	15	29	53	53
優	総審査期間	4. 9月	13. 7月	12.3月(19.4月)	15.4月(19.1月)
	うち行政側	2.8月	6. 4月	4.9月(7.7月)	7.3月(8.3月)
先 審 査	審査期間		•		
品目	うち申請者側	2. 2月	6.0月	6.5月(12.0月)	6.8月(11.4月)
1~4	審査期間				
	件 数	9	. 20	20	24
	<u> </u>			<u> </u>	L

<sup>\*) ()</sup> 内の数字は、参考値となっている80%値。

# ② 【新医薬品の治験相談および審査業務の実績】

		-	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
			年度	年度	年度	年度	年度
治騎	) 神談	件数				,	,
	事前	面談対応件数	306件	542件`	564件	573件	587件
	治験	相談実施件数	193件	218件	288件	281件	315件
審查	[関係		•				
	専門	協議実施件数	192件	121件	170件	231件	231件
		書面形式	127件	87件	130件	182件	181件
		会議形式	65件	34件	40件	49件	50件
	部会	審議件数	39件	46件	,60件	51件	54件
	部会	報告件数	14件	21件	17件	29件	27件

	平成16年 度	平成17年度		平成1	8年度	平成1	9年度	平成 20 年度		
			うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16 年度 以降申請 分**	
承認件数 審査期間 (中央値) 総審査期間 (中央値)	49件 (8. 6月) [65%] 135月	60件 (12,0月) [50%] * 22.4月	24件 (8.6月) [83%] 16.2月	77件 (13.7月) [39%] * 21.7月	49件 (10.5月) [59%] 19.2月	81件 (11.6月) [54%] * 20.1月	73件 (10.5月) [60%] 19.2月	79件 (9.0月) [70%] * 18.9月	. 77件 (9.0月) [70%] 18.8月	

注:[]内の%は、申請から12ヶ月以内に、審査を終了した件数の割合。

### (4)

# 【新医薬品の承認状況(優先審査品目)】

	平成16年	平成1	年度 平成1		8年度	平成1	.9年度	平成 20 年度		
			うち平成 16年度以 降申請分 **	:	うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **・/		うち平 成 16 年 度以降 申請分 **	
承認件数 審査期間 (中央値) 総審査期間 (中央値)	22件 (2.8月) [86%] 4.5月	18件 (8.9月) [28%]* 20.4月	9件 (2.8月) [56%] 4.9月	24件 (7. 3月) [42%]* 15. 6月	20件 (6. 4月) [50%] 13. 7月	20件 (4.9月) [65%]* 12.3月	20件 (4.9月) [65%] 12.3月	25件 (7.4月) [32%] * 15.6月	24件 (7.3月) [33%] 15.4月	

注:[]内の%は、申請から6ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。

<sup>\*)</sup>中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

<sup>\*\*)</sup> 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

<sup>\*)</sup>中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

<sup>\*\*)</sup> 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

## 【新医療機器の承認状況】

	平成16年	平成	17年度	平成18	年度.	平成19	)年度 	平成 20	) 年度
		-	うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16 年度以 降申請分 **
承認件数 審査期間 (中央値) 総審査期間 (中央値)	8件 (12.7月) [50%] * 35.8月	11件 (7.7月) [82%]* 22.4月	5件 (1.8月) [100%] 10.3月	23件 (6.0月) [83%] * 19.7月	15件 (3.4月) [100%] 15.3月	26件 (8.6月) [73%] * 17.1月	23件 (8.2月) [83%] 15.1月	16件 (8.9月) [75%] 16.0月	16件 (8.9月) [75%] 16.0月

注:[]内の%は、申請から12ヶ月以内審査を終了した件数の割合。

### 6

# 【新医療機器の承認状況 (優先審査品目)】

	-									
	平成16年	平成	17年度	平成18	3年度	平成]	9年度	平成 20 年度		
			うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成16 年度以降申 請分**		うち平 成 16 年 度以降 申請分 **	
承認件数 審査期間 (中央値) 総審査期間 (中央値)	2件 (9.3月) [50%]* 24.0月	0件	0件	1件 (5.7月) [100%]* 14.2月	1件 (5.7月) [100%] 14.2月	4件 (8.6月) [75%]* 15.7月	4件 (8.6月) [75%] 15.7月	4件 (5.8月) [75%] 28.8月	4件 (5.8月) [75%] 28.8月	

注:[]内の%は、申請から9ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。

<sup>\*)</sup>中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

<sup>\*\*)</sup> 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

<sup>\*)</sup>中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

<sup>\*\*)</sup> 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

予 算

中期計画(平成16年度~平成20年度)の予算

(単位:百万円)

F //				金額		, , ,	. 67/17
区分	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託·貸付勘定	受託給付勘定	計
収入							,
運営費交付金			3,554		-		3,554
国庫補助金収入	989	.98	:				1,087
その他の政府交付金				20,462			20,462
受託業務収入		,	7		8,931	3,692	12,630
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
手数料収入		ì	34,244		•		34,244
業務外収入	1,278	56	257		1	. 1	1,593
運用収入	1,260	55	0		0	0	1,315
雑収入	18	1	257		1	1	278
āt	16,746	2,544	42,724	20,462	8,932	3,693	95,101
支 出	,				·		. =
業務経費	8,247	468	16,247	20,218	8,655	3,495	57,330
一般管理費	674	62	10,262	60	84	. 49	11,191
人件費	1,342	131	15,753	184	193	148	17,751
計	10,263	660	42,262	20,462	8,932	3,693	86,272

# 【注記】

計数は原則としてそれぞれ四捨五人によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

中期計画(平成16年度~平成20年度)の収支計画

(単位:百万円)

. EZ /\				金額		`	年位:日カロ/
区分	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託•貸付勘定	受託給付勘定	計
費用の部	80,394	-1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
経常費用	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
救済給付金	· 7,488	266		, ,			7,754
保健福祉事業費	83						83
審査等事業費			10,289				10,289
安全対策事業費			3,242				3,242
特定救済給付金				20,000			20,000
健康管理手当等給付金		,			8,594		8,594
特別手当等給付金						1,417	1,417
調査研究事業費						1,983	1,983
一般管理費	1,451	257	10,039	257	. 150	144	12,298
人件費	1,231	131	15,631	184	<del>1</del> 87	146	17,510
減価償却費	14		741	5	0	0	760
責任準備金繰入	70,116	1,305					71,421
事業外費用	8	.4	5				17
収益の部	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
経常収益	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
拠出金収入	14,478	2,391	4,662	,		,	21,531
国庫補助金収入	989	98					1,087
その他の政府交付金収益				441		•	441
手数料収入	*		31,155				31,155
特定救済基金預り金取崩益	-			20,000			20,000
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
資産見返補助金戻入	5		. 4	5			14
資産見返運営費交付金戻入	, ,		85	'			85
運営費交付金収益			3,679				3,679
責任準備金戻入	66,598	862					67,460
事業外収益	1,365	56	218		1	1	1,641
純利益(△純損失)	3,042	1,441	△ 136		0	. 0	4,347
目的積立金取崩額	0	0	0		0	0	o
総利益(△総損失)	3,042	1,441	△ 136		0	0	4,347

# 【注記1】

審査等勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。 但し、法附則第8条第2項の規定でいう、在職期間に相当する退職手当として運営費交付金で措置された金額を除くものとする。

### 【注記2】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

資金計画

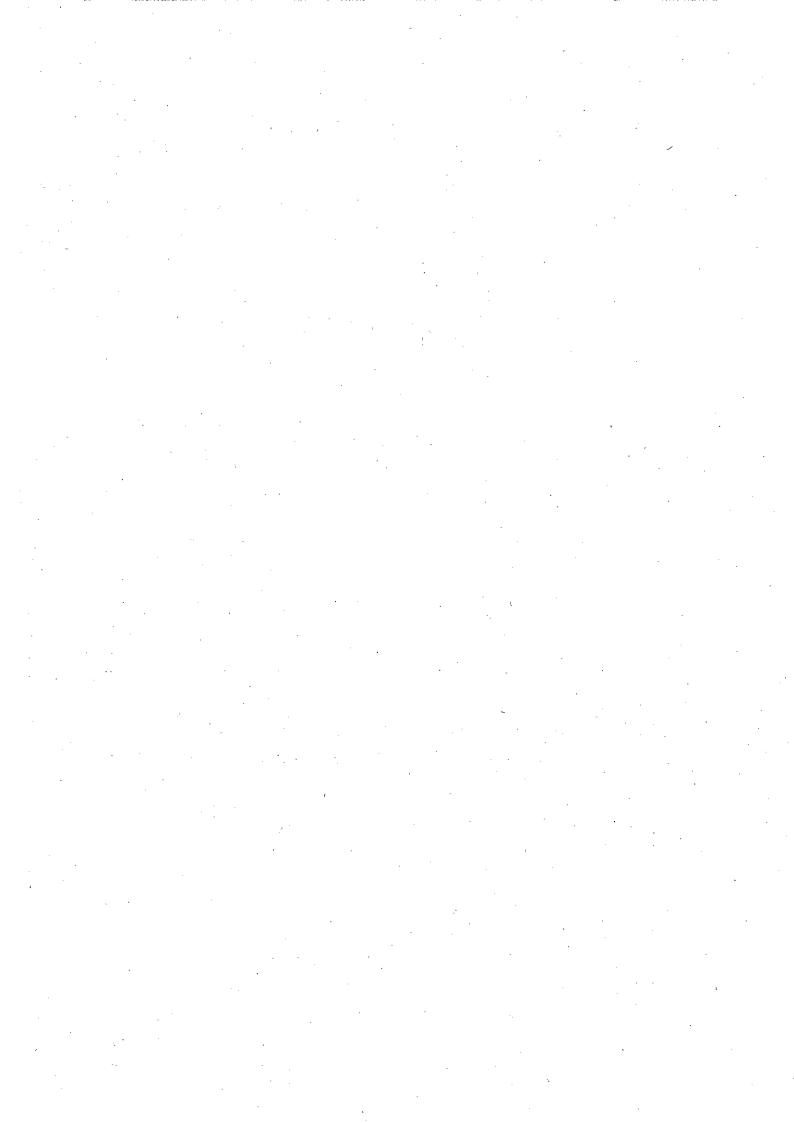
中期計画(平成16年度~平成20年度)の資金計画

(単位:百万円)

				金額			(単位:百万円)
区分	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託·貸付勘定	受託給付勘定	計
資金支出	,	,					-
業務活動による支出	10,152	659	42,449	20,462	8,926	3,692	86,340
救済給付金	7,488	266					<sup>,</sup> 7,754
保健福祉事業費	83				e .		. 83
業務経費			16,656		,		16,656
特定救済給付金				20,000			20,000
健康管理手当等給付金	ž				8,594		8,594
特別手当等給付金			-			1,417	1,417
調査研究事業費						1,983	1,983
一般管理費	1,340	257	10,289	257	144	143	12,430
人件費	.1,231	131	15,499	184	187	146	17,378
還付金	4	4					.8
雑支出	3		. 5				. 8
投資活動による支出	5,869			21	'		5,890
財務活動による支出	18	,	33	f	. 1	. 1	53
次期中期計画の期間への繰越金、	26,251	5,612	10,110		227	732	42,932
計	42,292	6,272	52,592	20,462	9,156	4,424	135,198
資金収入							
業務活動による収入	15,485	2,489	42,832	20,462	8,932	3,693	93,893
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
運営費交付金収入	·		3,554				3,554
国庫補助金収入	989	98					1,087
その他の政府交付金収入		-		20,462			20,462
手数料収入			34,352				34,352
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
雑収入	18	. 1	257	-	1	1	278
投資活動による収入	1,259	55					1,314
財務活動による収入	4,934		33		. 1	1	4,969
中期計画期間中の期首繰越金	20,612	3,728	9,727		222	730	35,019
<del>äl</del>	42,292	6,272	52,592	20,462	9,156	4,424	135,198

【注記】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。



# 平成20年度業務実績評価参考資料

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

# 目次

参考 1	財務状況	×	•			9	la	6	=		•		•	•	, p		5	5	<b>a</b>	E .	٠.	1
参考 2	人件費管理		¥	<b>.</b>		я	5	2	в.	=	Ę	8		я	Fi	. 4		n	<b>u</b>			7
参考3	契約・・		п	. 5	R	я		E		=		B		bi		R	u				2	O
参考 4	内部統制		ы	œ		2		2			•		д		Ħ	R				в	2	6
参考 5	業務改善の	<i>t</i> =	め	の	役	職	員	の	1	_	シ	ア	テ	1	ブ	等			<b>p</b>	12	2	7

# 財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益	16.7億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金	59.5億円
③当期運営費交付金債務	O億円	(執行率 87.4%)

• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	一億円以上の当期総利益を計上したのは、以下の2勘
	定である。
	   ア 副作用救済勘定:11.2 億円
	   イ 感染救済勘定:5.9 億円
	これらの勘定については、給付金の支給額が見込みを下
   ④利益の発生要因	回ったこと等により利益が発生したもの。
及び	
   目的積立金の申請状況	
	   なお、上記2勘定については、機構法第 31 条第 4 項の
	規定により、独立行政法人通則法第44条第1項ただし書、
	第 3 項及び第 4 項の規定は適用しないこととなっている
	ため、目的積立金の申請は行っていない。
   ⑤100 億円以上の利益剰	
余金又は繰越欠損金が	該当なし
生じている場合の対処	
状況	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	運営費交付金の未執行が生じた理由は、主にGMP査
	察において、査察回数が減少したこと等によるものであ
  ⑥運営費交付金の執行	る。
率が90%以下となっ	- 〜 - なお、平成 20 年度はPMDAの第一期中期計画の最終
た理由	年度であるため、独法会計基準に基づき全額収益化して
	いることから運営費交付金債務の期末残高はない。
·	
	I

# 貸借対照表(法人単位)

(平成21年3月31日現在)

,				1	<u>(単位:円)</u>
科 目	金	額	科 目	金	額
資産の部			負債の部		
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金		11,552,697,038	預り補助金等		28,491,994
1年以内回収予定長期 財政融資資金預託金		000 000 000	未払給付金		292,153,872
有価証券		300,000,000	未払金		724,031,805
付		299,926,134	前受金		7,641,037,180
未収金	.	1,340,857,546 . 152,986,387	預り金		129,796,459
未収収益		41,205,003	引当金	206 045 004	206 045 004
その他の流動資産		2,392,133		296,945,094	296,945,094
(の他の加利良庄		2,002,100	流動負債合計		9,112,456,404
流動資産合計		13,690,064,241			-
Ⅱ 固定資産			Ⅱ 固定負債		. •
有形固定資産			資産見返負債		
工具器具備品	498,152,064		資産見返運営費交付金	243,599,944	
減価償却累計額	△ 232,285,107	265,866,957	資産見返補助金等	20,254,593	,
有形固定資産合計	·	265,866,957	] 資産見返物品受贈額	1,992,190	265,846,727
			特定救済基金預り金		
無形固定資産			長期預り補助金等	4,361,712,716	4,361,712,716
ソフトウェア		1,483,279,110	退職給付引当金	423,808,100	423,808,100
電話加入権		286,000	<b>賣任準備金</b>		16,601,330,500
無形固定資産合計		1,483,565,110	固定負債合計		21,652,698,043
投資その他の資産			A IT A SI		
長期財政融資資金預託金		1,300,000,000	負債合計		30,765,154,447
投資有価証券	- Action	20,537,018,764	純資産の部	- 	
投資その他の資産合計		21,837,018,764	I 資本金		
固定資産合計		23,586,450,831	政府出資金		1,179,844,924
四定县连口印		23,080,430,831	資本金合計	, ,	1,179,844,924
		•	Ⅱ 資本剰余金		
			」 ・ 損益外減価償却累計額(△)		△ 619,635,431
			損益外固定資産除売却差額(A)		Δ 869,136
	,		資本剰余金合計	1	△ 620,504,567
			Sett-Mannage Date		Z 020,004,007
			Ⅲ 利益剰余金		5,952,020,268
			純資産合計		6,511,360,625
					-,01,,00,020
資産合計		37,276,515,072	負債·純資産合計		37,276,515,072

# 損益計算書(法人単位)

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

	T		(単位:
科目		金額	٠.
経常費用			:
副作用救済給付金		1,798,706,207	
感染救済給付金		10,301,944	
保健福祉事業費		15,797,082	
審査等事業費		1,924,339,294	'
安全対策等事業費		885,859,703	
特定救済給付金		13,632,000,000	
健康管理手当等給付金		1,531,744,775	
特別手当等給付金	'	218,100,000	
調査研究事業費	,	320,121,600	
		668,580,513	
責任準備金繰入		000,000,013	
その他業務費			
人件費	3,016,108,996		
減価償却費	547,876,324		
退職給付費用	99,209,772		
賞与引当金繰入	203,940,494		
不動産賃借料	1,206,806,435	,	
		E 41E 640 00F	
その他経費	341,700,284	5,415,642,305	
一般管理費			
人件費	450,836,164		
減価償却費	46,507,104	:	
退職給付費用	8,470,533		
賞与引当金繰入	31,814,659		
不動産賃借料	226,174,348		
		1,604,124,927	
その他経費	840,322,119		' .
雑損		19,692,600	
経常費用合計			28,045,010,
経常収益 運営費交付金収益	•	697,515,883	
運営費交付金収益		697,515,883	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益			•
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益		13,632,000,000	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入		13,632,000,000 6,908,577,281	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000	N C
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被容救済事務費補助金等収益		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被容救済事務費補助金等収益		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返運営費交付金戻入		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被弯救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返運営費交付金戻入 資産見返補助金等戻入		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返運営費交付金戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返運営費交付金戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返補助金等戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益 受取利息	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返運営費交付金戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益		13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返運営費交付金戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益 受取利息	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済結付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返運営費交付金戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益 受取利息 有価証券利息 雑益	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返補助金等戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益 受取利息 有価証券利息	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271	
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済結付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返運営費交付金戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益 受取利息 有価証券利息 雑益	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271	29,715,030,
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返補助金等戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益 受取利息 有価証券利息 雑益 経常収益合計	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271	29,715,030,
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返補助金等戻入 資産見返補助金等限入 資産見返補助品受贈額戻入 財務収益 受取利息 有価証券利息 雑益 経常利益 臨時損失	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271 318,490,643 42,392,877	29,715,030, 1,670,019,
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返補助金等戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 財務収益 受取利息 有価証券利息 雑益 経常収益合計	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271	29,715,030, 1,670,019,
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済給付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金収入 副作用被雲救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 特定肝炎被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返補助金等戻入 資産見返補助金等限入 資産見返補助品受贈額戻入 財務収益 受取利息 有価証券利息 雑益 経常利益 臨時損失	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271 318,490,643 42,392,877	29,715,030, 1,670,019,
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済基金預り金取崩益 特定投入 拠出金取入 測作用来製品感染等務費補助金等収益 生物由来製品感染等務費補助金等収益 生物由来製品感染等務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返補助金等戻入 資産見返補助品受贈額戻入 資産見返補助品受贈額戻入 財務の取利息 有価証券利息 雑益 経常収益合計 経常収益合計 経常利益 臨時損失 臨時損失 固定期純利益	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271 318,490,643 42,392,877	29,715,030, 1,670,019, 132,
運営費交付金収益 特定救済基金預り金取崩益 特定救済結付金支給等交付金収益 手数料収入 拠出金取入 副作用被雲教済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益 国からの受託業務収入 その他の受託業務収入 資産見返補助金等戻入 資産見返補助金等限入 資産見返補助品受贈額戻入 財務取利島 有個証券利息 雑益 経常収益合計 経常利益 臨時損失 固定資産除却損	29,088,213	13,632,000,000 6,908,577,281 5,642,323,000 144,988,258 14,829,248 49,592,868 111,848,297 2,053,710,499 96,751,037 1,520,371 490,271 318,490,643 42,392,877	29,715,030, 1,670,019,

# 損益計算書(副作用救済勘定)

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位:円) 目 金 額 経常費用 副作用救済給付金 1,798,706,207 保健福祉事業費 15,797,082 責任準備金繰入 666,986,124 その他業務費 人件費 167,905,755 減価償却費 40,336,164 退職給付費用 1,428,000 賞与引当金繰入 6,463,944 不動産賃借料 31,971,237 その他経費 225,963,021 474,068,121 一般管理費 人件費 54,391,025 減価償却費 2,764,736 賞与引当金繰入 2,174,924 不動産賃借料 11,409,003 その他経費 25,221,935 95,961,623 雑損 11,837,700 経常費用合計 3,063,356,857 経常収益 拠出金収入 3,730,289,300 副作用被害救済事務費補助金等収益 144,988,258 資産見返補助金等戻入 1,151,821 財務収益 受取利息 28,457,398 有価証券利息 256,717,341 285,174,739 雑益 25,501,438 経常収益合計 4,187,105,556 経常利益 1,123,748,699 当期純利益 1,123,748,699 当期総利益 1,123,748,699

# 損益計算書(感染救済勘定)

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

	T		(単位:円
科目		金 額	
経常費用			
感染救済給付金		10,301,944	
責任準備金繰入		1,594,389	
その他業務費			
人件費	21,842,950		•
減価償却費	9,709,300		
退職給付費用	618,600		
賞与引当金繰入	692,170	·	
不動産賃借料	4,206,737	·	
その他経費	22,875,457	59,945,214	
一般管理費			
不動産賃借料	1,501,183		
その他経費	3,881,359	5,382,542	
経常費用合計		٠ -,	77,224,0
	,		
経常収益			
拠出金収入		620,069,800	
生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益		14,829,248	
財務収益	i i		·
有価証券利息	32,685,089	32,685,089	•
経常収益合計		•	667,584,1
経常利益			590,360,0
当期純利益			590,360,0
当期総利益			590,360,0
			<u></u>

## ○関係法令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (抜粋)

(利益及び損失の処理の特例等)

第31条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 <u>副作用救済勘定及び感染救済勘定については、通則法第44条第1項ただし</u> 書、第3項及び第4項の規定は、適用しない。

## 独立行政法人通則法(抜粋)

(利益及び損失の処理)

- 第44条 独立行政法人は、<u>毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、</u> 前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額 は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項 の使途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 (略)
- 3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

# 人 件 費 管 理

① 給与水準・総人件費 の状況

## [給与水準]

〇 対国家公務員指数(年齢勘案) 122.2

" (年齢·地域勘案) 107.9

" (年齢·学歴勘案) 118.6

〃(年齢・地域・学歴勘案) 104.4

- 平成20年度のPMDA職員の給与水準については、 国家公務員に支給された給与と比較した対国家公 務員指数が122.2となっており、国家公務員に比 し高い水準となっているが、検証の結果、
  - ① PMDA は東京都千代田区に所在し、国(全国) との地域差があること
  - ② 住居手当の1人当たり支給額が高いこと (支給基準は国と同じ)

## 【平均支給月額】

- PMDA 8,340円
- ·国(行(一)) 3,769円
- ③ 高学歴者の比率が高いこと 【大学卒以上の者の比率】
  - PMDA 90.2%
  - 国(行(一)) 49.1%

(うち大学院修了者の比率)

- PMDA 59.1%
- 国(行(一)) 4.1%

などの定量的な理由がある。

また、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、104.4 となっているが、PMDA が必要とする人材は、主に医薬品被害救済業務、医薬品・医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員であることから、高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者(企業出身者)などの優秀な人材の確

保が不可欠であること、その確保に当たっては製薬業界等と競合関係にあるが、業界の給与水準は、当機構と比較してかなり高いと言われており相応な給与レベルにすることが必要なこと等から、PMDAの技術系職員の給与については、国の研究職相当の給与水準を保つこととしている。そのため、国家公務員に比し高い給与水準となっている。

## 【参考】

大学院(修士)修了者の初任給(基本給)の額

- PMDA 21.5 万円
- ・国(行(一)) 20.0万円
- ・製薬企業 24.3万円(業界紙による16社平均)
- 平成 20 年度 PMDA では、ドラッグラグの解消に 向けた新薬審査人員の増員を図っていることから 対国家公務員指数が前年度に比べ若干上昇して おり、今後も新薬審査人員に加え、デバイスラグ の解消に向けた医療機器審査の人員及び安全対策 の充実・強化に向けた人員の増員を予定している ことから、優秀な若手職員の増加が伴う増員を准 めていく間にあっては、対国家公務員指数を減少 させることは困難と見込まれるが、平成19年度に 導入した国家公務員の給与構造改革を踏まえた新 たな給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き 下げ給与カーブのフラット化、賞与について支給 総額の総枠を設ける仕組みを導入)を着実に実施 する等により、将来的には、年齢・地域・学歴を 勘案した対国家公務員指数を 100 に近づけるよう に取り組む。
- また、役職員の報酬・給与等について、透明性 の確保を図る観点及び国民の理解を得るため、こ れら国家公務員の給与と比較した給与水準や検証 内容等をPMDAのホームページに掲載している。

## [総人件費]

- 〇 平成 20 年度の総人件費については、3,372 百万円(平成 19 年度 2,858 百万円)であり、対前年度 18.0%増加しているが、PMDAでは、平成 18 年 12 月 25 日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため審査人員について3 年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、中期計画において、常勤職員について平成 21 年度までに582 人まで増員することとしており、必要な増員を進めていく間、総人件費が増加していくことは、やむを得ないものと考えている。
- 〇 総人件費改革の取組状況については、平成 20 年度の「役職員の報酬・給与等について」(平成 21 年 6 月 30 日ホームページ公表資料) における 総人件費改革の取組状況では、「基準年度(平成 17年度)の非審査人員に係る実績額(総人件費か ら審査経理区分の人件費を除いた額をいう。以下 同じ。)を基準額として、非審査人員に係る実績 額」を記載しており、基準年度(平成 17 年度) 545,454 千円に対し、欠員補充、労使協定見直し による超過勤務手当の支給対象の拡大等により、 平成 18 年度 585, 425 千円、 平成 19 年度 609, 545 千円と増加したものの、平成 20 年度は 607,436 千円と減少(対前年度)に転じた。なお、人件費 削減率(補正値)は10.7%(対平成17年度)と なっているが、PMDAでは増員を進めていることか ら、総人件費改革の取組においては、平成22年度 (総人件費改革の取組の最終年度) における人件 費の実績額の確定後において、基準額の補正を行 うこととしており、最終年度の削減率と同じ方法 で算出した削減率は次表のとおりである。

なお、平成22年度の基準額の補正の方法は次 のとおりである。

・基準額 = 平成 17 年度人件費÷平成 17 年度 人数×平成 22 年度人数

#### 総人件費改革の取り組み状況

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度
一人当たり人件費単	@ 8,280.9	@ 8,056,5	@ 8,051.6	@ 7,787.3
価	千円	千円	千円	千円
人件費削減率	. /	△ 2.7 %	A 20 0/	A 60 0/
(一人当たり人件費)	/-	. 2.7 %	△ 2.8 %	△ 6.0 %
人件費削減率(補正		Δ 2,7 %	_ ∆ 3.3 %	A 66 0/
値)(一人当たり人件費)	/	Z3 Z,1 %	△ 3.3 %	△ 6.6 %

<sup>※</sup> 補正値とは、人事院勧告相当分を除いて計算した値である。

○ 平成 20 年度においては、平成 19 年度の人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット可等を図った。)の導入や新規採用にあたっては若い者(給与の低い者)を採用する等により、人件費削減率(補正値)は、△6.6%となり、平成 20 年度までの削減目標(△3%)を達成した。

# ②福利厚生費の見直し 状況

- O 国等からの要請を踏まえ、有志の職員で設置する文化、スポーツ等の同好会に対する補助、食事券利用の一部補助及び福利厚生代行サービス (職員の旅行に対する補助、育児サービスの利用補助、英会話教室等の利用補助等)について、平成20年度をもって廃止した。
- 〇 平成 21 年度福利厚生予算の計上にあたっては、 当該経費の見直し・削減を図ったことから、約 16.5 百万円の減額が図られた。

(平成 20 年度決算額 28 百万円、平成 21 年度予算額 11.5 百万円)

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の役職員の報酬・給与等について

## ·I 役員報酬等について

- 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
  - ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

特別手当については、厚生労働省の独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案のうえ、支給した。

## ② 役員報酬基準の改定内容

 法人の長
 改定なし

 理事
 改定なし

 監事
 改定なし

 監事(非常勤)
 改定なし

## 2 役員の報酬等の支給状況

का क	平成20年度年間	報酬等の総	 額		就任·退化	壬の状況	前職
役名	·	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	AIN LIE
	千円	千円	千円	千円		·	·
法人の長			-	1,311 (特別調整手当)	4月1日		
.	15,515	10,932	3,166	106 (通勤手当)			
1	千円	. 千円	千円	千円			
A理事				480 (特別調整手当)		8月31日	$\Diamond$
	6,528	4,000	2,040	8 (通勤手当)			
· ·	千円	千円	千円	千円			
B理事	· ' '	.		672 (特別調整手当)	8月31日		$\Diamond$
-	8,506	5,600	2,168	66 (通勤手当)			
	千円	千円	. 千円	千円			
C理事				321 (特別調整手当)	7	7月10日	$\Diamond$
	5,094	2,678	2,040	55 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			. [
D理事			:	826 (特別調整手当)	7月12日	,	$\Diamond$
	10,027	6,887	2,168	146 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
E理事				1,152 (特別調整手当)		•	
	15,465	9,600	4,208	505 (通勤手当)			
	于円	千円	千円	千円			-
A監事		[.		1,077 (特別調整手当)			*
	14,132	8,976	3,934	145 (通勤手当)			
DEFF	<del>「</del> 円	千円	千円	千円			
B監事 (非常勤)	2,200	2,200				2月28日	
(非吊期)	۵,200	2,200		( )		47140H	
	<b>手</b> 用	千円	千円	千円			
C監事	500	000			o E d D		
(非常勤)	- 200	200	,	( , )	3月1日	• •	
L	II	<u> </u>					

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものです。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。 3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での7	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	ე, 238	年 3	月	H20.1.17	1.0	業績勘案率は、厚生労働 省独立行政法人評価委員 会の決定に基づき1.0とし た。	*
理事	<b>千</b> 円	年	Д			該当者なし	-
監事	<b>千</b> 円	年	Я			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った

事由を記入しています。 注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付しています。 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
- ① 人件費管理の基本方針

中期計画において、人件費を含む一般管理費については、中期目標終了時に平成15年度と比較して15%程度の節減を行うことを織り込んでおり、人件費はこの予算の範囲内で執行していくこととしている。また、中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行うこととしている。

## ② 職員給与決定の基本方針

ア給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

平成19年度に人事評価制度を導入するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ、給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける等新たな給与制度を導入した。

一方、医学、薬学等に関する高度の専門的な知識経験を必要とする医薬品等の審査等業務に従事する技術系職員については、優秀な人材を安定的に確保していく観点から、 国の医療職(一)や研究職相当の給与水準を保つこととしている。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 職員の意欲向上や業務の効率化を図るため、勤務成績等が給与に反映される人事評価 制度を平成19年度から導入している。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容]

てはロコープ まという マクイルディッ	CACA O DIA 3 TO 1 TA 3
給与種目	制度の内容
能力基準給、職務給及 び賞与	人事評価結果を能力基準給、職務給及び賞与に反映している。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点 特になし。

### 2 職員給与の支給状況

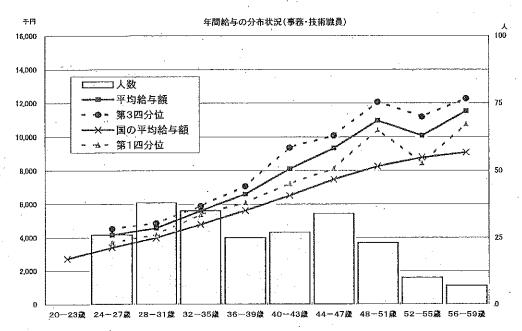
### ① 職種別支給状況

				平成20年度の年間給与額(平均)				
	区分	人員		平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
							うち通勤手当	
مدد	s-Hrd. mtdv □□		Y	歳	千円	千円	千円	千円
吊	動職員		239	39.0	7,524	5,588	215	1,936
	harde thicke		人	献	千円	千円	千円	千円
	事務·技術		225	38.9	7,391	<b>5,47</b> 3 .	218	1,918
11.45				歳	千円	千円	千円	. 手円
技術(	臨床医学担当)		14	39.8	9,668	7,445	166	2,223

-						
在外職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	該当者なし	裁	千円	千円	<b>手</b> 円	千円
		•	,			
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	<b>千</b> 円	千円
-		:				
- 1- 2- 3- 3- 3- 3- 3- 3- 3- 3- 3- 3- 3- 3- 3-	<u>ا</u>	歳	<b>手</b> 円	千円	千円	千円
非常勤職員	59	49.4	6,700	4,974	233	1,726
who who I L A ha	٨.	歳	千円	手門	千円	千円
事務·技術	22	38.1	3,845	2,859	194	986
ntil the formation to	\ \ \ \ \	巅	千円	千円	千円	千円
嘱託等職員	37	56.1		6,231	256	2,166
	3/		8,397		256	

注:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))に ついては該当者がいないため省略した。以下、⑤まで同じ。

## ②年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
分布込んをかりクルーク	八貝	平均平即	第1分位	平均	第3分位
(代表的職位)	Ž	族	千円	千円	千円
審議役・部長	16	49.9	11,278	11,898	12,292
課長·審査役	38	48.2	9,715	10,317	10,705
課長代理·専門員	39	44.9	7,156	8,239	8,988
係長·専門員	81	36.3	5,379	6,096	6,567
係員·専門員	51	28.2	3.858	4,245	4,566

注:当機構における代表的職位について記載した。なお、当機構の事務所は本部のみである。

## ③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務·技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	. 6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的 な職位		審議役	審議役 部長	部長		課長代理 専門員		係長 専門員	係員 専門員	係員
人員	225	人 1		人 11	人 56	人 34	人 · 32	人 34	人 46	人 6
(割合)		(0.4%)	(2.2%)	(4.9%)	(24.9%)	(15.1%)	(14.2%)	(15.1%)	(20.4%)	(2.7%)
年齢(最高 〜最低)		談	56~48	54~46	章 59~41	章 54~34	53~32	歳 52~29	ä 31∼26	26~25
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円 9,473~ 8,718	千円 8,978∼ 7,743	千円 8,858∼ 5,584	千円 7,993~ 4,382	千円 6,093~ 3,951·	于的 5,407~ 3,264	千円 4,155~ 2,669	千円 2,894~ 2,441
年間給与 額(最高~ 最低)	/	千円	千円 13,466~ 12,063	千円 12,407~ 10,741	手用 12,119~ 7,891	千円 11,194~ 6,070	千円 8,449~ 5,367	千円 7,507~ 4,456	千円 5,322~ 3,616	千四 3,820~ 3,321

注:9級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	·			
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計 /
	φ±4λ Ω (#e±fα)ν	, %	%	%
	一律支給分(期末相当	0.0	. 0.0	0.0
管理		%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	100.0	100.0	100.0
i		%	%	%
	最高~最低	100	100	100
	chirtres of chiral training	7 %	- %	%
	一律支給分(期末相当	0.0	0.0	0.0
一般		%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	100	100	100
		%	%	%
	最高~最低	100	100	100

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

122.2

対他法人(事務・技術職員)

113.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、 すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100 として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

○事務·技術職員								
項目					内容	. ,		
	対国家公務員	122. 2	2 .		r			•
指数の状況	Г		地域勘案		107. 9			
1830 77075		参考	学歷勘案		118.6			
			地域·学歴	勘案	104. 4			- 1
	①在勤地が現			. ⊢ 1.≻. I		Λ = π. <i>b</i> -∞+	7 28 N/ 446 Life	n #4.⊽6.116.5.3
	比較対象とな					全国平均 じめ	るが、当機構の	ク動務地は
~	②住居手当の				-			***
	国家公務員(	行政職(一	))の1人当た	り平均	支給月額が3			, 340円となっ
国に比べて給与水準が	ている。なお、	当機構の	生居手当のえ	支給基準	售、支給限度	額は国家公務	員と同じである	5。
高くなっている定量的な				, 123.146	15 att 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	1.345-5-151.1.5	. U. ch 12-10 - 1	6/ 7.3-1.325
<b>埋由</b>							0比率は49. 1 0に対し、当機	
							ストレス し、 当10g よ59. 1%となっ	
							合関係にあるが	
,	与水準は、当	機構と比較	としてかなり高	いと言	われており、オ	相応な給与レ	ベルとすること	が必要
	V - 0/-							
	【国からの財政 支出予算の約	文文出につ 2婚によめ:	いて】 S団からの財	<b>新专出</b>	の割合 5 5	50%		
	(国からの財産	文支出額:	317百万円、	支出予	算の総額 1	, 6, 718百万F	円(平成20年度	<b>E</b> 収入予算額)
		·				1.1		
	【累積欠損額 利益剰余金(		= xh. 答 \	. 282百	ine M			*
	个月金社来月天子公正(	平成194-8	(大 <i>界)</i> 4,	, 202E	, n			
	【支出総額に	上める終ち	- 超剛等力2	<u>△ \$4\$ %5 (</u>	の割合につい	71		
	支出総額に	ある給与、	報酬等支給	総額の	割合 12	3%		
	(支出総額:	27, 491百	万円、給与、	報酬等	支給総額 3	, 372百万円	) ·	
	F Advantable as stad	A17 =1 \100	- <del>1</del>	······································				·
	【管理職の割 管理職割合							
	事務·技術職		人、うち管理	職員数	54人			
<u>.</u>						•	•	
							ら翌年3月)14	年間在職し、
						い者が対象と	されている。 、当該年度1年	
							から外されてい	
給与水準の適切性の							数値となってV	
検証	なお、	半成20年4	1月1日現在( ・田海に進め)	ひ管理リスをめに	服の割合は、	18.8%(職員3 ロ跡・経路をえ	数420人、つち乍 すするとともに、	管理職員数79人) 管理的立根
	にある	が対応す	ることが必要	不可欠	である。	CHANGE RESERVE:	1 , 20000101	· B 255 17 500
	(1)健康	被害救済業	쭁			# 24 Mr Lloct M -	*******	- ch etc fact
							済業務、③スモ S、⑤C型肝炎!	
	. に対する	給付金支給	合業務など、	多くの傾	康被害救済	業務について	、個人情報保	
			において貴	任を持る	って迅速に遂	行する必要が	ある。	
· .	(2) 新登   初同面	関連業務 越 毒面流	合性調查及	78%%	国談など医型	品恋杏等業	务については、	医薬品や医
,	療機器の	開発期間の	の短縮等に景	多響する	ため、製薬企	業等から高い	、専門性と迅速	化が求めら
	れ、分野	別に責任を	持って遂行					
	(3)女生	対策業務 ・医療機器	築にかかる(	1)副作用	用·不具合情:	報の収集・棘)	业業務、②品質	質、有効性、安
	全性の向	上に資する	5調査·分析	業務、②	副作用情報	等に基づく添	付文書の改訂	業務、④医療
							て、高い専門	性と迅速な対
						て遂行する必 な要がある一フ		ることのないよう
į								適正に保つよう
,	努めてい	る。				•		er i
						•		

#### ■これまでに講じた措置

人事評価制度の導入にあわせ国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度を構築し給与 規程等の必要な改正(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与について 支給総額の総枠を設ける仕組みを導入)を実施し、平成19年4月から運用している。

#### ■今後の取組み

1 平成18年12月25日総合科学技術会議の意見具申を踏まえたドラッグラグの解消に向けた236人の 増員及び平成20年5月19日対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言を踏まえ たデバイスラグの解消に向けた69人の増員並びに平成20年7月31日薬害再発防止のための医薬品行 政のあり方について(中間取りまとめ)を踏まえた早期に実施が必要な安全対策の充実・強化に向けた 100人の増員を行うため、当機構の第2期中期計画においては、期末(平成25年度)の常勤職員数の 上限を751人としている。

#### 講ずる措置

2 増員のための人員確保にあたっては、医薬品、医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等 に従事する技術系職員は高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経 験者(企業出身者)などの優秀な人材の確保が不可欠である。

3 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、大幅な増員を予定していることから試算は困難な 状況にあるが、当機構では、これら薬学等に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材 を安定的に確保していく観点等から国の研究職相当の給与水準を保つこととしているため、優秀な若 手職員が増加していく間にあっては、対国家公務員指数を減少させることは困難と見込まれる。

4 しかし、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みを構築)を平成19年度に導入したことから、その着実な実施等により、将来的には、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100に近づいていくものと見込まれる。

#### Ⅲ 総人件費について

区 分		当年度 (平成20年 度)	20年 (平成19年 比較増△減 ) 度)		△減	中期目標期間開始時(平成1 6年度)からの増入減		
給与、報酬等支給総額	į	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)	
THE STANDARD STREET		3,371,889	2,858,307	513,582	(18.0)	1,139,871	(51.1)	
退職手当支給額		千円	手円:	行門	(%)	千円	(%)	
<b>公保于日人和</b> 银	(B)	20,740	19,997	743	(3.7)	8,404	(68.1)	
非常勤役職員等給与	_	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)	
27 H 23 PC   M 2	(C)		1,203,660	213,211	(17.7)	△ 282,467	(△16.6)	
福利厚生費		于円	千円	千円	(%)	手円	(%)	
	(D)		ŕ	86,679	. (17.7)	209,275	(57.1)	
		千円	手円	千円	(%)	千円	(%)	
(A+B+C+	D)	5,385,579	4,571,364	814,215	(17.8)	1,075,083	(24.9)	

## 総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額(A)は、平成20年度に約70名の増員をしたため増額となっている。
- ・退職手当支給額(B)は、前年度より、退職者数及び退職者の勤続年数等が影響したことにより増額となっている。
- ・非常勤役職員等給与(C)は、新たな業務の追加等に伴い、非常勤職員を増員したことによる。
- ・福利厚生費(D)は、増員に伴い法定福利費及び法定外福利費が増額したことによる。
- ・上記の結果、最広義人件費は17.8%の増となっている。
- ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況
- ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

中期目標においては、『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進める中で、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。』とされている。

- ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針 中期計画においては、『「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努 め、中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以 上の削減を行う。当該中期目標期間の最終年度までの間においても、3%以上の削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。
- ※「中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費」とは、582人×平成17年度一人当たりの人件費。ただし、当該目標期間の最終年度までの間においては484人×平成17年度一人当たりの人件費』としている。
- ③ a基準年度の人件費 4,819,511千円
  - ※上記②の中期計画に基づき、582人×平成17年度一人当たりの人件費により算出した額である。ただし、当該目標期間の最終年度までの間における484人×平成17年度一人当たりの人件費は4,007,978千円としている。
    - なお、平成20年度の実績人員に基づき補正した433人×平成17年度一人当たりの人件費は 3,585,650千円である。
  - b当年度の人件費
- 3, 371, 889千円

#### 総人件費改革の取組状況

和八日 良 以一个少 40 加 40 00										
年度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度						
給与、報酬等支給総額 (千円)	545,454	585,425	609,545	607,436						
人件費削減率		7.3	11.8	11.4						
人件費削減率(補正値) (%)		7.3	11.1	10.7						

注:医薬品医療機器総合機構については、本表では、平成17年度の非審査人員に係る実績額(総人件費から審査経理区分の人件費を除いた額をいう。以下同じ。)を基準額として、非審査人員に係る実績額を記載しているが、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査人員について3年間で概ね倍増とされたこと及び「対目直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」(平成20年5月19日対日投資有識者会議)において、デバイス・ラグの解消に向けた取組みとして、医療機器の審査員(35名)をおおむわ5年で3倍増(100名程度)とするとされたこと(当該増員は「規制改革のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)において、着実に実施すべきであるとされ、当該増目は「規制改革のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)において、着実に実施すべきであるとされ、当該管申に関する対処方針については、最大限尊重する旨の閣議決定(平成20年12月26日)がなされている。)並びに「薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について」(平成20年7月31日薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会中間とりまとめ)において、安全対策を担う体制の充実として、安全対策に係る人員の緊急かつ大幅な増員が必要であるとされたことを踏まえ、同機構の第二期中期計画においては、常勤職員について25年度までに751人まで増員することとしており、総人件費改革の取組においては、22年度における人件費の実績額の確定後において、基準額の補正を行うこととしている。なお、基準年度からの増額要因として、大員補充及び平成18年11月の労働基準法第36条に基づく協定(労使協定)の見直しにより、超過勤務手当の支給対象が拡大したこと等による。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。

# 契約

平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」を踏まえ、平成21年3月、入札の公告期間、公告方法及び総合評価落札方式を会計規程に明文化するなど見直しを行うとともに、「総合評価落札方式・企画競争・公募における契約手順書」を作成した。

# ①契約に係る規程類、体制の整備状況

契約にあたっては、実施担当部が作成した行政決 裁について、随意契約については、随意契約理由、 契約相手方、契約金額等を、競争契約については、 競争性・透明性の確保の観点から入札の参加条件等 の審査を行っている。

なお、平成20年度における第三者に対する再委 託の実績はない。

# ②「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況

「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度見直し対象13件については、全て一般競争入札に移行したほか、契約全般にわたって入札化を促進した結果、企画競争・公募を含む競争性のある契約方式の割合が、前年度に比べ13.5%増(33.5%→47.0%)となった。

なお、入札による削減効果は、2.4億円である。 随意契約の金額が平成19年度の27.76億円 から平成20年度の27.97億円と増加している 理由は、増員に伴う事務所借上面積の増等によるも のである。 I 平成20年度の実績【全体】

		件数	金額
一般競	競争入札	96件 (44.7%)	1 1. 4億円 (28.7%)
般競争入札等	企画競争	5件 (2.3%)	O. 4億円 (0.9%)
随意	契約	1 1 4 件 (53.0%)	28.0億円 (70.4%)
	合 計	2 1 5件 ( 100%)	39.7億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの 金額を超えないもの)を除く。
  - ② 企画競争には、公募2件が含まれている。
  - ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

Ⅱ 平成20年度の実績【同-	-所管法人等】
----------------	---------

		件数 金	
般競	競争入札	2 件 (28. 6%)	O. 8億円 (80.5%)
般競争入札等	企画競争	2 件 (28. 6%)	O. 1億円 (7.9%)
随意	契約	3 件 (42. 9%)	O. 1億円 (11.6%)
合 計		7件 (100%)	O. 9億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの 金額を超えないもの)を除く。
  - ② 企画競争には、公募1件が含まれている。
  - ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

# Ⅲ 平成20年度の実績【同一所管法人等以外の者】

			·
		件数	金額
一般競争入	競争入札	9 4 件 (45. 2%)	10.6億円(27.4%)
	企画競争	3 件 (1. 4%)	O. 3億円 (0.8%)
随意契約		1 1 1 件 ( 53. 4%)	27.9億円(71.8%)
合 計		208件 (100%)	38.8億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの 金額を超えないもの)を除く。
  - ② 企画競争には、公募1件が含まれている。
  - ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

# 随意契約見直し計画

平成19年12月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

# 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成20年度以降、順次一般競争入札等に移行することとした。

# 【全体】

-	ı	平成18年度実績		見直し後	
÷		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( 25.0%)	( 25.4%)
				26	592
	並存了!			(51.9%)	( 23.5%)
般競争入札等	競争入札			54	547
	企画競争	( 14.4%)	( 20.7%)	( 1.9%).	( 1.4%)
		15	482	2	33
随意契約		( 85.6%)	( 79. 3%)	( 21.2%)	( 49.6%)
		89	1, 844	22	1, 154
	 	( 100%)	( 100%)	(100%)	(100%)
合 計		104	2, 326	104	2, 326

- (注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの
- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

# 【同一所管法人等】

		平成1	平成18年度実績		し直し後
ļ.		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( %)	( %)
般競	競争入札			( 66.7%) 2	( 96.9%) 79
般競争入札等	企画競争	( %)	( %)	( %)	( %)
随意	契約	( 100%) 3	( 100%) 81	( 33.3%)	( 3.1%) 3
,	合 計	( 100%)	( 100%) 81	( 100%) 3	( 100%) 81

- (注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの
- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

# 【同一所管法人等以外の者】

K III	」	10773			
		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務	・事業を取り止めたもの			( 25.7%)	( 26.4%)
(184	平度限りのものを含む。)			.26	592
	競争入札			( 51.5%)	( 20.9%)
般競争				52	468
入	企画競争	( 14.9%)	( 21.5%)	( 2.0%)	( 1.5%)
札等	上四况于	15	482	. 2	33
随意	生刀必有	( 85.1%)	( 78.5%)	( 20.8%)	( 51.3%)
) 拠危	<b>天</b> 市)	86	1, 763	21	1, 152
	A =1	( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)
合 計		101	2, 245	101	2, 245

- (注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの
- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

- (2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、国と 同基準としている。
- (3) 随意契約の公表の基準について、国と同基準としている。
- 2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期 随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、以下の措置を講じ、 平成20年度以降、順次一般競争入札等に移行。

## (1)総合評価方式の導入拡大

情報システム、調査研究、広報業務等について、総合評価方式による一般競争入札の促進を図るため、過去に実施した総合評価方式による入札を参考に標準業務手順書を作成し、導入拡大に努める。

## (2)複数年度契約の拡大

システム関連等の複数年度にわたる契約については、従来、自動 更新特約により、毎年度随意契約を締結していたが、今後は、複数 年度契約を踏まえた一般競争入札を拡大していく。

ただし、中期目標期間をまたぐ複数年度契約は、公共料金等やむ を得ないものを除いてできないため、第2期中期目標が開始する平 成21年度以降に行う。

## (3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、引き続き入札 公告のHPへの掲載等、効率的な業務を行っていく。

(4)業務・システム最適化計画に基づく取り組み

平成19年度に業務・システム最適化計画を策定し、それを踏まえ、従来随意契約にて実施してきた既存システムの改修、機能追加等についても随意契約から一般競争入札への移行を促進することとする。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・ 見直しの状況」に記載

# 内 部 統 制

①内部統制に係る取組 状況

- O PMDA の業務運営の連絡調整が円滑に行えるようにするため、部長以上で組織する「幹部会」(週1回開催)、PMDA 内のリスク管理・法令遵守等を図るために設置された「リスク管理委員会」(月1回開催)、定期的に財務状況を把握するために設置された「財務管理委員会」(月1回開催)等を定期的に開催し、理事長の経営判断がより迅速に業務運営に反映できる組織体制を整備している。
- O PMDA の業務が関係法令に従い適正かつ効率的、 効果的に運営されているか、また、会計経理の適 正が確保されているか等の観点から、情報システ ムの管理状況、契約の状況、現預金、物品の保管 状況及び就業制限の遵守状況について、内部監査 を実施した。
- O 内部通報制度の周知のため、新任者研修において説明するとともに、内部用ホームページに「内部通報実施要領」を掲載している。
- 主に管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施した。
- O 学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」を設置・開催し、利益相反や就業制限等に関する議題等の審議を通じて、業務の公正性・透明性等を確保した。

# 業務改善のための役職員のイニシアティブ等

①業務改善のための役職員のイニシアティブ 等の取組状況

- 「日本の PMDA」から「世界の PMDA」へとの目標に向かって道を切り拓くために、PMDA の使命を対外的に明確に伝えるとともに、職員が心を一つにして、この目標に向かって日々邁進する誓いとして平成20年9月に「PMDA の理念」を策定した。
- O 国民のニーズを勘案し、国際的な視点も織り込んだ上で体系的に進める観点から、第2期中期目標期間における広報活動全般の基本方針として、「PMDA 広報戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な情報発信を推進することにより、国民に対するサービスの向上を図ることとした。
- O PMDA 全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進める観点から、第2期中期目標期間における国際活動全般の基本方針として「PMDA 国際戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。